

## 第28回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成21年6月11日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	消防長	加藤隆久	会計課長	上谷正俊
	総務課長	坪内頼男	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	税務課長	保井正文
	住民課長	木村佳都男	福祉課長	内山導男
	健康課長	新庄孝	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	廣瀬秋好	地籍調査課長	茅原武
	建設課長	野村正明	水道課長	野村久雄
	下水道課長	寺本康二	生涯学習課長	福本美昭
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	福井泉
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	上月支所長	達見一夫
	南光支所長	春名満	三日月支所長	田村章憲
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 9 時 2 8 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席いただきまして、誠に、ありがとうございます。

本日、ああ失礼。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。今日は、6人の予定をいたしております。

なお、本日3名の方が、傍聴にお越しをいただいております。本当に、ありがとうございます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

14 番、矢内作夫君の発言を許可いたします。

〔 14 番 矢内作夫君 登壇 〕

14 番（矢内作夫君） おはようございます。2日目のトップバッターとして、昨日に引き続きということで、非常にお疲れだろうというふうに思うんですが、ひとつよろしくお願いをいたします。

今回の一般質問通告書なんですけれども、非常に見にくい下手な字で申し訳ないなというふうに思っているんですが、ひとつよろしくお願いをいたします。

何を目ざす、将来の佐用ということで、通告をさせていただいたわけであります。

旧 4 町が合併をし、間もなく 4 年が経過をしようとしております。何十年に一度という大きな町の変革ともいべき合併という大事業を成し、その後、旧町のいろいろなあつれきの中、合併初代町長として、しっかりと頑張っておられました。その業績に対し、深く感謝をするところであります。

前 3 月議会、敏森議員の次期町長選出馬の質問に対し、引き続き町政の責任を負うことが私の使命と考えていると、はっきり次期出馬を表明されました。

この 4 年間、合併協議の中で議論をされてきたこと。そして、また不測の事態にも、その時時にしっかりとした対応をされてきました。引き続き佐用町のリーダーとして、その重責を担われることを望んでおるところであります。

さて、今までも、この同種の質問は、何度か、私もしましたし、あったというふうに思うんですが、合併後、4年を経過し、まず、一番大切な財政基盤は、今のところ、安定をする中で、佐用町を何を目指す町にしたいか。勿論、町長、いつもおっしゃいます、安心・安全のまちづくり、社会づくり、財政基盤の安定は基本であります。しかし、それだけで

はなく、10年後、そして20年後の、このような町に、町を目指したい、まあ夢でもいいと思うんです。次期町長選を控える中、今一度、庵途町長のまちづくりの理念をお聞きをいたしたい。

今、先日、民主党の鳩山代表は、友愛社会の実現を、その理念に挙げられました。残念ながら、そこまで抽象的では、若干、分かりにくい部分があるわけですが、もう少し、形が見える、町長の考え方、そして、それに向かって、町民一丸となって、特に、政治または行政に、ややもすると無関心と言われておる若者も巻き込む中でまちづくりができるような目標と言いますか、夢、マニフェストをお聞きをしたいというふうに思っております。

以上で、ここからの質問は終わります。よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      皆さん、改めまして、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、矢内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

合併に伴う町長選挙によって、多くの町民の皆さんのご信任をいただき、新佐用町の町政を担当させていただきましたが、この間、ご支援をいただいた方々は勿論のこと、他の候補者に思いを託された町民の方々の思いも、謙虚にしっかりと受け止め、新佐用町のまちづくりに全身全霊を傾けて、今日まで取り組んでまいったつもりであります。

振り返りますと、あっという間の3年半余りでありましたが、常に、行政の究極の目的であります、町民の幸せを願い、日々、全力投球で、町民の目線に立って、町行政の推進に努めてきたわけであります。

これまで、ほぼ順調に町政運営ができましたのも、ひとえに、県当局のご支援と、議員の皆様をはじめ、職員も含め、町民全ての皆様方のご協力のお陰であると、感謝をしている次第でございます。

広い町内を、日々、くまなく回らせていただき、各地域の状況や町民皆様の様々な暮らしぶりを目の当たりにし、また、多くのご要望やご意見をたまわる中で、町民、全ての町民が、仲良く安心して、元気に暮らせる、合併して良かったと、心から言っていただけの町の実現を目指して参りました。その実現に向け、合併当初の課題は、何と云っても、新町の安定化と合併効果を生かした財政基盤の強化、そして町の融和でありました。

町民皆様の暮らしに直結した福祉サービスや子育て環境の整備、農林業への対策、産業振興、道路をはじめとする生活基盤整備など、多くの課題に総合的に取り組んでいくためには、合併効果をできるだけ早く産み出し、財政の安定と町民の皆様と共に多くの課題を解決できる体制を作り出すことが急務であるとの思いでありました。

そしてまた、旧町の垣根を取り払い、各地域が相互に連携し、1日も早く1つの町としての姿を目指して行くことができるよう、偏りのない公平な行政運営に務めて参りました。

最大の課題でありました行財政運営の安定化の道筋がつき、さらには、旧町からの引き継ぎました課題も着実に取り組むことができ、町の一体感も生まれて、新しい町の礎を築いてこられたのではないかという思いであります。

しかしながら、世界規模の経済危機の中、申し上げるまでもなく、佐用町でも疲弊した地域経済への早急な対策をはじめ、安心できる医療・福祉・介護サービスの充実、教育環境の整備、過疎と高齢化が進む地域社会の維持、担い手不足の農林業の振興と獣害対策をはじめ、まだまだ多くの課題が山積をいたしております。

このような中で、私といたしましては、基本的には、町長の任期であります 11 月まで、全力を尽くすことが一番であると考え、全力を傾け、一生懸命に毎日、努めさせていただいているところでありますが、これまで築いてきた基盤に立ち、山積する課題と真正面から向き合い、厳しい時代を生き抜くまちづくりに取り組んでいく責任があるとの思いを強くしているところであります。

それによって、何を指す将来のまちづくりということですが、私は、何も、新しい変わったことはないというふうに思います。人は、1 人では生きていけません。1 人 1 人が、いろいろな役割を果たす社会をつくって、お互いに協力しながら、助け合うことによって、豊かで安心した暮らしができるわけでありまして。それが、大きくは国であり、身近な社会が町であろうかと思えます。

町は、そこに住み、生活する人にとっての、よりどころであります。そこに生まれ、育ち、家庭をつくり子どもを育て、人として、豊かな充実した人生を送る。そのためには、町には、いろいろな要素が求められます。特に、一人一人の価値観が多様化した現代において、町に求められる要素はたくさんあるわけでありまして、しかし、最も基本的な誰もがが必要な要素というのは、やはりいつの時代にあっても、安全であること。これは、災害や犯罪がない。また、安心して暮らせる。これは健康であること。医療や、また介護や福祉。また障害を不幸にして持たれた子ども達、そういう方たちにとっても、安心して暮らせる、そういう施設の充実。また、子どもの子育て、教育が安心してできる。また、そういう生活をするための経済の安定、雇用や仕事がやっぱしあること。ただ、人は、そういうものだけでは生きていけません。人間としての心の豊かさ、そういう面での文化や芸術。また、体を、楽しむスポーツであるとか、そういう施設も必要です。そういう生活を、今、行うためには、やはり幅広い地域との行き来ができる、活動ができる、そういう施設も求められます。それは、交通であり、通信の充実であります。

また、それを支える自然環境、私達の町の環境が良いということ。そのことも大きな要素でございます。私は、これらいろいろな要素があるわけですが、何か、飛び抜けて良いと。一点豪華主義ではなくて、やはりバランスの取れた町を目指すということ。それが、まちづくりの目標ではないかというふうに思っております。

これらのことを佐用町に当てはめて見ますと、やはり安全の面で、やはり、佐用は自然的にも災害が少ない。また犯罪も、まだまだ都市部と比べれば少ない安全な町であろうと思えますし、安心のための医療機関においても、小さな、この町にあっては、総合的な病院もありますし、医療についての充実、医療についても、かなり充実している状態が作られております。

また、体が不自由になり、自分で生活できなくなった時の介護施設においても、それぞれの地域で、これまでそういう施設を建設をし、運営がされております。福祉施設において、佐用町は福祉の町といわれるようなことに、今までにも非常に力を入れてきたということで、充実をしてきたところであります。

また、子育てや教育の面においても、保育所、保育園、そして高等学校までの教育が受けれる、そういう状態の町であり、また、その教育施設においても、それぞれ施設も整備をし、充実をしてきているところであります。

また、経済雇用安定の件、そういう面で、やはり佐用町においては、非常にこのへんが弱いところがあるのではないかとということで、今、科学公園都市、佐用町だけではなくって、周辺を含めた企業の誘致でありますとか、産業の発展ということに県や周辺地域と共に取り組んでいるということでもあります。

また、人として、心豊かに暮らすための文化施設や、スポーツ施設、そういう点においてもですね、皆が、使って、活用できる、そういう施設も、かなり充実をしてきておりま

す。

交通や通信の面におきましては、佐用町におきましては、高速道路、鉄道、そして先般、設置を、工事を行いました光ファイバー網による通信、設備、施設、そういう面においても都市部と変わらない通信状況が実現できたということです。

自然環境もいいところだということで、大きな問題もないですけれども、しかし、実際には、山が荒れ、田畑が荒れ、そういう問題が、今後佐用町において、非常に大きな課題であろうというふうに思います。そういうふうに、そういう生活をしていくために、皆がこう安心して生活をしていくために必要な、いろんな要素の中にあっても、まだまだ十分でない部分がたくさんありますけれども、やはり、これは、他の市町、地域とも、やっぱり比べた中で、考えた時に、佐用町は住み良い町。そういうものが、ある程度バランスが取れた町になっていく可能性は十分あるというふうに思っております。

そういう意味で、今後、佐用町の、いわゆる足りないところ、弱いところ、そういう点をですね、重点的に、これからのまちづくりに努めていかなければならないのではないかと思っております。

まあ具体的な夢あるまちの将来像ということをおっしゃるけれども、一言で表現は、中々難しい面があります。合併協議の中で謳っております、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用ということをおっしゃる。これも1つの言葉でありますから、中々、具体的なイメージにはつながらないかもしれませんが、やはり今、一言で表現すれば、そういう表現になるのではないかとこのように思います。

後は、蛇足になりますけれども、私の町における理想とするところ、これは、憧れも含めてでありますけれども、私は、ヨーロッパの地方の、それぞれ、いろんな町がありますけれども、普通の小さな町、そういう、その町の姿を見て、そういう町が、本当に素晴らしいなという思いを持っております。国としても、ヨーロッパ諸国においては、まだまだ日本は、見習わなければならないところが、たくさんあるのではないかと思います。優れた工業生産、工業国でありながら、農業はしっかりと守り、食糧生産は、しっかりと国のあり方として守りながら、国民は、質素ではありますが、本当に豊かな生活が送られているのではないかとこのように、そんなにたくさん見てきたわけではございませんけれども、そういう印象を持っております。

北欧のようなですね、福祉国家と言われる、そういう福祉社会というものも、これは、国民が、皆が、やはり義務と権利。義務をしっかりと果たしながら、そういう権利を作り、国を作っていくという思い、そういうものがしっかりとしているのではないかと思いますし、まあ、小さな町においても、長い伝統と歴史の中で培われた、住民自治の精神というものが、大きな町を作る力になっているように思っております。

地方の特色をいかして国と地方が、しっかりと分権をして、地方の特色をいかした、それぞれの地域の伝統ある文化、そういうものを大切にして、町民の、その地域の皆さんが、暮らして、豊かに暮らしている、そういう社会が、何かイメージとしてあるわけです。

私は、佐用町におきまして、そういう佐用町の特色をいかして、皆が、仲良く助け合って生きていける、そういう協働のまちづくりをしていかなければならない。現在、各地域づくり協議会を設置して、皆さんで、そういう将来の町についてお話をいただいておりますけれども、何と言っても、姿ではなくて、そこに住む人達の、やはり思い、考え方、その皆が参加するという、そういうまちづくりが将来の佐用町の理想ではないかなというふうに思っております。

協働の社会を、町に向けて、今後も、できる限り、私の力、頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

まあ、町長の人間性と言いますか、その気質と言いますか、そういうふうな形のことを考えますと、今のような答弁が、本当に一番あっておるかなという気はします。

私自身、もうひとつ何かこう、アドバルーン的なものでいいですので、何かお聞きしたいなというふうなこともありましたが、そういうふうな、今、答弁いただきましたような形で、今後とも、ひとつ、まちづくりのために、ひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。

その中でですね、1点ちょっと、私自身の提案として申し上げたいというふうに思うんですが、この6月に広報さよういただいたんですが、この一番最後にお悔やみとおめでたというのが毎月載っておるわけですが、これ見て、ちょっとこう愕然としたわけなんです、この月に載っておるのは、6月に載っております出生の方が4名。それから、お悔やみの方が20名だったわけです。で、ちょっと、過去3、4ヵ月振り返って見ますと、3月が6名、お悔やみが23名。4月が8名で、18名。そして、5月が6名で、27名。そして6月が、今言いましたように、4名と20名ということで、この間、4ヵ月間、1年で言いますと、3分の1なんです、見ますと出生された方、おめでたが24名と、死亡、亡くなられた方が88名ということで、これ年間に、単純に換算しますと72名の赤ちゃんが生まれて、264人の方が亡くなるというような、ざっくりとした計算なんです、そういうことになります。これで、50年後言うて言うたら、どないなるんだろうか思うて、これもざっくりした計算なんです、それを掛けて引いて計算しますと、50年後の佐用町の人口1万400人というような、まあ、その計算の仕方が正しいかどうか別として、そういうふうな単純な計算になります。

で、あの、少し前なんです、専門家の方が、テレビで聞いたんか、雑誌で見たんか、もうひとつこう覚えておらんのですが、50年後の2050年には、日本人は、8,400万になると。で、2100年には、4,800万人になるだろうと。それで、2200年には870万人になるだろうというような人口推計がされておりました。

そこで、今まで町長の子育てと言いますか、少子化、いろんな問題に対する考え方というのは、他町では、生まれた時に出産祝い金という形で、20万とか30万とかいうようなことをされておる自治体がたくさんあるわけなんです、佐用町は、それもいいか、町長の考え方として、とにかく子育てをしやすい良好な環境を作ることの方がいいんやということで、旧町時代からやって来られたというふうに思うんです。それは、間違っていないし、僕も、そうだろうと思うし。今も、その考え方は変わらないわけなんです、これほど、少子化と言いますか、なっけていきますと、この、昔は、われわれができた自分は、そりゃあもう、子育ていうんは親がするものやという形のものだったように思います。まあ、実際そうだったろうというふうに思うんですが、これほど、その少子化が加速されますと、やっぱり、これ今、子どもは社会で育てるんやというふうな考え方になりつつあるわけなんです、ほんまに、もう1つ踏み込んで、行政の指標として子育てをしなければいけないような時代が、もう直ぐそこに来ておるんじゃないかというような気がします。

そういった中で、とにかく1つのキャッチフレーズとして、子育て費用ゼロ目指す町みたいな形のもので、何かこう、佐用町の1つのまちづくりの特徴として考えられへんのだろうかというふうな気がしたわけです。

現在、子育て支援というふうな部分につきましては、町もかなり頑張ってくれております。この12月の定例議会が済んだ後だったと思うんですが、われわれ保守系の11人で、予算査定の前にということで、予算の要望書を提出をさせていただきました。その中の1点に、中学校の医療費の無料化というのを挙げておったわけですが、早速、新しい新年度予算で、それを入れていただきました。そういうふうな、形の中で、医療費は、義務教育の状況の中で、今まあ、ただ言うか、無料ということになりました。それでまあ、大分前からなんです、学校で配られる教科書は、これも勿論無料で配られております。今、実質的に義務教育の中で、いろんなもんがあるわけなんです、お金というもの、いりよるのが、給食費、そして保育料だろうというふうに思うんです。

それで、これどのくらい父兄が負担しよんかなというて、ちょっと見て見ますと、保育料については、今年の21年度の予算なんです、8,900万ちょっとだったというふうに思います。

給食費については、今、ちょっと総務課長の福井課長に聞いたわけですが、約8,700万ほどなんだというふうにお聞きをいたしました。

両方で1億7,000万ぐらいの金になるわけです。

児童手当というのが、出生後3年間で1万円ですか。それ以降、5,000円とか3子以降は1万円とかいうふうな形で、町も生財源を出しておられるようですが、そういうふうな形で県と国が支援をしてくれております。ですから、今、給食費、そして保育料、これを無料にしたら、かなり父兄の負担が減るんじゃないかなというふうな気がします。そういった中で、本当にいろいろな、他には、勿論、それだけですむわけでない、いろいろなお金があるわけなんですけれども、今、1億7,000万ぐらいのお金、勿論、大きな財源なわけなんです、一般会計、佐用町、多分、この3月、はっきり覚えてないんですが、一般会計予算が110億ほどだったというふうに思います。1億7,000万言うたら、その1.5、6パーセントぐらいになるんですかな。ですから、その前から、私も言っているんですが、身の丈に合った佐用町の行政体系というのが、しっかりとしたものを今後、1日も早く作り上げるといふことになると、1億7,000万ぐらいの金は、自然と生まれてくるんじゃないかなというふうな気がします。そういった中で、何とか、そういったことにも、ちょっとこう考えていただけないかなというふうなことをお聞きしたいんですが、ちょっと、まあ、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 今、ドンドン人口が減っている。この社会を維持していくためにはですね、全てが、順番に回っていかなくちゃいけない。子どもが産まれて大きくなって、また新しい子どもが産まれてという、その、それがお互いに、その時、その時代、年齢の中で役割を果たして、それぞれを支えながら生活、社会を作るといふことの中で、非常にバランスが崩れてしまっていると。ですから、これは、今、国を挙げてですね、国を、これから維持していくためにもですね、国の存亡がかかっているわけです。国の存亡といふことは、町の存亡にもなるわけですけども。子どもの、今後出生率を上げていくといふことで、対策が、いろいろとされておりまして。それには、そういう経済的な支援や、また、子育てがしやすい環境だといふことが、非常にまあ、行政としては、まず取り組んでいる

ところですよ。

ただ、そういうこともある程度効果が上がってきたのか、先般の新聞では、出生率が1.3を超したと。1.2だったのが1.3ちょっとですね、0.1ですか、ほど上がったということです。

〔矢内君「1.04ほど上がっている」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 1.04ですか。

〔矢内君「うん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） その傾向がね、ずっとこれから伸びてくればいいんですけども、ただ、本当に子どもが、この非常に少ない原因というのはね、これが子育てがしにくいとか、経済的な問題、当然だけじゃなくって、言えば、最終的に、今の価値観。子どもを産んで、そして子どもを育てていく、そういう1つの人生の中での、重きを置く価値観ですね、そこが、二の次、段々と、若い人達が、そういう価値観を持たなくなっているというところに原因があるかなというふうには思います。

だから、やはり子どもを育てる、1つの、それが充実した人生であるというですね、送るためにも、結婚して子どもを育てることが素晴らしいことだというですね、そういう価値観をやっばし教育の中でもね、これ、子どもを育てていく中で、もっと子ども達が持てるようなですね、そういう社会を作っていかなければ、本当に、中々、この今の人口問題、子ども、少子化の問題が解決しないような気がいたします。

そういうことは、言ってみても、中々、直ぐできないことなんですけれども、今、提案の、1つには、確かに、子育てが負担が少ない、安心して育てるためにも、経済的な面でのですね、安心感、そういうことでの行政としてできる支援というのが、こういう医療費の無料化をしていったりですね、子育てにかかる経費、お金を社会全体で、こう負担をしていくということ。そういうことではないかと思うんですけれども、確かに、ヨーロッパ等の国なんかを見てもですね、教育費全て無料であり、また、その中にかかわる、そこに給食とかですね、そういうものも無料にしているところもたくさんあります。

まあ、そういう、それには、当然、国民が、皆でこう育てようという中で、非常に高い、消費税にしても20パーセント、25パーセントのね、消費税を払ったり、税においても本当に、もっともっと高い税を負担してですね、それを維持、そういう社会をつくっているということです。

ですから、まあ、今、佐用町ができることの中でね、今、言われるような、経済的な負担を軽減していくということも、当然、ある程度は、できることを、身の丈に合った中で考えていくことが必要だというふうには思いますけれども、まあ、私は、まあ、そういうことと同時に、先ほど言ったような、一人一人の考え方、価値観という問題についても、取り組まなきゃいけませんし、また、もっと、幅広い、子育ての充実した環境を作っていく、子育てがしやすい環境を作っていく、これは、町の行政としてのね、やっぱり責任だというふうに思っておりますので、今、ここで、給食費をね、無料にするとか、保育料全て無料にするとかという、その1つの具体的なことだけの答弁は、回答はできませんけれども、そういう子ども達への少子化対策という問題、これは、今、社会全体の大きな問題であるというふうには、当然、認識して、この今後の町行政においてもすすめていかなきゃいけないということを思っておりますので、総合的に、いろんな面で、そういうご意見もいただきながら、考えていきたいというふうに思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 勿論、この場で、町長に、そういうふうな即答を求めようとは思いませんし、そういうこともできるわけではないというふうに思いますので、とにかくほな確認としてね、そういうことも、ひとつ真剣に考えてみようという言葉が出していただけるかどがいかが、もう一度お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ですから、少子化の中で、どういう対策が必要なのか。そういう中に、そういう、問題もね、課題も当然あるかと思えますから、そのことは、少子化に対しての対策、これは、私は真剣に取り組んでいかなきゃいけないということを思っているわけです。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ありがとうございます。まあ、よろしく願います。

まあ、後 1 点なんですけど、旧町時代から計画をしておりました、佐用の保育所の、今、改築が、次々進んでおるわけなんですけど、保育所、まあそれいいんですけども、併設される、その子育ての支援センターなんですけど、今、ちょっと聞くところによりますと、あの中に活動していただいておりますママプラザが入ったり、子育てに悩むお母さん方の悩み事相談をしたりというような、漠然としたことはお聞きしたように思うんですけど、今、ほなら、その支援センターで、どういうことをしよう。まあまあ、いくつかあるだろうというふうに思うんですけど、何を、その具体的に、こういうことをやろうと思うとんやというようなことが、ありましたら、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それでは、子育て支援センター、今、建設して、大分建物、概略ができてきております。この内容なんですけど、基本的には、さっき矢内議員もおっしゃいましたように、非常に少子化の中で、直ぐ近所で、同じ世代同士の子ども達が、交流することができないと。今まで、各それぞれの旧町単位でも、ママプラザという子育ての学習センターという格好で、それはむしろ母親がですね、子どもさんを連れてという形なんですけど、1つの大きな目的は、いつでも誰でも、子育て支援センターに来ていただければですね、同世代の子ども達が、交流できる広場を開放するというのが、一番大きな目標になるのかなと思います。

で、それにあわせて、当然、お母さん方の子育ての悩みというのが、非常に多様化してきておりますので、その悩みも、そのセンターでしっかり受け止める。そして、また、基本的には、私どもの、町、佐用町の特徴としては、やはり、今、母子関係の事業を、母子保健関係の事業が、幕山のセンターということで、やまびこということで、非常に町の中心地でないということもありますので、もっともっとお母さん方が気楽に、中心部であります、今度の新しい施設で、自由に集まって来ていただいでですね、自由に子育て交流しながら、これからの佐用町の子どもを育てていく施設という形で運営していけたらというふうに思っております。

それから、まあ、当然、今までから、社会福祉協議会のまちの子ひろばとか、いろんな子育ての支援団体等がありますので、そのへんですね、連絡調整。それから、また、当然、子育て中に障害を持たれたお母さん方もですね、そのセンターを通じて、それは、おそらく、プログラムの中での工夫になると思うんですが、同じ障害を持つお母さん方も、そこへ集まって来ていただいでですね、相談したり、いろんな勉強をしたりというふうなセンターになったらということと。

まあ、あわせて、以前から言っておりますように、中々農村部で、全ての学校で、その学童保育等の対応ができておりませんので、個別に何とか対応できるシステムとして、ファミリーサポートセンター、登録していただいで、その日の都合によってですね、その保護者が都合の悪い時に、子どもを、ご近所の協力会員と言いますか、預かっていただける仮の保護者ですね、そういうふうなネットワークも、当然、ここのセンターでやっていきたいというふうに思っています。子育て支援センターの業務は、それぞれ、いろんな各地で、設立されておるんですが、全体的な大きな目的というのは、そういうような目的になっておりますので、できるだけ幅広い、そして、子育て中の、その保護者が自由に集まって来ていただいでですね、お互い情報交換しながら、特に、子育ての学習もしていただく、そして悩みの相談ものっていけるといいうふうな対応をというふうに考えております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ありがとうございます。と言いますのはね、非常に個人的な話になるんですけども、私の娘が、この5月の1日に姫路で出産をしたわけなんですけど、退院してから、約1カ月間、先日まで私とこの家に帰って来ておったわけです。今もう姫路へ帰ったわけなんですけど、その時に、まあ1カ月間、私が、毎日孫の顔見て、非常に楽しい思いをさせていただいたんですが、そのね、どのぐらいの期間続くんか、私も3人の子どもを、育てたいうか、子どもがいました。それほど、どうこうは思わなんだんですが、この1カ月間、その娘を見てきますとですね、だいたい、生後何カ月まで続くんか分らないんですが、寝ておるか、起きたらミルクやる時ぐらい。それでもう、ほとんど寝てます。その期間がですね、寝とう期間と、ミルクやる時間というのは、だいたい2時間半から3時間ぐらいに1回ずつと、こうやってました。

それで、幸い、うちは、私もおりましたし、家内もおりますし、まあ言うたら3人で、その子を見ておったというような状況があったわけなんですけれども、これ今まあ、新聞紙上とか、テレビなんかで、非常にこう凄惨な幼児虐待とか、そういうふうな記事がよく載っています。別に、これを肯定するわけでは決してないんですが、本当にあれ、お母さん1人で、毎日、毎日、ああいうふうな状況が続いたら、これは、ちょっとノイローゼになるだろうなというふうな気持ちを、非常にこう、よく分かったような気がするんです。

それで、まあ、帰る時に、困ったらいつでも言えよ。うちのが、いつでも行ける状態にあるからということで、娘には言うたわけなんですけど、できたらね、そういうふうなことが続く中で、一晩でも、母親に、しっかりとゆっくりと休ましてやるというようなことも、そのサポートセンター、ファミリーサポートですか、そういうふうな中で、お考えがあるのかどうかね、そのこと、ちょっとお聞きしたいんです。

〔山本君「通告にあれへんがな。そんなもん」と呼ぶ〕

14 番（矢内作夫君） いやいや、将来のあれでええん違う。

〔山本君「通告あれへんがな」と呼ぶ〕

〔福祉課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 今、ファミリーサポートセンターの立ち上げの準備を進めておりますが、原則としてですね、夜間の泊まりというのは、今のところ想定しておりません。日中の一時預かりという形ですので、ちょっと一晩、その代わりというのは、今のところ、県下いろんな所のサポートセンターも調査しておりますが、夜間泊まりでやっておる所というのは、ほとんどありませんので、ちょっと今のところ、私どもも想定はいたしておりません。

〔矢内君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい。

14 番（矢内作夫君） あのね、将来のまちづくりというような観点の中でね、私は、お聞きをさせていただいておりますので、全くはずれておるとはいうふうには思っておりませんので、続けさせていただきたいというふうに思います。

〔山本君「そんなこと言いよったら、何でも言えるがな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 静かにしてください。私が、私なりに議長として判断してますので、問題から外れておれば、必ず、私の方から指摘しますので、静かにしてください。続けて下さい。

14 番（矢内作夫君） 今ね、お聞きをした、今、夜間でいうのはないというふうにお聞きしたんですが、ほんまにね、そういうふうな、ここは、佐用という田舎ですのでね、何らかの形で、お母さんがおられたり、いろんな形でサポートされる方がおられるというふうには思うんですがね、そうでない方も、まあまあ、何名かおられると思うんです。そういうふうなところに、ちょっとやっぱり、何かこう手を差し伸べてやっていただけるようなことも、今後ね、考えていただきたいなというふうに思うんです。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

福祉課長（内山導男君） 乳幼児ですね、原則的には、その保護者なり家族で面倒見ていただく、育てていただくというのが原則になるうかと思うんですが、確かに、矢内議員おっしゃいましたように、町内でも、その虐待問題とか出てまいりますので、そういう場合の緊急処置的なものは、既に、子どもセンターも通じてですね、組織体制が、ある程度できておるんですが、通常のお母さん方がですね、一晩、また二晩、ちょっと疲れたからというのはですね、保育園では、緊急一時保育等もあるんですが、中々、保育園での、そういう対応だけになってしまいますので、ケースに応じてですね、対応を、当然、今後、想定していかなければならない課題だとは思いますが、現状では、そういう状態であります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） まあ、あの町長、答弁にもありましたように、とにかく協働のまちづくり、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用というのを大きなアドバルーンとして、これからも頑張りたいというふうにおっしゃったように思います。そういった中で、ひとつ、今後とも、引き続いて頑張りたいというふうに思います。ありがとうございました。終わります。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君の発言は終わりました。

〔山本君「その話おかしいよ」と呼ぶ〕

〔「何がおかしいんなら」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 続いて、18 番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。

〔18 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18 番（平岡きぬ糸君） 18 番議席、日本共産党の平岡です。

3 項目について、町長の見解を伺いたと思います。質問に先立ち、通告書 15 ページの 2 項目目の、福崎町の町内業者に依頼した 10 万円の金額を 20 万円に訂正願います。それでは、質問を行います。

1 番目に、地域公共交通総合計画の実施についてを質問いたします。

町長は、通学生や高齢者・障害者の交通手段であるウエスト神姫バスが、3 路線、今年 10 月末で休止されることを容認されていますが、3 月 30 日に路線バス船越佐用線存続を求める沿線住民から、町長宛にバス存続と、公共交通の充実を求める要請署名が提出されました。私は、今からでも町民の要望を尊重して、存続の努力をすることが必要ではないかと考えるものです。それでは、地域公共交通総合連携計画の実施について、町長の見解を伺います。

、新たな交通手段の具体的な内容は、いつ示されるのですか。伺います。

、地域公共交通の会議は、どのような形で進められていますか。

、公共交通の充実についてを伺いたと思います。佐用船越線は、計画では、朝夕の時間帯一往復に代替バスを運行するとの内容で、現在運行されている 4 往復から大きく減

便されることとなります。それは、通院や通園、買い物、町役場、農協、郵便局、鉄道の利用者などへの交通機関がなくなることとなります。これでは、便数について、現状維持ができないのではないかと危惧するものですが、どうされるのかを伺います。

東中山佐用線、上郡佐用線は、スクールバスの運行と一般も混乗する内容です。実施にあたって関係者との協議状況は、どう進められておりますか。また、具体的な運行案を示していただきたいと思えます。

地域への運行委託制度について実施に向けた協議状況はどうなっているのか、状況を明らかに願います。地域任せでなく、町が責任を持って運行の努力をするべきだと考えますが、見解を伺います。

、高齢者外出支援事業、さよさよサービスを毎日運行すべきではないか。これは従前からお尋ねしているところです。また、タクシー運賃助成事業も、利用制限の緩和と初乗り運賃助成の復活が必要だと考えるものですが、どうでしょうか。

、町が責任をもって、佐用町全体の巡回バス、コミュニティバスの運行が必要であると思えますが、その検討はどこまで進んでいるのでしょうか。お尋ねします。

点目に、鉄道について、朝夕高校生が利用する時間帯、これは7時代なんですけれど、車両が1両のため大変混雑しております。関係機関に、その改善を求めていただきたいと思えます。

2項目目に、住宅リフォーム制度の創設を求めて質問を行います。

現在、佐用町が実施しております住宅改修制度に加えて住宅リフォーム事業の提案を2006年9月議会、金谷議員が行ったところです。全国では、住宅リフォーム制度を受けやすくするなど19都道府県の83自治体で住宅リフォーム制度を実施されています。これは、全国民主商工団体が調べた、今年5月11日現在の数です。実施されているところでは、今、仕事が厳しいだけに、助成制度は、建築業者や住民から大変喜ばれていると、私は伺っております。兵庫県下では、明石市・稲美町・福崎町の3自治体が実施されています。この助成制度は、耐震改修、高齢者住宅対策、介護保険、環境対応などの政策と関連して、数多くの種類の事業が実施されているというのが特徴です。

具体的に福崎町では、町内業者に依頼した20万円以上の工事に対し、5パーセントの助成、5万円を限度にして実施されており、主に下水道関係に活用されているとのことでした。

2つ目に具体的な明石市では、リフォームの際に、耐震改修として成果をあげているということで、国会でも2005年10月、参議院国土交通委員会で日本共産党の仁比総平議員が、明石市の状況、5年間で1,082件、市の助成額は9,000万円、結果としての工事費用額、総額は、14億3,000万円で、15.5倍の効果をあげているというふうに取り上げ、当時の国土交通大臣、住宅リフォームや耐震改修を進めていただきたいとの答弁。また、国務大臣も地方から提案事業としてリフォームプラス耐震改修の支援をしていただきたいと答弁などをされているところです。

少ない財政支出で、その数十倍を上回る経済波及効果は、極めて大きいものが期待されると思えます。また、今、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金が出されているところですが、これを活用し、制度を実施してはどうかと、私は提案します。伺いたいと思えます。

3項目目に、平和行政について伺います。

核兵器廃絶について、アメリカのオバマ大統領が4月5日、ブラハで、核兵器のない世界を目指す演説を行いました。アメリカとロシアで、現在1万発以上の核を保有していると言われております。一方、北朝鮮は、5月25日、2回目の核実験を行いました。これは、北朝鮮に核実験を実施しないことを求めた国連安保理決議、またさらに自らも合意し

た6カ国協議の共同声明に明白に違反する暴挙です。近隣諸国の安全に対する重大な挑戦であり、断じて容認できない内容です。今、核の力でかけ引きする時代ではありません。世界の流れが大きく変化してきています。

日本ではどうか。非核自治体宣言をしている自治体は、今年4月1日現在、1,496自治体、全自治体の81パーセントになっています。ちなみに兵庫県では71.4パーセント30自治体が非核宣言を行っています。

合併前の南光町と三日月町では、非核宣言を行い、南光町では、町のバスで広島に核廃絶と平和を祈念して町民が折った折鶴を届けるなど平和行政を町挙げて取り組んできました。

来年5月には、国連本部で核拡散防止条約、唯一の国際合意の核兵器廃絶のものです、開かれます。核保有国によって核廃絶への明確な約束が再確認されることとなります。核廃絶という問題が言語を絶する苦しみを体験した唯一の被爆国日本国民の大事な問題であるとともに、重大な問題であるとともに、オバマ大統領のプラハ演説を契機として、この人類的課題が、空想的なものでは決してなく現実のものとなる可能性を多くの人たちが感じているところだと思えます。こうした前向きの変化が起きている中で、町として取り組みを求めて質問します。

1つとして、町として非核平和宣言を行うこと。世論と運動を広げることについて、去年の12月議会で町長は、国の責任であるもので、町の取り組みはしないと答弁されておりますが、改めて見解を伺います。

2つ目に、唯一の被爆国であります日本が核兵器廃絶の先頭に立つことが急がれております。国に対し、核廃絶の取り組みを進めるように要請していただきたい。

3点目に、町が、憲法9条を尊重して核廃絶・平和行政を積極的に推進することを望むものであります。

以上で、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは平岡議員からのご質問にお答えさせていただきますが、答弁の前に、路線バスの休止に関して私が容認しているとのことですが、3月の議会で申し上げましたとおり、これまでも、事業者に対して路線の存続について強く要望を続けてまいりましたし、路線バスの維持確保を図るために、赤字補填や利用助成回数券の販売を行うなど、あらゆる手立ても講じて利用促進にも努めてまいりました。しかし、事業者よりコスト削減にも努めたが、利用者数の減に伴い、運送収入が更に減少し路線収支が悪化しており、今後、これを維持していくことは難しいと、できないという理由から、3路線からの撤退をするとのことでありました。存続を求める沿線住民からの要請署名も平岡議員と共に持って来られたわけではありますが、その方にもお聞きした中で、バスを利用されておりますかということでしたが、バスは利用していないというお話でありました。また、バスの存続ができないなら、代替の交通対策をして欲しいと。ただ、バスの存続だけを求めて署名したのではないと。いうふうにもお話しになりました。そういう、このような現状や、住民の皆さんの要望を踏まえて、新たな交通対策に取り組んでいるところでございますので、町民の要望を無視して路線バスの休止を容認していると言われることに対しての容認はできません。

それでは、1点目の新たな交通手段の具体的な内容の提示の件でございますが、先日の

行政報告でも申し上げましたとおり、本年度において実施しようとする事業計画を去る 5 月 25 日の佐用町公共交通対策協議会において審議をいただいたところであり、そこで承認された事業計画を実施に移すために、本議会にも補正予算案を提出させていただいておりますので、ご審議賜りますよう、どうぞよろしく、お願いを申し上げます。

次に、地域公共交通の会議の進め方の件でございますが、佐用町地域公共交通対策協議会は、地域公共交通総合連携計画を策定するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条の規定に基づき設置された法定協議会であります。協議会の主たる目的は、総合連携計画の策定であります。今後は、計画に基づく事業の実施内容についての評価や必要が生じれば計画の見直しなどを行うこととなっております。会議につきましては、事務局より審議事項を提案して、提案事項は、関係機関との協議調整を行い、協議会に、また、提案をしております。協議会では、ご意見をいただきながら意見を集約し、採決をするという方式となっております。

次に、公共交通の充実についてでございますが、佐用船越線の代替交通に関しては 3 月議会においても申し上げましたとおり、最も利用の高い佐用高校生の通学に支障がないように、まず検討したものであります。三河地区の自治会長の連名で昼間の便の要望もいただいております。平日の朝、昼、夕方の方の 3 便で運行したいというふうに計画をしております。なお、議員のおっしゃる 4 便で現状維持をとのことでございますが、利用者数が非常に少ない現状において、利便性が大きく変わることはないと思われ、もし、利用者の状況を、今後、利用者の状況を見てですね、必要があれば変更。また、その時点において、変更をすれば良いというふうに思います。

この度、さよさよサービスの利用対象者の範囲を拡大するなどの対策も行ってまいりますので、利用者の方には、さよさよサービスやタクシー助成制度など、利用できる交通を上手に工夫して活用していただきたいというふうに考えております。

スクールバスの混乗化につきましては、現在、教育委員会において実施方法の検討をしているところであります。具体案ができた段階で PTA 等関係機関と協議を行う予定であり、協議の整ったところから順次実施をしてまいりたいと思っております。

市町村運営有償運送の地域への運行委託制度につきましては、行政が地域への支援を行うという性格のものであり、今後、地域の申し出を受けて、具体的な協議を行っていくこととなります。例えば、江川地域づくり協議会におかれましては、高齢者等、交通弱者の交通確保を地域の課題として、住民が住みよい地域づくりを目指し、平成 18 年より地域交通の課題に取り組んでおられます。3 月には地域でコミュニティバスの実証運行も行い問題点や課題の整理など、現在も地域住民の皆さん方で協議検討をされております。その結果、自主運行の申し出があれば、行政は地域が活性化するために応援したいというふうに考えております。

次に、さよさよサービスの毎日運行ということについてでございますが、これも 3 月議会で答弁させていただいたとおり、持続性、継続性のある安定したサービスを提供するためにも、相応の財政負担により運営することが最も望ましいと考えます。また、毎日運行をすることにより民間事業者への経営を圧迫することも考慮する必要もございまして、現状が適している、現状の方法が、今のところは、適しているものと考えております。また、タクシー運賃助成事業に関しては、平成 20 年度で 2,000 万円近い財政負担を行っているところであり、利用者 1 回あたりの平均助成額は約 950 円となっております。利用回数の制限につきましては、乗り合わせなど利用者の方に工夫していただくことにより、有利な運用方法でご協力いただきたいと考えております。その結果、利用回数も増加することができますし、加えて町の財政負担も軽減できて、より効果が上がるものと考えます。

旧南光町で実施されておりました初乗り運賃助成制度の復活をとのことでございますが、

初乗り運賃のみの助成制度にすると、先ほども申し上げましたが、利用者1回あたりの平均助成額は約950円で、初乗り運賃と比較しますと、町の財政負担は軽減されますが、長距離をご利用になる方の負担が大きくなります。当然、そのために、現状の制度を維持していくことの方が、利用者にとって、より良い制度ではないかというふうに思っております。

次に、佐用町全体の巡回バスの運行が必要でと、その検討がどこまで進んでいるかという話でございますが、佐用町の地域の状況を見ていただければ、その道路網、また集落の点在、人口などを勘案して考えてみればですね、定時定路線での運行は非常に非効率で、なじまないというふうに考えております。これまででも、旧町においても、巡回バスの運行等も、いろいろ研究した結果、現在の方法の方が、より効率性があるというふうに結論が出されております。そのため、さよさよサービスではデマンド方式を採用しており、結果、利便性が高く効率的かつ経済的な運行ができているものと考えております。

次に、鉄道について、朝夕高校生が利用する時間帯の混雑解消であります。下り佐用駅8時19分着の姫新線は、2両ですが、その他の時間帯は、1両の運行となっております。町といたしましては、姫新線姫路上月駅間電化促進期成同盟会を通じて車両増結も要望しておりますが、鉄道事業者は、朝夕の混み具合について一定の理解を示しながらも、積み残しが生じていない状況での増結は困難であるとのことであります。しかし、この件につきましては、高校との要望もありますし、今後、JR西日本の方に要望は続けて参りたいというふうに考えております。来年3月からですね、新しい高速化に伴うダイヤ改正も行われることとなっておりますので、それに合わせて、できる限り、ゆとりのある車両運行ができるように要望もして参りたいというふうに思います。

次に、住宅リフォーム制度の創設についてのご質問でございますが、昨年からの世界的な経済情勢の悪化により、建築業種はもとより製造業全般において非常に厳しい経営状況であることは、十分承知をしておりますが、以前、金谷議員からのご質問にもお答えしましたように、住宅改修制度としては、人生80年いきいき住宅助成事業や障害者等住宅改修費給付事業などの制度により、住宅改修に対しての支援を行っております。

耐震改修の助成制度も含めて、今回の地域活性化・経済対策臨時交付金事業での個人住宅への助成制度等は、今のところ考えておりません。経済対策臨時交付金事業につきましては、この9日に説明させていただいた、このとおりでありまして、地元の土木、建築、水道関係などの事業者の方々にも配慮しながら、地域の経済対策や単独事業で今まで実施できなかった懸案の事業や子育て、学校教育施設の充実などの経費に充てていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、平和行政についてということで、3点、ご質問をいただいておりますが、平成18年9月と平成20年12月に同様のご質問をいただいた時にお答えしたところと基本的には変わりません。わが国におきましては、憲法及び国防の基本方針、非核三原則などの防衛施策の基本に則り、国の独立と平和を守るために、自ら適切な規模の防衛力を保有されるとともに、日米安全保障体制を堅持され、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、ひたすら平和国家の建立を目指し、努力をしているところであります。

また、非核三原則などが国是となっている現在、非核平和の町宣言をするまでもなく、恒久の平和は、日本国民の全体の念願であります。

近年、近隣諸国で、特に北朝鮮の核実験等に対して、核拡散防止条約等に基づき、様々な外交交渉等なされているところであります。このような中、住民一人一人がそれぞれの立場において、恒久平和への思いで様々な活動を実施されることにつきましては、敬意を表するところでありますが、国の責任として、外交などにより関係諸国と連携を図られ、

国益・安寧にご努力をいただけるものと考えております。

本町におきましては、平成 17 年 10 月に、佐用町生活安全条例を、平成 18 年 3 月には、佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例等を制定し、法に基づく対応をしているところでございます。自然災害への対応も含め、この自治体に課せられた使命として、住民の皆様とともに、その目的が達成されるように、鋭意努力したいと考えておりますので、さらなる皆様のご協力をお願いするところであります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まず 1 点目の地域公共交通総合計画の実施についてから、再質問を行いたいと思います。

住民の方の路線バス存続を求める声に対して、私も同席して町長から受け取っていただいたわけですが、来られた方は、その時説明を付け加えておきますけれども、それまで運転はできていたけれども、その日、後ぐらいですけれども、自分で運転をしない、免許を返上した方です。ですから、それまでの間は、自らは利用していなかったという回答だったわけで、その点を説明しておきます。

それから、5 月 25 日に、町の交通会議、対策会議で承認され、補正予算で挙げているということのご回答だったんですけれども、補正予算は、この議会で審議されるわけですが、この一般質問の中でも、その会議で決められた内容について、もう少し説明を加えていただけませんか。その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 5 月 25 日に公共交通会議ということで、計画につきまして、前に議員連絡会でお話をした内容と、そう変わりはございませんが、その計画に基づきます具体的な内容につきまして、ご検討をいただき、ご承認をいただいたというふうなことでございます。

計画がございまして、実施計画と言いますか、具体的な計画についてご検討いただいて、ご承認をいただいたということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） だから、その具体的に提案した内容を説明していただきたい。

まあ、補正予算で、金額 400 万、それから 100 万という形で挙がっておりますけれども、その内容について、ご説明願いたいと質問したんです。

議長（西岡 正君）

はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） それでは、ご説明申し上げます。まず、鉄道に関する関係でございすけれども、これにつきましては、ハイキングマップの作成ということで、特に交流人口と言いますか、観光コース等も設けまして、交流人口等の誘致を図りたいというふうなことから、観光マップの作成を行うということでございす。

それから、駅前の駐車場整備ということで、パーク＆ライドということで、これにつきましては、播磨徳久駅、それから、三日月駅の前の駐車場の整備というふうなことで、整備を行っていくということでございす。これにつきましては、当初予算におきまして、ご承認をいただいております。

それから、バス関係でございすけれども、播磨科学公園都市への新規路線バスの実証運行というふうなことでございす。これにつきましては、現在、路線バス事業者との協議中ということで、まだ、詳細なことについては、今後、詰めなければならぬわけにございすけれども、JR三日月駅から播磨科学公園都市への神姫バス路線を開設をするということでございす。

それから、佐用船越線でございすけれども、これにつきましては、先ほども、町長の答弁の中でございましたように、朝・昼・夕方の3便でもって運行をするということでございす。運行に当たりましての方法につきましては、今後、まだ詰めていかなければならぬということにございす。時間的な問題につきましても、今後、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、さよさよサービスの車両の導入でございすけれども、老朽化しておるものがございまして、さよさよサービスの車両の導入を行いたいということで、これにつきましては、今回の補正予算に提案をさせていただいております。

それから、地域への委託と、さよさよサービスの地域への委託というふうなことでございす。これにつきましては、先ほども答弁の中でございましたように、町としてはですね、地域で運行をされる、そういった自主運行をですね、応援をしていきたいというふうなことで考えておるところにございす。

それから、さよさよサービスの利用者の拡大ということで、現行に加えまして、自ら自動車及びバイク、そういったものが運転できない方で、公共交通の利用が困難な方につきまして、範囲を拡大をさせていただくということでございす。

それから、JR姫新線の輸送改善事業、これにつきましては、継続実施ということで、引き続き推進をしてみたいということでございす。

それから、スクールバスの混乗化でございすけれども、既に4月からは、大酒方面、久崎小学校の関係でございすが、運行を開始いたしております。秋にはですね、佐用中学校の江川方面についても新設をしていきたいということでございす。スクールバスが動いておる路線、たくさんございすが、関係機関、特にPTAでございすとか、そういったところとの調整をですね、今後進めまして、調整が整った段階でですね、実施ということで進めてまいりたいというふうに思います。

それから、路線バス利用助成事業につきましてはですね、神姫バスの山崎千種、この路線が残るわけにございすが、これにつきましても従来どおりの助成制度を継続をしていきたいということでございす。

それから、タクシー運賃助成制度でございすが、これにつきましても従来どおりの継続実施ということでございす。

それから、免許自主返納制度ということで、高齢者の皆様がですね、自ら運転できないというふうなことで、免許を返納された際にですね、そういった返納される制度をですね、

されることを応援したいというふうな制度を設けるということでございます。

それから、中国横断自動車道平福インターチェンジの駐車場整備というふうなことで考えておるところでございます。

あっ、ごめんなさい。中国道というふうに申し上げましたが、姫路鳥取線でございます。申し訳ございません。

以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 25 日の当局の提案については、関係する参加者は、承認されたということの報告だったと思いますけれど、まず 1 つ目に、路線バスの協議のことですが、新たな路線として、その JR 三日月駅からテクノですか、そちらに播磨科学公園都市の新規バス、新しいバスを運行するという、そういうことを路線バスの会社と協議しているという報告だったかと思うんですけど、この路線バスの会社というのは、協議されている相手方ですけど、どこなんですか。三日月から一番テクノ近いわけなんですけど、その間のバス路線ということだったんですけども、これが、佐用からだったらいけないんでしょうか。その点、うかがいます。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 事業者につきましてはですね、既にまあ、神姫あるいはウエストというような会社がですね、相生、上郡、新宮といった所から、播磨科学公園都市への乗入れをしておるところでございますけれども、特にまあ、私どもといたしましては、その延伸をというふうな思いがございまして、まず、その部分で、協議をさせていただいておるところでございますので、神姫バスが入っておりますので、そこでの協議ということで調整をさせていただいております。

それから、先ほど、まあ、佐用駅からのというふうなお話もございましたけれども、一方で、JR がございますので、私どもとしては、やはり、佐用から JR 三日月間については、姫新線、こういったものをご利用いただきたい。バスもそうでございますが、鉄道についても、やはり利用促進を図っていかないとですね、今後、増便等の話もあるわけでありまして、利用者が少ないとですね、やはり、そういったことについても、一旦は上がったとしても、また減便というようなことも十分考えられますので、そういった部分で、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 新規、播磨科学公園都市へのバス運行については、そこにある学校に通学される父兄の方からも要望が、私も聞いているんですけど、その新たなバス路線ができるということについては、歓迎されると思うんですけど、JR とバス路線との接続というか、利用しやすい、JR の時刻と、それからバスとの接点になる、うまく乗り継ぎができる、そういう形をとるために、この、そういうことも含めて、地域公共交通会議

というのは、頻繁に、これからも開かれるんでしょうか。その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、バスなりJRとの接続関係でございますけれども、その点については、十分配慮していきたいというふうに思っております。

で、公共交通会議でございますけれども、特に、協議の必要が生じた時、特にまあ、例えば、船越線に例をとりますとですね、今後運行していくわけでございますけれども、利用状況がどうであるとか、今後の、そういったものを評価をしていく、そういったこと。また、実施をいたしまして、ここは見直さないかなあというふうなことも当然、出てまいろうかと思っておりますけれども、そういった段階でですね、ご協議、ご検討をいただくということになろうと思っております。ですから、定時的に、いつというようなことじゃございませんで、そういった状況を判断しながらの開催かなというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） というのは、路線バスは10月いっぱいまで休止になるわけで、11月からどのような形になるのか、具体的に、それこそ具体的な提案が必要なわけで、そういう意味では、利用者の人の声が、ちゃんとこう反映されるというのが一番だと思うので、そういう声が反映できる場所というのが、それまでの間に絶対必要だと思うんですけど、そういうことは計画にありますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 特に、三河線のことをおっしゃっているんだろうというふうに思いますが、ダイヤの問題にいたしましても、そのJRのですね、ダイヤ改正等の関係も、それによって変更してくるようなこともあるわけでございますけれども、特にまあ、三河地域の7自治会長からの昼間の運行というふうなご要望もいただいております、近々ですね、そういったことで、こういったことで町の考えはこうなんです、地元の意向としてはどうでしょうかというふうなですね、そういう時間的なことについては、地元と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） それと、スクールバスの運行なんですけれども、教育委員会の方で、具体案ができたところから実施するというところで、PTAと調整会議を進め、その上、合意ができた時点で実施するということだったんですけれども、それも時間的な制約が10月いっぱいというものがありますので、その点の進行状況は、今現在どうなっていますか。伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） ただ今、お尋ねの件でございますが、とりあえず学校の授業、行事が、こう最優先されます。現在の学校の授業の開始時間、それから下校時間、そうしたものの。それから、早く帰る時間帯がございますので、そうしたものの、今、調査に入っております。で、随時、学校、PTA関係との協議、それから近隣の沿線の方々への周知の方法、できたら、申し込みをいただいて、登録制にして活用いただけるような方法がとれたらということで、現在検討を進めております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 検討中なので、それが近々提案されるということですか。いつ頃ですかという日にちが示されたら、具体的にお願ひしたいと思ったんですけど。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） すいません。ただ今、江川線におきましては、バスの発注を現在準備を進めております。ただ、車の購入に際しましても、直ぐ入って来ないわけなんで、車が入って来たら、試運転等も必要ですので、概ね、廃止になる一月前ぐらいには、何とか体制を整えたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） その1カ月前までに体制を整える、その前にPTAとの調整も進めるということで、了解してよろしいんですね。はい。

すいません。じゃあ次の、1点目は、ここで置きます。

2点目の住宅リフォーム制度の創設について2回目の質問をさせていただきたいと思えます。経済的に、今、大変な状況にあるので、けれども、現在のところ、特に考えていないというご回答だったかと思えます。ただ、国がしている生活、地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用を通して、その地元にも配慮しながらやりたいという回答だったかと思うんですけど、この関係について、特に、地元の業者に配慮しながらやりたいというお答えいただいた、その裏づけ、具体的には、どのような配慮されるのかお示してください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、この今回の交付金だけの問題ではないと思うんですけどね、

今回の交付金の活用にあたりましては、この交付金の計画の中でも、説明をさせていただいたとおりです。地域の建設事業者、土木事業者、そういう人達へのいろんな事業の発注にも今回取り組んでいけるようにですね、行っております。

それは、たくさん、それぞれ例えば、一番目の始めました、今の旧上月町の上月薬局であった建物の、例えば、撤去においても、これは当然、撤去をして、周辺のまた、管理をするためのフェンスを作ったりというようなことがね、あるわけです。まあ、道路の舗装、修繕にしてもですね、そうでありますし、学校の新しい技術家庭教室の建物を作ったり、また消防、水道のですね、消防施設の消火栓等の点検なんかについても、これは、また地域の水道事業者さん達の皆さんの協力のもとにですね、整備を、点検をしていくということですし、これ、それぞれ1つ1つ言いよったら全部なんで、その内容見ていただければですね、分かっていただけだと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） 先日、6月9日に開かれた全員協議会で、具体的な、その町としての計画が分類ごとに、金額も含めて、具体的に提案説明がされているのは、承知しております。その内容は、いわゆる生活に密着した公共事業である、先ほど、具体的に示されたような住民の生活に密着した内容のものを中心に出したと提案しているという、そういうことでは、地元の仕事が回るように配慮されているという回答だったかと思うんですけど、その地元の業者に、より配慮していくために、その事業によっては、その地元で、中々、仕事として、まわらないようなものもあるかと思うんですが、それらも含めて、できるだけ地元が仕事を受け合えるような分割をしていくとか、これは、また他の議員も取り上げるところだと思いますけれど、そういうことも考えがあるかどうか伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ちょっと、私、意味が分からないんですけども、分割していくかというのは、何ですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） 仕事を、その地元で、業者さんによっては、受けられるような仕事内容に、町として、その1つの工事に対して分けていくという、分割なんです。私は、そのように理解しているんですけど、専門的には、どのようになるんでしょうかね。ちょっと、回答お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、専門ごとに、まあ、分離発注ということだと思います。まあ、あの仕事の内容によりましてはね、分離発注できるものは、分離発注も、当然考えていくことも必要かと思いますが、それは、ケースバイケースですね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まあ、考えていくということで、よろしくお願いします。

それで、住宅リフォーム、主題の制度の創設なんですけれども、前回、金谷議員が質問、取り上げられた時に、その特に、こういうことをしても、あまり、その効果としては、町のね、ものとしては、ないんではないかというようなザクツとした答弁を、改めて見させてもらって、そのように、私は受け止めたんですが、今日も同じような回答だったかと思えます。その点で、具体的に、まだ全国的には、自治体として取り組まれているところが、まあ、私どもは、たくさんあると思ったんですけれども、全体として、兵庫県下では、町段階では、福崎町さんが取り組まれています。で、その具体的な内容をお聞きしたりする中では、当初、平成 14 年から取り組まれていて、当初は 3 力年を限りにして、金額は、先ほど言いました内容のものですけれども、ですから、金額にすると町の持ち出しは非常に、1 軒当たり 5 万が限度ですから、少ないわけなんですけれども、そういったお金で、果たして、その効果があるのかなというふうに思われたかもしれないんですが、実際に取り組まれているところで、3 年で打ち切らずに、引き続き、また更に 3 年延ばし、また 3 年延ばしというふうに地域の方から歓迎されて、事業としては、進められてきているというふうにお聞きしております。

で、いろんな介護保険とか、佐用で実施している住宅改修制度、確かにありますけれども、いろいろな、その、それを実際やろうと思うとクリアしなければならない課題がたくさんある中で、町独自の、この事業は、非常に使いやすく、というのが大きな理由の 1 つにもなっているとお聞きしております。ですから、高齢者の方も多い町ですし、段差の解消であるとか、非常に暮らしにかかわる身近な内容で、しかも地元の業者の方が、仕事を請け負うということが前提になっておりますので、地域活性化としては、非常に、私は、効果があるというふうに改めて思ったんですけれども、そういう点、どうなんでしょうか。景気対策として考えていただくという方向になりませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵造典章君） ご質問いただいて、ここにも、ご質問の中にもありますようにですね、福崎町の場合には、下水道の関係と、これ下水道整備を、私とこの佐用なんかでも、全部やってきましたけれどもね、それに伴う宅内の配管や、また水回り関係の改修工事、そういうことに活用されているという、それについてはですね、これ、私も 5 パーセントであり、5 万言うて、本当にわずかな、何か形だけだなという感じもするんですけれども、本来、佐用町においてもですね、水道においても下水道においても、町内の指定業者ということでして、そういう業者の登録制をしておりますね。ほとんど、当然、その下水を触ったり、水道を触ったりする場合には、そういう資格がある、町内で登録していただいている人が仕事をしていただいておりますのでね、多分、よその町外の業者が、この事業をしているということにはならないと思うんですよね。だから、そういう意味では、これが新たにね、町内業者の仕事に、新たにプラスにつながるということにはならない。というふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 町内業者の登録にね、そうなんですけれど、そのことによって、5万円が限度で、わずかなようですけれども、実際にやっている自治体では、それが契機となって、やってみようかなという住民の人の思いを起させる、そういう働きもされているので、実際にやっておられるところの、もっと内容も検討して、その上で取り組むかどうかも検討されたらと思いますけれど、いい事業だと思うんですけれど、その検討する価値がありませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、今、建設業、特に大工さん、左官さんとか設備、全て住宅に関する業種の皆さん方の仕事っていうのは、景気だけではなくてですね、その構造的に、建物の、そういう物をつくる、このつくり方がですね、非常にメーカー化して、そういうことによって、町内の仕事が少なくなっていることは確かなんです。で、今は、改修とかですね、リフォーム、そういうことで、地元としても、細かく、きめ細かくサービスを提供することによって仕事をつくっていくということに、当然、力を入れていかないとですね、中々、この事業を、これを続けていくことが難しいという状況になっていると認識しております。

まあ、そういう中で、そういう建設業、設備や電気も含めてですね、皆さん方が、町内の皆さんが、やっぱり、地域の、また、そういう業種の方、仕事をされる方がいないとですね、実際に、困るわけです。生活のライフライン、一番大事なところを管理もしていただかなきゃいけませんのでね、町にとっても、やっぱり水道を維持したり、その下水道を維持したりするためにも町内の、そういう設備業者さんが、やっぱりしっかりと経営ができるようにしていかなくちゃいけない。まあ、そういう意味で、町内のね、皆さんが、当然、仕事ができるように、町としても、町内業者を保護、保護言いますかね、して、今、登録制にしたり、いろいろとしておりますのでね、また、下水道にしても、まだまだ供用開始、接続をされてない方がたくさんいらっしゃいます。これは、早く法律的にもしていただかないといけないので、担当課においてもですね、早く、これを接続工事、また改修工事をしていただくようにね、働きかけているということで、なお一層、そういう面での仕事をね、増やしていく形での支援はしていかねばならないというふうに思っておりますけれども、これにね、じゃあ、それに助成金を出したからしていただく、していかない。ということには、中々、ならないと思います。

特に、公費を出す以上はですね、ただ単に、公費、お金をわたすというだけじゃなくて、それには責任も伴いますから、特に、5パーセントとかですね、この5万円という、この金額は、これはあまり効果がないというふうに思いますのでね、まあ、そういう今の建設業者、地域全体の今の事業者、仕事されている方の状況がそうであるという認識の中で、何ができるかということについてはですね、これはやっぱり、町としても、いろんな総合的に、こうやって、当然、検討を加えていかないといけないことだというふうには、認識をしております。

この場での答弁は、そこまでです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほどの町長の答弁、そこまでの答弁の中に、下水道の未接続もあると。私も、厚生委員会に入っておりますので、数、改めて聞くのもあれなんですけど、どういう状況でしょうか。未接続を促進するためにも必要だということなんで、その実態を改めて認識する上で、未接続の数が説明していただきたいと思いますし。

最後の答弁の中にありました、その5万円は、そのあまり、それに役立たないんじゃないか。5万円と、私は、これ福崎が5万円でやっとうから5万円でええとは思わんです。10万でも20万でも、上でも、私は、結構だと思うので、よろしくお願いします。未接続の関係をお願いします。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 1つ1つ、未接続というところまで、まだ捉えておりませんけれども、公共下水道、その他で90何パーセントという格好が接続していると。

それから、高齢者とか、いろんな事情で接続できてない人、それがあるということですが、数、具体的には、それぞれの地域で何ぼというところまでは捉えておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

18 番（平岡きぬ糸君） また、じゃあ、教えてください。

では、3点目、平和行政について質問を行いたいと思います。2回目の質問を行います。

先ほど、1回目の答弁は、前の一般質問した時と、同じ答弁書を読み上げたったんかと思うぐらい一緒でした。

で、それから今日にね、ちょっと状況が変わって来とんです。その点を紹介させていただきたいなと思うんですが。

その1つはですね、神戸新聞、これにも出ていたので、目に留まられたかと思うんですけど、先ほど、町長の方が、日本は、非核三原則、国の国是となっていると。ですから、国の問題やし国の責任としてやられているものだから、そういう回答だったんですけども、その核の持ち込みが、その日本とアメリカの密約があったと。それで、歴代の外務大臣は、これを認めているということが、新聞で大きく取り上げられました。ですから、信じていたけれども、裏切られたというのが実態ですね。そういうことが、この間、大きく起こってきています。それが、1つですね。

それと、国の責任でやられるものではなくって、やっぱり、国の責任で任しておったら、かつて戦争になってしまったじゃないかという経験を踏まえて、やっぱり一人一人が平和のことについて認識していくという意味で、町として、できること。私達が身近でできることというのを、私は、日々、やっぱり、お任せじゃなくって、していかないかと。これは、何も、私が思うだけではなくって、町長が、言われたように、町長は非核自治体宣言、それは、しないということ、佐用町としてはしないんだということをおっしゃっています。

れども、全国的には、先ほど1回目の質問で言いましたように、8割以上、兵庫県下でも7割以上が宣言をして取り組みを具体的にされているという、そういう実態があるという、変化が起きているということも、改めて確認していただいておりますね、この問題も、町としての重大な、大事な課題だというふうな認識に立っていただきたいと、私は、思います。まあ、答弁がありましたら、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、ありましたらお願いします。

町長（庵途典章君） この答弁でも、何回も同じように、話、答弁させていただいたとおりですね、しないんじゃないかって、する必要性まではないと。それは、国において非核三原則というのが国是として、それは、その国が、その約束を守らなかったというね、いろんな問題が起きたとしても、それが変わったわけではありません。その平和、非核の平和、平和について、日本の国が、そういう決意のもとにですね、二度と戦争をしないという、そういう決意については、何ら変わっておりませんし、そういう思いで、一人一人が、当然、これからも、そういう思いを持ち続けなければならないと思っておりますし、教育においても、そういう教育がなされておりますし、今後も、そういう教育がなされなければならないと思っております。

ですから、これは、各町が、個々に宣言をするような内容ではないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

18番（平岡きぬ糸君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。

ここで暫く休憩をしたいと思います。再開をですね、11時30分といたします。

午前11時13分 休憩

-----  
午前11時29分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開し、休憩前に引き続き一般質問を行います。お昼が若干遅くなりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、7番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

〔7番 松尾文雄君 登壇〕

7番（松尾文雄君） それでは、一般質問を行いたいと思っております。

人事評価制度についてお伺いしたいと思います。本町におきましては、人事評価制度導入後1年が経過しておりますので、その結果、成果等を聞いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、導入したことによって、結果と成果は。また、評価結果の活用について。また、今後の評価項目の変更。評価対象者の変更はあるかないか。人事評価について、そのようなことをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点目、佐用チャンネルについて。

佐用チャンネルも町民の皆さんが1日1回は必ず見るというような認知度が高くなって

おります。そこで、今後、より一層の充実が望まれていると思いますので、以下の点について伺っていきたいと思います。

町民と番組との係わりについて、今後、どのような番組を目指しているのか。また、2011年度には、デジタル化ということがありますが、デジタル化について、どこまで進んでいるのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、佐用町の人事評価制度について、その結果、成果、活用等についてのご質問でございますが、松尾議員からは平成20年6月の定例会に引き続いてのご質問となりますが、管理職を対象といたしました平成19年8月の人事評価制度研修を皮切りに、平成20年度に評価期間を約6カ月間とする管理職対象の能力評価を2回試行実施し、本年度の4月から、管理職を対象に能力評価を本格実施しているところでございます。

試行として実施した過去2回の管理職を対象とした能力評価では、評価者間でややばらつきが見られ、今後、評価能力の更なる向上を図る必要があると考えております。また、被評価者に関しては、自己評価・評価者評価ともに60点余りと、ほぼ同様の評価結果となっているところでございますが、個々の評価結果を見ると、評価項目によって、職員の強み・弱みの傾向が読み取れますので、これら研修が必要な事項等につきましては、人材育成基本方針に盛り込んでいきたいというふうに考えております。また、試行といえども、これらの評価結果につきましては、地方公務員法の基本原則であります能力主義や成績主義を実現する手段としての研修及び勤務成績の評定の条項の趣旨を十分に踏まえて、人材育成、人事異動、昇任など、参考としたところであります。

今後におきましては、管理職については、これまでの結果の活用に加え、12月の勤勉手当への反映を、そして、業績評価の導入に向けた研修・試行の実施を計画しているところでございます。

その他の職員へは、新たな人事評価制度の説明研修の実施を、今年度予定しているところでございます。

今後、評価者、被評価者の納得性の高い「人事評価制度」を目指すとともに、住民サービスの向上のための「職員」であるという人材の育成につながる、適正な人事管理制度を構築して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、佐用チャンネルについて町民と番組の係わりと、どのような番組を目指すのかとのご質問でございますが、佐用チャンネルは、昨年4月に放送を開始、文字放送、天文台制作のキラキラちゃんねる、ウイंक委託による地域イベントの取材番組、兵庫県警提供のこんにちは県警、まちかどカメラマン番組、住民ディレクター番組、医師会の健康講座などを放送してまいりました。番組の制作にあたっては、地域イベントや行政情報の周知を図る番組、また、住民自らが地域の映像を撮影し発信するまちかどカメラマン番組、自分達が伝えたいことを企画、取材、編集することで、まちづくりを目指す住民ディレクターの手法を取り入れた、住民ディレクター番組をモデル的に設けてまいりました。

これは合併後、広くなった町域での行事や各地の情報をメディアを通して発信することで、それぞれの地域の理解度を深めていただき、人々の交流が進むことで、町の一体感やまちづくり、コミュニティの活性化につながることを目指してきたところであります。

本年度からは、昨年度の取り組みや反省点も踏まえ、さらに、より多くの町民の皆様

佐用チャンネルの番組制作に関わっていただきたいとの考えのもと、住民ディレクター番組をみんなの手づくり番組に改編して放送しております。この番組は、まちづくりに関することや地域のことを自ら発信できる告知コーナーも設けております。今後とも、より多くの町民の皆様が佐用チャンネルの番組に関われるような仕組み作りや、町民の皆様から親しまれる佐用チャンネルを目指してまいりたいと思います。そのため、町広報や佐用チャンネルをとおして、少しでも多くの皆様に携わって、係わって、携わっていただけるよう広く呼びかけてまいります。

また、初級者を対象とした研修会やレベルアップのための撮影編集講習会を開催して、まちかどカメラマンの人材育成も進めていきたいというふうに考えております。現在、まちかどカメラマンが制作された番組の提供を受けた場合に、撮影材料のビデオテープやDVDをお返ししておりますが、今後は、費用弁償的なことも検討する必要があるのではないかというふうにも考えております。

次に、デジタル化についてどこまで進んでいるかのご質問でございますが、さようチャンネルの放送認可権を持つ姫路ケーブルテレビとデジタル化に向けた協議が完了し、現在、設計中であります。今後、できるだけ早い、早期に工事が発注できるように努めてまいりたいというふうにも考えております。

以上、松尾議員からのご質問に対しての、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、人事評価制度の部分から聞いていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本格的な導入は、本年度からというふうな部分があるんですが、まず、昨年1年間を通じまして、いろんな問題が、おそらく出たかと思うんですが、まず、今年から本格的な実施をするということになりますと、いわゆる人事評価にかかわる実施要領とかいうものが、おそらく作成してあるかと思うんですが、他の市町は、いがいとホームページとかで、そういった部分は、全部公表されているんですが、佐用町としましては、どのように考えですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ちょっと、ホームページの方で、私、確認してませんけども、実施要綱等につきましては、当然、その評価する基準とか、そういうものの仕組みとか、そういうこともありますので、これは、公表していくべきだと思っています。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) まあまあ、当然、公表していったって、おそらく期間があるんですよね。あれ。1年ずつの期間かと思うんですが、もう今年は、はや4月の1日からいう形でやられているかと思うんですけども、前回の質問の中にも、質問じゃない、答弁の中にも、町長がやっぱり、人事異動とか、いわゆるそういったものに、将来的には、していきたいというふうな部分があったんですが、昨年1年間を通じまして、今回の通常の異動に関して、そういったものが評価された上での異動だったのか、あくまで本格的な評価は行ってないので、それは、参考程度にしか見てないとか、まあまあいろいろあるかと思えますけれども、この度の異動に関して、この評価を利用されましたか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵途典章君) あの、当然まだ、本格的にね、その人事評価を主体とした異動というのは、難しい面もありますし、まだできる段階ではないというふうに思いますけれども、当然まあ、昨年1年間、それぞれが、いろいろと研究しながら、研修しながらですね、人事評価をし、また自らの評価をした、そういうものがまとめられたわけです。当然、それは、いわゆる参考にして、1つの参考にして、人事異動、4月の人事異動にも使わせて、参考にしております。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) まず、本格的に動いてからという部分あるんですけども、この12月の勤勉手当から、今回の今年からの本格的な人事評価について、勤勉手当等を考えていきたいというふうな部分があるんですけども、まず、そこらが、非常にこの、人事評価というのは難しい部分がありましてね、工場のような生産高でいけば数字で全部表れていくんであれですけども、勤勉手当というのは、まあまあ、これまでの仕組みですとね、誰もが、同じようにもらっていたという部分がありますよ。その評価のするところというのは、いわゆる被評価者に対して、十分理解してもらえようようなことができるのかな。どうかな。ちょっと心配な部分があるんですが、これまでどおり、勤勉手当が、そのまま、まあまあ10あるものが、10そのまま出たとすればね、評価が下がった時点、それが8になったということなれば、それを説明せないけませんよね。どういう具合でどうや言うて。これまでみたいに、給料のところへ振込みで済みましては済まないという部分があるんですけども、従って、評価に関する、その、いわゆる本人との面談いうんかな、あれを、だいたい、どれぐらいで考えておられるのか、お伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) 今、試行で実施しました、その評価というのは、基本的には能力評価ということで、人材育成いうことを主眼に取り組んだわけですけども、今、議員が言われましたように、この12月で勤勉手当、一時金の勤勉手当に反映するという考えて進めておりますけれども、その中で、やはり評価して、職員が、そういう評価を受けて、そういうあるべき姿にですか、そういうことを受け止めるためには、やっぱり返していくと、

そういう仕組みが必要だと思っています。

それで、今、考えておりますのは、そうしたヒアリングを設定する場合に、今は、能力評価ですけれども、それに加えて業績評価を取り入れたいと。で、職員の方に、一番最初に、目標を設定して、その目標についてのヒアリングをし、その後、それについての期末で、その評価を、ヒアリングで聞いていくと。そういう中で、評価についての、その評価を相互の理解を図っていくと、そういう仕組みを作りたいということで、取り組んでいます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、いわゆる指導育成という部分が、一番大事な部分があるんですが、先ほども聞きましたように、だいたいどれぐらいで、そういったことをフィードバックしていく、要するに、良かった悪かった、結果が出るまでに、そういうことをやらないかんわけですから、そやから、期間的にね、どれぐらいで考えられとんか。基本的なベースがあるかと思うんです。おそらく実施要領ができてくれば、当然、そういったこと明確に書いてあるかと思うんですけれども。一応、どれぐらいで、そういったことをやられる予定にされているか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 1つのスパンとしては、6カ月を基本に評価をするということで、取り組んでいます。だから、今、この4月から9月までを1つの評価の期間という中で、それと、その評価、まあ、現在、その試行を2回しておりますので、この3月までの評価、半年の評価、それをベースに、この6月のボーナスの一時金、そこの勤勉手当で、ひとつシュミレーションをして、そういう中で、反映させていくと、そういうスパンで考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 半年で云々というのは、ある程度、評価が出てからの話でしょ。やっぱり、それへ行くまでに、いわゆる日頃の、いわゆる指導いうものが、もの凄く大事になってくるわけで、6カ月間放ったらかすんじゃなしにね、いわゆる毎月でもいいから、ある程度こう評価する。その結果を見て、ここは、こうやああやいうことをやりながら育成していくという部分がないと、いわゆる指導育成いうやつですね。

6カ月間、何もせずにして、6カ月後評価が出ました。あなたの評価こうですよ。ただ、そういう部分じゃなしに、日頃の指導育成っていう部分が非常に大事になるかと思うんですよ。本当は、こう毎日やっていくのが一番かと思うけど、中々、そうはいけへんの、月に1回ぐらいは、そういったことをして、いわゆる、ええ悪いという、そこへ行くまでにね、そういった部分は非常に大事かと思うんですけれども、そういった考え方はないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） おっしゃる、そういうことも事実、そうだろうと思います。

本当に、一番、この人事評価という、人が人を評価するというのは、非常に難しいところがあります。まあ、しかし、こういうことをやっていかないと、今の時代にも合わないというようなこともあるんですけども、基本的な目標が人材育成ということでございます。

また、今のご質問の件については、2段階あるんですね。それぞれの受け持ちの課長が、それぞれの部下のことを、これは、ある意味、毎日と言ったらいいんでしょうか。（聴取不能）ことも可能ですね。常に面談しておるわけですから。また、その各課長が、部下を評したものを、私なり、町長が、また調整をします。それについては、若干ですね、今のスパンと言いましょ。期間がやはり必要なんですけども、そういうことがございますので、今、総務課長が申したのは、半年の1回のスパンなんですけれども、それを調整する、われわれは、毎日というわけにはいきませんので、ちょっと、そこがですね、難題と言いましょ。そういう部分がございまして、今、松尾議員が言われた、各課におきましては、常に毎日、そういったことの指導なり、あるいは、その育成、そういったことは可能かと考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ、誰も1人が全員するわけじゃないんですから、担当課長おれば、その参事とか副課長、限られた人数をやるわけですからね、そやから、そういうこと十分に可能なわけですよ。そやから、副長におうても、要するに、ここにおられる課長を評価するわけですから、そやから、全員を見るわけではないですからね、そやから、単純に言えば、一月に1回ぐらい、そういったことはして行って、いわゆる評価を皆で上げていくというふうなことね。そやから、結論が出るまでに、そういったことをしていかないと、それをした上で、半年後評価点が出た。その半年でどうだということは結論付けが出てくるかと思うんですけどね。やっぱり、その間が、非常に大事になってくるかなということによって、いわゆる職員のモチベーションも全部上がってくるし、全然、違ってくるかと思うんですね。やはり、半年に1回だけでは云々じゃなしに、やはり、まあまあ、皆、担当課長さんが、それぞれ自分の部下に関しては、当然やっていかなあかん。将来的には、部下から課長の評価いうものを、やっている地域もありますからね。そういったことも将来的には取り入れていく必要があるのかなと思いますけれども。

とりあえず、小さな町ですからね、ええ悪いというのは、住民の方、よく分かれとんで、そこらを数字的に表してくるという部分があって、今、言うような、いわゆる勤勉手当12月に云々ということならば、そこらが十分にできるのかなと言うて、ちょっと心配はあるんですけどね。それが、今言う、半年の1回の部分じゃなしに、常日頃から、今言う、一月に1回ぐらい、そういったことしていただいて、極力、もらうもんは、しっかりもろてもらわないかんわけですからね。そやから、当然、勤勉手当というのは、これまで数字で、

ダーっと年間何ぼいうてあったやつが、上がり下がりありますからね。それが無いいうたらおかしい言う部分があるんですけども、おそらく、今言う実施要領いうのができてるかと思うんで、できてたら、1回ゆっくり見せていただいたらなというふうに思います。

人事評価、非常に難しいところがあるんですけども、それをいかにしていかすかによって、この佐用町の将来というものも逆に決まってくるかなというふうに思いますし、まず、今後、評価項目の変更。これまでは試行でやっていたという部分があるんですけども、本格的に動いたことによって、これまでと違ってきた評価項目あります。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 基本的には、今、能力評価ということで、能力評価の10項目、また資料提供させていただきますけれども、今は、基本はそれで、当分の間、進めていきたいということで、先ほどお話ししたように、それにプラス業績評価というものを付加していきたいと。

で、議員のお尋ねは、多分その、いろんな業種があると思います。消防とか教育職とか、そういった業種に合った評価項目、そういうものがあると、当然あると思いますけれども、管理職は、管理職の評価、そういう項目もあると思いますけれども、それにつきましては、今後、検討して加えていきたいというように考えています。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 通常の部分というのは、分かるけども、やっぱり、ちょっとここで、取り入れてもらいたいというのはね、いわゆる、仕事に対して、新しいチャレンジしていくというふうな項目ね。ただ単に、これまでだったら、こう言われたことだけ、ずっとしとけばいいわという部分があったわけですけども、やはり、これからは、自分達で考えていかないかんわけでしょ。実施していかなあかん。ほな、そういうチャレンジに対しての評価というものはね、やっぱり、そういうものをすることによって、意欲が出てくるのかなと思うんですよ。そういった項目をできれば入れてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その部分を抜き出したというわけではないんですけども、評価項目の中に積極性とか企画力とか、そういう部分も入れております。

それと、この能力評価、そのものが今、議員がおっしゃられた、そのチャレンジ精神を持つ職員、そういうものを目指しておりますので、全般に、そういった視点での評価項目になっております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君）　　まあ、そこらね、全体を見れるように、うまくいろんな部分、いわゆるアピールがあれば、アクションもあれば、チャレンジもあるというふうな、いろんな部分あるかと思うんですけども、とりあえず、新しいものに取り組むというのは、意外と行政マン、嫌なんです。基本的に。やっぱり、通常、これまでどおりとかというのが一番楽なんです。やっぱり、それではね、やっぱり町そのものが良くならないんで、そういうチャレンジの部分に比較的大きくウエイトを乗せてね、いわゆるいろんな立案なんかでもしてもらおうんだというふうな評価の部分を入れていただくことによって、評価そのものが上がってくるかなと思うんですね。

　　いろんな町、いろんなやり方ありますからね、例えば、まあまあ、こういう議会なんかの議会の答弁でどうだったとかね、そんなんも評価点に入っている市なんかもあるわけです。そこらは、地元、自分とこにあった評価項目いうものを付け加えればいいんですけども、特に、先ほど言いましたように、いわゆるチャレンジ、新しいものを、どう取り組んでいくかとかいうふうな部分をね、ウエイトを、ちょっと大きくしていただいて、要するに、先ほども将来像とか言うてありましたけれども、住民が夢を持てるまちづくりをしようと思えばね、やはり、こういう小さな町というのは、行政主導じゃないと、中々できないですよ。職員に、そういった提案、ドンドン、ドンドンしてもらえるんだというふうなやり方をしていくことによって、いわゆる住民が夢を持ってくることができるかなと思いますので、できれば、そういったことも考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

　　それと、評価対象者、まあまあ、今、管理職云々ということで、まあ、どれぐらいで、こう全体に移るんか分かりませんが、いわゆる評価制度の最終的、だいたい何年ぐらいで、こういったことをしたいなとかいうふうなものがあれば教えていただければ。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　　今のスケジュールとしては、管理職は、今年の4月から本格実施ということで、取り組んでますけれども、一般職については、今年は、研修を主体に考えております。と言いますのは、やっぱり、この人事評価ということについては、非常に評価する側も、それから評価される側も、いろんな問題点があります。特に、評価する側の問題点としては、非常にこう、評価の基準のバラつきというのがあります。そういうところをよく検証して進めていかないと、管理職につきましては、法的に、この勤勉手当等については、能力主義ということは理解できますけれども、一般職については、その部分も理解を示していただかないと、前向きな、この取り組みはできませんので、そこに、ちょっと人事評価制度そのものの理解をしていただく期間を、一般職を対象に、今年は充実して取り組んでいきたいと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君）　　そうですね。評価をする側、される側、それぞれが、十分理解した上じゃないと、中々、できないという部分がありますので、それは、いわゆる1年掛けてやっていただくというのは、それが一番いい方法かと思っておりますので、それぞれが評価する、される側に両方の立場の中で、新しい職員になっていただきたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、引き続き、佐用チャンネルの方に入っていきたいと思ひます。

佐用チャンネル、先ほども言ひましたように、日に日に、住民の皆さんが、気になる番組というふうな部分で、ただ、残念なことに見る側からすればね、だいたい同じ時間に見るんですよ。それと、同じ番組が、いつもかかっているというのが、これはね、何とかなれへんかなというふう思うんですけども、どうしても、こう一般の民放がかかっている。それが、あまりおもしろくなかったらそっち行こかとかいうふうなもん、だいたい、時間的に同じような時間帯に見る言うたら、番組が一緒というふうな部分があるんですけども、いろいろと、こう、いわゆるまちかどカメラマンや、今、先ほど言ひましたように、皆で手作りの番組とか言うて、いろいろされているんですけどね、ここでもう1つ何か足らへんというふうな部分は、私、思うんですよ。いわゆる、番組の作る云々ということ、もっと、もっとこう、どう言うんですか、住民の方に、特に、私思うには、今回、生活支援ということで、商工会にもお願ひして、応援券なんかしたわけですけども、商工会の皆さんにもね、もっと、この佐用チャンネルを応援していただくという部分でね、いわゆる、必要経費の程度ぐらひはいただひて、若干のコマーシャルを入れていくぐらひで、皆で作り上げる、いわゆるコミュニティチャンネルというふうな方向性をね、やっぱり行政だから儲ける必要はありませんよ。けど、最低限いる経費っていうのは、そういった部分から浮かしていくという努力もしていかないと、これまでのように、交付税、交付税ばかりで、ねっ、交付税ようけもらっておるからいいいう部分違ひましてね、交付税ようけもらうということは、あまり良くないからもらうんであって、そやから、いわゆる皆で作るということになれば、そういった経費も商工会も出してもいいですよと思えるような、何か、そういった番組も作っていく必要があるのかな。中々、難しい部分があるかと思うんですけども、今度、デジタル化するにも、また、何千万という金があるわけですし、たとえ少しでも経費を削減する意味においてね、そういったことを考えられていったらどうかなというて思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君）　　はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君）　　まず、最初の、いつも夕方ですね、そういう時間につけると、同じ番組がというふうなことで、お話をいただきました。

特に、今の放送につきましては、2週間サイクルで放送をさせていただいておひまして、今、議員ご指摘をいただきましたような件につきましても、1週間で、番組の時間を少しずらすというふうなことで、対応をしておるわけでございますけれども、そういった点でございますね、放送の時間帯については、ちょっとご理解をいただきたいなというふうに思ひます。

それから、商工会の関係の皆さんにもですね、応援をいただひてというふうなことで、ご意見をいただきました。ありがとうございます。私も、非常に、この点についてもですね、検討をしておりますし、実は、悩んでおるところでございます。町長の方からですね、商工会が活性化できるような応援施策をですね、是非考えよというふうなご意見もいただひておりますし、どういった形で実施をしていくのがいいのか、そのへんについては、今、課内でも、いろいろと議論をさせていただいておりますし、商工会とも話し、商

工会、それから商工観光課とも一緒になりながらですね、協議をさせていただいておるところでございます、この点については、今後、更に詰めさせていただきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

まちづくり課長（前澤敏美君） まあ、まあ商工会だけに限らずね、せっかく、まあまあ、佐用町に、いわゆる遠くから来られている企業さんもおられるわけですけども、そういった所にも声をかけて、この佐用チャンネルを有効に使っていただきたいというふうな部分で、使っていただくことによって税収も上がってくるんだというふうな方向でね、コマーシャル、例えば、何ぼか入れて、何ぼかもらえばいいんですよ。それで、まあまあ、長い時間やるわけではないんですから、どういった組み合わせでしていくのかというのは、非常に難しいんですが、そういったことは、今後、十分に検討していただく方がいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、そういうことで新しい佐用チャンネルいうものに期待しておりますので、よろしくをお願いします。

このデジタル化、まあまあ、今、話進んでいるということですけども、いずれ上がって来たら、まあ何回も、これまで聞いたかと思うんですけども、予算として、どれぐらいかかるんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（前澤敏美君） あの、実は、これ予算で既にまあ、お認めをいただいておりますんですけども、945万ということで、予算は、まあ一応、デジタル化につきましてね、それぐらいで、これは、佐用チャンネルのデジタル、現在、アナログで放送しておりますので、デジタル化ですと、それぐらいが見込めるのかなということでございます。

〔町長「姫路チャンネル、姫路ケーブル」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） 佐用チャンネルです。

〔町長「いやいや、だから、向こうではやってあって、それに対して分担金、向こうで出してもらって、佐用チャンネル分だけを積算するんでしょ」と呼ぶ〕

〔まちづくり課長「いえ、私どもでするんです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい、それぐらいな金額かと思っています。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7番（松尾文雄君） この程度でできるの。

〔まちづくり課長「えっ」と呼ぶ〕

7番（松尾文雄君） これぐらいでできるん。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） あの、佐用チャンネル分だけなんですけども。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） さっき、町長違うって。姫路チャンネルのあれには、もう支払は、もういらへんの。これだけでいいの。とりあえず。

まちづくり課長（前澤敏美君） 姫路チャンネルは、もうデジタルになっとんです。佐用チャンネルだけが、アナログなんです。

議長（西岡 正君） はい、答えてください。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今、現行はですね、7チャンネルが佐用チャンネルということで、姫路チャンネルについては、9と11ということになっています。その分については、既に、まあデジタル化で放送されているということです。私どもの佐用チャンネルについては、アナログのみでございまして、今年度中にですね、デジタル化に向けて、整備をさせていただきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ウィンクに払うんも、もういらへんわけやな。いわゆる、できているから。そういうことやな。佐用町として、これだけということですね。はい、はい、分かりました。

思ったより安くついたなと思ってますね。いやいや、もっとようけいるんかなと言うて、当初、かなり大きな金額言われていたでしょ。それが、940万そこそこで済むっていうのは、何か抜けておるん違うかないうて思うんですけども、大丈夫ですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（前澤敏美君） あの、光についてはですね、既にまあ、引いておりますので、それに伴う分配器とか、増幅器とかいう機器の整備が主になってまいります。そういったことで、現段階では、予算いただいておりますのは、945万というようなことで、確かに発注

ということ、設計中でございますので、金額的に増減はあろうかというふうに思いますけれども、当初予算の段階では、こういったぐらいの予算をお願いをしておるところでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） はい、分かりました。安くつくということは、ええことなんで、また、今後ともよろしく願います。

ただ、やはりね、これから、佐用チャンネルいうもん、デジタル化してくる、内容も、ドンドン、ドンドン、良くしていこうとすればね、今、まちづくり課で、兼任というような格好でやられているわけですけども、やっぱり、いつまでも、そういう状況でできるんかなという心配があるんですね。やっぱり、住民に対して、いい番組を作っていこうと思えば、ある程度、専門的なスタッフというのが、何人かいるんと違うかなと。やっぱり、そうしていくことによって充実が図れていくんかなという思うんですが、そういった、いわゆる専門で行えるような窓口言うんですか、兼任ではなく、人を置く言うたら、かなりね人件費もかかるし大変ですけども、そういった考えは、どんなでしょうかね。やはり、充実していく上においては、基本の部分かと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そこは、もう、考え方の基本のところ、いろいろと違ってくると思うんですね。今、やっているような手作りで、住民の皆さんに、一緒に参加をしていただいて、番組的になり、映像的には、若干、当然、素人っぽくてもですね、それが、また良さということで、見ていただくということがいいというふうに見るか。もっと、専門的ですね、そのかつちりした、民放のような放送に向かってやっていくのか、まあ、それは、やっぱり経費の問題、今後の、やっぱり町としての、どれくらい、そのお金を、そこに充てれるかということにも係わってきます。

人を充て、専任を置きだすとですね、決して、ほなら1人だけで済まない。いろんな分野で、全てが、専門的にしていこうと思ったら、まあ、よそで、今までの例でも見ますとね、農村ケーブルテレビなんかで、スタジオを持ってやっているところになると、やっぱり、スタッフが6人も7人も、そのスタッフ置いてですね、年間、何億という、億というお金かけてですね、実際、やっている。しかし、まあ、それが、どれだけ町民の皆さんに、その地域の皆さんに喜ばれているかということ、中々、その評価から見ると、費用対効果から見ると、ある意味では、無駄であるというふうに評価される部分も多かったわけですね。

ですから、今回、まだ、放送を開始して1年ですけども、これまで、やっぱり佐用町の場合、これだけ、まず、こういう住民の皆さんが、自ら、まちかどカメラマンとか、ディレクターとして、かかわって、一緒に自分達の地域の、手作りで、物を手作りでね、放送していくことに、一つまた、生きがい、やる気も持っていてやっていただいているという状態。これは、まず、（聴取不能）という方向で、やっぱり続けていくのが、私は、佐用町の、この佐用チャンネルとしての特色としていいのではないかなというふうには思

っております。

それは、また、時代とともに、また、今後のね、状況、成り行きの中で、変わってくるかとは思いますが、まだ、1年始まったところです。見守っていただきたいと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 手作り番組とかね、ああいうことは、いいんですよ。そういう状況で。ただ、それを集めて来た、それをうまく整理していく、編集していくというふうな部分が、専門言うんですか、それにかかわる人間が、何人かいるん違うかと。やはり、今みたいに、こっちもしながら、こっちもしながら、それで、合間にこうするとかいう状況というのは、やっぱり、段々、段々、難しくなってくるん違うかなというふうには思いますよ。

そやから、今だったら、逆に、そんな言い方したら、怒られるけれども、ちょっとは、人に余裕があるかと思うんで、その間に、そういったことができるんかなというふうには、思うんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 職員もね、確かに忙しいと言いますが、それぞれ大変だと思うんですけれども、まあ、職員だけではできない。その分、そういう編集とかね、そういう分野にわたっても、町民の皆さんの、そういうことに非常にたけた人、一生懸命、いろいろと自分でも取り組んでいる人に、また参加をしてもらって、やっている。だから、そういう人の、やっぱり育成なり、また、そういう人、仲間を増やしていくと。そういう取り組みも必要だと思います。そういう中で、当然、職員、課が、なり職員として、主体的にね、やっぱりかかわっていく必要は当然あるわけですが、ただ、職員が、全てのことを、こうやっていくということではなくって、今言いましたような、町民、住民の皆さんの力を、やっぱり、いろいろと参加していただいて活用していくということ。そのことが、やっぱり、この佐用チャンネルの特色にしていきたいなと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、あの、そうですね。それでいいですよ。佐用の特徴ある番組作りしていけばいいわけで、ただ、やっぱり、そういうことばかり、住民の皆さんばかり負担かけても、まあいいですからね。そやから、できる範囲、行政としてやれる範囲は、やっていくんだという部分がないと。やはり、中々続かない言うんか、まあまあ、いろんなボランティアでもそうですね。その時、その時代、その何年かはいけるけど、それから継続できないという部分があるんで、やはり佐用チャンネルいうものも、ここ何年かで終わりというわけじゃないんです。そやから、今のやり方いうの、おそらく2年や3年はやれると思えますけど、それから先のことを考えれば、なかなか、そうは

いけないというふうに思いますので、やっぱり将来的なこと考えれば、やはり、そういった職員の配置ということも、今後考えていく必要があるのかなというふうに思います。

特に、先ほども言いましたように、商工会とか地元企業、そういった所に、いろいろ協力願おうと思えば、そういう窓口をきっちりとした中でやっていかないと、周辺の方も協力してもらえないというふうに思えますので、とりあえず、いわゆる楽しく、いつでも見たいなと言われるようなチャンネルにしていだきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、終わります。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は、終わりました。

ここでお諮りします。昼食のため、午後 1 時 15 分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あっ、すみません、諮りましたので、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議なしということでございます。すみません。

午後 0 0 時 0 9 分 休憩

午後 0 1 時 1 4 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔 1 番 石堂 基君 登壇 〕

1 番（石堂 基君） 1 番、石堂です。一般質問に先立ちまして、事前に提出しております通告書の訂正をお願いしたいと思います。ページ数 18 ページ、質問事項の要旨の中段、2 番のところ。時期計画策定に際しての次期という文字が誤っておりますので、訂正をお願いします。

それと、もう 1 点、19 ページ、下段の質問事項要旨の、これも 2 番、町内に所在する大規模施設、括弧の中ですけれども、姫取道の鳥が誤っております。訂正をよろしくお願ひします。

それでは、一般質問の方に入らせていただきます。今回につきましては、大きい項目で 3 点、定員適正化計画の見直しについてと、産業廃棄物処理施設問題について、それから、景観整備の取り組みについて、この 3 点について、質問を出しております。

まず、1 点目の定員適正化計画の見直しについてであります。19 年 3 月に策定され公開されました、定員適正化計画、その計画年次は、本年度が最終年度であります。次期計画の策定が必要な時期となっていると思っております。この計画は、行財政改革においても非常に重要な課題であり、今後の慎重な取り組みが必要であると考えられます。そこで、次の項目についてお伺いします。

1 点目、現在の計画の実施状況及び、その状況に対する評価等。

2 点目としまして、平成 22 年度からの次期計画ですね、これの策定に際しての基本方針。

それから、3点目としまして、この次期計画の策定手順及びその策定メンバー等についてお伺いします。

なお、4番、5番については、午前中の一般質問で松尾議員の方から行われたもの、あるいは、それに対する答弁と、ほとんど重複しますので、この場での質問はいたしません。よって、これに関する答弁についても、省略をしていただいて結構です。ただ、再度、質問という項目については、ありますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、大きな2点目としまして、産業廃棄物処理施設問題について。この件につきましては、昨年9月も同様の趣旨で質問をさせていただいております。また、一定経過期間が来ておりますので、同じような内容になりますが、質問として挙げさせていただきます。

昨年3月8日に行われました幕山地区住民説明会において、町長の方から、問題解決の約束が住民に対して行われました。その後事業者から要請のあった公害防止協定締結、これらについても、町長自身は、事業中止の立場を明確に示している状況であり、それ以後、こうしたものの進捗というものはないように思っております。ただ、まあ、地域の住民にとっては、明確に問題解決が行われた、白紙になったというような、目にする物がないので、まだまだ不安が残っております。そこで、次の項目についてお伺いします。

1点目、昨年8月、才金集落等から出た協定、公害防止協定締結要請以降の状況変化です。ね、事業申請者並びに関係者等からの町に対する働きかけ、要請等があれば、お伺いしたい。

2点目、これまでに、事業者、事業申請者を中心に、関係者、町に対してもかとも思いますが、損害賠償を行うというような旨の発言が、その度に行われたというふうに聞いております。これらについて、その具体的な行動があったのか。関連することがあったのかどうか、お伺いします。

それから、3点目としまして、今回の問題の完全解決の時期、これについて、お伺いをします。

それから、大きな項目の3点目としまして、景観整備に対する取り組みについて。

合併4年目を迎える新町において、全町、旧の佐用郡の風景自身、あまり旧町時代と変わっていない印象であります。変わらない中でも、どうして自然景観については、農地を中心にした放棄地なんかの増加に伴って、非常に荒れて寂しい風景が目についてきました。その自然景観のみならず、町内の風景、そのあたりを中心について、そのあたりの風景等について、少し質問をさせていただきます。

1点目としまして、各集落、自治会です。ね、の名称看板等が設置をされています。それから、旧町時代からの観光看板等、これらも、まだ残っていると云いますか、新設されたものもありますが、旧町からの物が、そのままになっている状況もあります。これらを、何とか、統一的に、新町のイメージに合うような形で取り組みができないか。

それから、2点目として、町内に所在する大規模施設、中国道・姫鳥道・姫新線・智頭線、こうした施設がありますが、これらに付随しております法面などです。ね、特に、自然景観に及ぼす影響の大きいところ、これらの管理について、中々、旧来のような形での管理が、それぞれの施設管理者において行われていない状況があります。これについて、地元もさることながら、町が、積極的な要請を行っていただけませんか。

それから、3点目。2点目と、ほぼ同じ内容になってくるんですけども、国・県道・町道等の草刈り作業をです。ね、こうしたものについても、旧来からの管理状況からすれば、少し、その頻度が少なくなったり、あるいは十分に管理されていないところがあるんじゃないかというところで、これについても、町の方が、地域もそうですけれども、もう少し積極的に、要請なり行動をとる必要があるのではないかと。ということで、お伺いをします。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、定員適正化計画の見直しについてのご質問で、1点目の実施状況及び評価につきましては、現計画は職員の退職につきまして定年退職を前提とした退職者数に比して新規採用者数を抑制する方向で職員数の削減を進める計画としております。計画の進行状況といたしましては、定年退職者以外に依願退職者等、勸奨による退職者がありますので、現時点で、計画目標数値を上回る職員の削減となっており、本年4月時点で既に平成22年4月の計画目標人数379人を達成し373人となっており、一定の評価をいたしております。

2点目の次期計画策定に際しての基本方針についてでございますが、定員の適正化につきましては、類似団体との比較に重点が置かれるところでございますが、本町におきましては、合併後3年半という状況で、各支所、保育園、給食センター、一郡一町の消防署等が大きなウエイトを占め、人口だけの類似団体との比較では著しく職員数が超過している状況となっております。定員適正化を図るためには、行政サービスの提供に見合う職員数の確保、組織としての将来を見越した年齢構成の維持を念頭におく必要があり、性急に類似団体並に削減を進めれば良いということではなく、本町の行財政の状況と施設の統廃合等を併行した将来計画に見合った定員の適正化を図る計画が必要であるというふうに考えております。

3点目の計画策定の、計画策定及び策定メンバーについてでございますが、定員適正化計画の策定に当たりましては、行財政改革計画全体の中で、効率的な行政組織・機構、職員の定員適正化を計画するものと考えますので、行政改革推進委員会のご意見をいただき、行政改革大綱、行財政改革実施計画で提起される計画を実行していくために、行政内部で、より効率的な行政機構を模索することと併せ定員適正化計画を策定をしていきたいというふうに考えております。

4点目、5点目の人事評価につきましては、今、ご質問の中でも、答弁は、松尾議員にさせていただいた内容でいいということですので、省かせていただきます。

次に、産業廃棄物処理施設問題について、昨年8月の協定締結要請以降の状況についてという質問でございますが、今年3月に事業者が町の方にみえて、改めて、住民説明会をもって、計画の内容を正確に伝えて理解を得るように、努力したいとお話ございましたけれども、実際には、その後、新たな状況の変化はございません。

次に、これまで事業者を中心に、賠償、損害賠償請求を行う旨の発言を聞いていたが、具体的な行動はあったかということでございますが、この件につきましても、3月にみえた時に、住民説明会も行えず、このまま撤退をするようなことになるのであれば、損害について、賠償を請求するようになりたいというような発言はございました。しかし、その段階で、私は、地域の混乱がある中で、事業を進めることができないので、理解をしていただきたいということで、帰っていただいております。

次に、今回の問題の完全解決時期についてということですが、そういう事業者、相手があることありますから、現段階では、明確な解決の時期を、私が、言うことはできません。しかし、これまで、集落での協議や地域住民の皆さんのご意見をお聞きして、この意見を尊重しながら、できる限り円満に解決するように、鋭意努力をしておりますので、その方針は、何ら、これからも変わりがないということで、ご理解をいただきました。

いと思います。

次に、景観整備の取り組みについてということでございますが、町内サインの統一化についての、まず、町内サインの統一化についてのお尋ねであります。町内には、集落表示や健康・福祉・スポーツ・教育・観光など各方面に渡る多数の看板等が設置をされており、ご質問のとおりデザインの統一化ができていないのが現状でございます。地域に対する誇りを持つことや日常生活の利便性の向上、町のイメージアップや来町者へのわかりやすい表示など、様々な面から統一されたサイン整備は、大変重要であるというふうには考えております。集落表示看板は、合併時に南光地域と三日月地域については、旧町名が入っていたために、全部更新をし、佐用地域と上月地域は従来そのままとなっておりますが、サインの統一化については、関係各方面での慎重な調整協議や相当の、また事業費と期間が必要になるために、今後、町の将来を見据えた長期的計画の中で取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、町内にある大規模施設等の法面の管理などを積極的に要請する必要はないかということでございますが、中国縦貫自動車道では、兵庫県下沿線地域で組織する協議会において、毎年法面の除草・インター周辺及びバス停留所の環境美化について、管理主体でありますネクスコ西日本支社及び各管理事務所へも要望をいたしております。また、本年度末に供用開始予定の姫路鳥取線においても、要望会等を通じて積極的に要望をしていくところであります。

JR 姫新線の法面除草については、毎年、6月頃を中心に全線において施工しているところであります。また、法面の立木など支障が生じた場合は、その都度、対処をしていただいております。

智頭急行の高架下の除草については、地元自治会に作業を委託し、軌道敷地内は危険が伴うことから、見張り員を配置して、業者によりそれぞれ施工がされております。

JR 姫新線と智頭急行線とも、現場確認のうえ対応していただいておりますが、地元自治会から新たな要望があれば、町としても、よく確認の上、事業者に要請をしまいたいというふうに考えております。

次に草刈作業の現状についてであります。国・県道につきましては、県財政の厳しい状況の中でありますが、県土木によりまして、予算の中で、事業者発注をし、年に1、2回全線において草刈等がされております。

また、町道におきましては、路肩延長約120キロの集落間を結ぶ幹線町道を、関係自治会の協力を得て草刈作業を年2回、別途、一部の路線をシルバー人材センターへ草刈作業の委託もお願いをしているところであります。

議員ご指摘の、今後もっと進めなければとのことでございますが、佐用町におきましても、少子高齢化が進み自治活動にも支障をきたしている自治会もあるのも事実であり、これ以上の地元での負担をお願いするのも、大変、心苦しく思っておりますけれども、町道の維持管理に係る管理費・人材にも限界があり、新たな施策の展開も難しく、町の財政状況も長期的には厳しいものがございますので、今後とも現状路線、現状内容で引き続き地域の方々に、できるだけ、ご支援と協力をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

以上簡単でございますけれども、石堂議員からのご質問に対しての、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、1番、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） それでは、まず定員適正化計画の見直しについてから、再質問させていただきます。

ともすると、職員の人数にかかわることなので、1つ大前提として確認と言いますか、特に、職員の方もいらっしゃいますので、しておきたいんですが、先ほど、答弁の中にもありました、類似団体の職員数、これをもとにして、それぞれの自治体が、職員管理、職員の定数管理を行っていったという事実が、これは、私が経験している20年来、28年来の中で、旧の上月町が、全くそのとおりだったと思うんです。

で、今回も・・・ああ失礼しました。17年からの計画書にも織り込まれていますけれども、それぞれ三日月、南光、佐用、上月共に、その類似団体の職員数を基にして、それぞれの自治体が職員定数を定めて、その範囲内でやっておったと思うんです。特に、私が、終盤経験した中では、三日月町、旧の三日月町にあっては、その類団の人数よりも相当少ない人数の中で自治体運営をされていたという実績があります。それは、あえて、何で、こういう話をするかと言うと、その類団の定員モデルじゃなしに、類段モデルの数というのが、各自治体の職員数の基礎、基本だというふうに、私は思っておるんです。

で、最近でこそ、総務省とか、そういうあたりからの締め付けはないと思いますけれども、旧来でしたら、総務省、県経由の地方課ですね、あるいは、市町村振興課が、それを基にして、職員数、あんたどこ多いやないかと。で、交付税、その分減らすでというような話も、私が若い頃には、よく総務課の中で聞いていたように思います。で、特に、今いらっしゃる管理職の方で、前提として確認をしたいんですが、各旧町とも、その類団モデルの中で、それを基準にして自治体運営をやっていた。これは、紛れもない事実であります。ということは、いかに類団モデルの数字というのが、実際に、自治体運営をしていく中で、可能な数字かということは、各職員の方が、経験、これまでされてきたことですから、それを、まず念頭に置いていただきたいと思います。

で、細部答弁をいただいた部分での、まず再質問に入りたいんですが、この17年から21年までの計画についての評価ですね、これについては、まあ、内部的な評価、町長自身は、22年4月1日現在目標の379人を上回る形で、21年で373人、上回っておるというふうな評価をしているというふうに、自己評価を言われたんですが、この計画自身の法的な評価、点検ですね、どこどこに提出して、あるいは、公表してというふうな義務付けというのは、これは、ありますか。ありませんか。

それと、もう1点。関連して、この計画自身が、行革プランの中で検討されているということだったんで、この項目で、行革プランの中での評価というものは、どういうふうになっていますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、1点目の行革の、この報告の関係ですけれども、そういう、各年度ごとに、そういった県とのヒアリングの中で、この目標について、目標数値についての、そういうヒアリングはありますけれども、それは、報告義務という形の裏づけがあってということでは、私は、認識はしてません。県の指導と言うんですか、助言、そういう範疇で、この行革の計画の推進状況を報告しているという状況と把握しています。

それと、行革との、その反映と言うんですか、その視点ですけれども、確かに、この類似団体の比較の中で見る中で、その行政改革の中で謳っている組織と、の比較の中で見えてくる部分があります。そういうところについて、この計画で、その点について明らかになってくると。そういう、この計画については、そういう捉え方をしています。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） すいません。質問の仕方がまずかったんですけども、現在の、この計画の進捗状況について、町内の評価、町内の委員会とか、内部的な委員会とか、そういうようなものの評価をする機会がありましたかという単純な問い合わせでございます。具体的には、多分、行財政改革の推進委員会かな、その中での内部評価ですね。法的な義務付けがなく、対外的に行動するものでもなければ、内部評価ぐらいはされておると思うんで、そのあたりです。その点です。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） その件につきましては、おっしゃるとおりです。先日もですね、この行政改革推進委員会、次期に向けての計画策定にあわせて、今までの行政改革の行ってきたことの、成果と言うんでしょうか。あるいは取り組みが不十分なもの、そういったことも含めて、会議をもったところでございます。そういった検証も行っているということでございます。

1番（石堂 基君） あの、その、やってますという話じゃないんですよ。この計画の進捗状況について、部分的にですよ、そういう話で、どういう内部的な評価をしてますかと、この項目ですは。その委員会をしてますから、内部で話してますから、その話はいいですから、具体的に職員を、こういうふうに減らそうという計画やっているけれども、行革プランの中で、で、それについて、内部評価っていうのは、どうなんですかと。町長は、さっき上回った状況であるんで、満足しとうような答弁だったんですけども、内部的な評価はいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 行政改革推進会議というのを持っています。その中で、こういう、そのこれまでの定員、職員削減についても、報告をしておりますし、そういう中で、計画についても、先取りしてですね、今、21年度において、22年度における定数の目標についても1年先取りして、達成しているということでの評価をいただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ありがとうございます。

では、類団の指標の方に、少し質問をさせていただきたいんですけども、これは、課長、類団の指標については、今現在ですね、21 年、4 月 1 日、この佐用町がどこの属するか、それに属した場合の、その指標が示す数値ですね、類団の示す数値、何人という、普通会計と特別会計を含めた、公営企業を含めても、多分含めないと思うんですけども、その人数等分かれば示してください。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 類団につきましては、今、5 の 2 という類団で、まあ 150 団体ほどあります。で、この 4 月の職員の、今、石堂議員が言われましたように、企業会計は、除く形での比較になるとは思いますけれども、佐用町の職員は、その一般会計、特別行政入れて 330 人と。それに対する類団の指標として、超過人数という内容になるとは思いますけれども、それについては、今、超過人数は 170 という結果です。差し引きしていただいたら、類団の職員数というのは、出てくるとは思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 170、類団、これは単純には実質の職員数というのは、公営企業の会計のんが含まれてますので、170 というのは妥当じゃないと思うんです。そこから、公営企業に必要な部分の職員数というのを抜いた形で、まあ、概ね 120、130 人かと思うんです。で、類団が示す数値が、まあ、オーバー分を差し引いたとして、多分、250 名ぐらいになるかと思うんです。で、これ、多分という数字で申し訳ないんですけども、非常にややこしい計算がありまして、特に、修正値で積み上げていく場合なんかは、端数が非常に多くて、その処理なんかで、若干違ってきますので、まあ、概ね変わらないと思いますけれども、その類団の指標が示す、この佐用町に必要な職員の数は 250 名なんですね。普通会計で。だと僕は、思うんです。で、プラス、公営企業会計で、現行でしたら 40 数名いらっしゃいますが、これは、当然、それもオーバーしていると思われるので、これを 30 名とすると、今現在、類団が示すとすれば、5 の 2 が示すとすれば、280 名でいいということになるんですね。で、これと、先ほど、報告があった、この 21 年 4 月現在で 370 という、373 という数字ですね、ようは、この数字の差というものが、今現在、従来旧町でやっていた時よりも、はるかに上回っている職員の数。佐用町自身、人口 2 万。当然、産業構造なんかも分類して、指標が示される 5 の 2 というところにいくと思うんですけども、十分、280 名でやっていける自治体のはずなんです。それが、370 になっているという、この現状ですね。これについて、再度、町長、印象と言いますが、私、何か思い違いがあるのであれば、答えていただきたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君）　　まあ、当然ですね、類団と比較した時に、そういう人口と、産業構造、そういうもので比較されれば、そのとおりだと思います。

ですから、まあ、将来的には、そういう町の行政の組織にしていかなきゃいけないということだと、当然、思っております。

ただ、佐用町におきましては、合併の特殊事情というのが、当然、そこには存在するわけです。ですから、そういうふうにならね、皆さんが、全員そうすべきだと。その範囲内と言われれば、じゃあ、どうしていくか。それは、支所においても、例えば、2万の町であれば、全く1つの庁舎があればですね、それで、できないことはないと思います。でも、住民サービス、やっぱり地域の皆さん方にとっての、やっぱり、サービスは低下をしたり、また、合併時におけるですね、やはり皆さん方との、その約束というものが、これは、これを変えていかなきゃいけないということにもなりますし、保育園とかですね、そういう施設、後、いろいろと福祉施設ございます。そういうものも、当然、こう運営できるかどうか、ということになるわけです。ですから、私は、1つは、そういう特殊事情と、佐用町が、やはり、そういう施設を、ものを維持していく上での、やっぱり必要な人員というものをね、やっぱり、どこまで、こう町として、これから、町財政の中でね、ある程度、長期的に維持できるかという計画。それと同時に、そうは言っても、総人数で比較をするのではなくてですね、例えば、税収、税を扱っている税務課の職員が何人。また福祉を担当する福祉の職員が何人とか。全体を管理している総務課の人数が何人くらいだったと、そういうものの、やっぱり類団との比較。そういう点においてね、やはり、もう少し細かく、これを比較をしていかないと、実際、実態にあった比較にならないなという思いはしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君）　　少し、私の方の思い違いかも分らんのですが、類団の数値自身を、先ほどから基準にして、私、もの申し上げておるんですけども、この類団の数字っていうのは、単純に人口とかだけじゃないんですね。特に、18年に、この見直し、特に合併終えた後に、総務省が見直した時に、非常にきめ細かな分類で、団体数を少なく、分類団体数を少なくなったんですけども、きめ細かな積み上げができるよということをやっています。細かなね、事務的なことを、僕も、よう思い出さるんですけども、類団の数値っていうのは、単純値と、それから修正値というのがあって、その修正値の算出が、今、多分課長が言われた数字だと思うんです。で、その修正値の算出でいけば、例えば、その民生部門でも、これ5の2のところですけども、民生一般、児童相談、保育所、老人福祉、その他、各種年金、旧地域改善とか、それから、衛生でも、そういう小さな項目が6つくらいあって、それぞれに、例えば、1.0とか、0.9とか0.6とかっていう、人の積み上げがされているので、そのへんは、十分に反映された、この指標なんですね。だから、概ね、ザクッと、2万人やから、これぐらいの人数でとかっていうものじゃありません。

で、そのへんは、ちょっとね、町長も、私の方が思い違いしておったんだったら、またご指摘をしていただいたらいいんですが、特に、その類団比較して、100人多いということで、合併後の特殊事情ということをおっしゃるんですけども、もう、特殊事情と言いつつ、各支所の人数は減らされていくし、例えば、社会体育施設で、うちに体育館が上月の方にあるんですけども、その職員についても、合併当時5人おったんが、今、あの当

時、国体の後もあったんかよう分からんけれども、今、2人ですはね。常設は。用務員の方は別にしてね、そういうふうにして、人数がドンドン減っていつておるのにもかかわらず、今更特殊事情で、まだ超過しておるんですと言われても、ピンとこうへんし、支所以外、そんなに特殊事情があると、私思わんです。

で、一番最初の答弁の中で言われた、その保育所とか、消防署とか、消防署を独自で持っているとかというのは、もう全て、この修正値の中に入っていると、私は、思うんです。そのカ所数とか、それから自治消防の分もあるし、消防署の分も、この中にありますのでね、だから、単純にね、やっぱり旧来どおり、この類団の指標っていうのが基だと、私思うんです。でね、何か、そのへんの思い違いは、これ、僕、数字に表れておるんかなと思うんですけれども、先ほど、課長が言った、佐用町が分類されている5の2というところなんです。で、これ団体数が、これ何ぼだったかな。5の2に分類されているところは、団体数が、多分、80ぐらいあったんですかな。

〔「150です」と呼ぶ者あり〕

1番（石堂 基君） いや、ええっと、それいつの資料ですかね。

〔「今のんや」と呼ぶ者あり〕

1番（石堂 基君） あっ、失礼しました。

じゃあ、あの、一応、団体数は150だそうです。私の手元にはるのはこれ、去年の3月の分ですね。で、80団体あるんですね。この時点では。でね、単純に、町の思い違いって言ったら、語弊あるんですけれども、やはり、相当努力せないかなというのは、ここに出てくるんですね。80団体ある中で、この佐用町っていうのは、人口1万人当たりに対しての職員数の比較なんです。これ下から2番目なんです。79番目。で、その下にどこがあるかって言ったら、長崎県の新上五島町言うて、五島列島の島の中に役場があるところなんですけれども、そこです。でね、ようは、最下位なんです。この5の2のクラスの中で、ということは、いかに1万人当たりの職員数が多いかということです。で、ここでいくと、同じ産業構造、人口なんかを分類した団体の中で、1万人当たりの職員数、佐用町168.56人。79位でね。で、同じ団体ですよ。茨城県の茨城町、73.97人。1万人当たりの職員数。この陰で隠れて、例えば、臨時職員が500人ほどおりますとか、そうなれば、分からんですけれども、正職の数、正職員の数で比較すればね。で、その間に、ずっとあって、一番最後、上五島が1万人当たり195。ここは、ちょっと、ほんまに地域的な特徴がある所なんでね、ちょっと、論外やと思うんですけれども、佐用町っていうのは、ずば抜けて、このモデルの中での最下位です。

で、もう一度繰り返しますけれども、1万人当たり、168名、同じ類団で、これまで皆さんが、20年、30年使われてきた、類団の指標、この基準でいけば、1万人当たり73.97人、74人でやっている自治体もある。この差は、率直に、特殊事業だけのもんじゃないと思うんですが、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、そのことはですね、だけど、今、4年、まだ合併して経っていないんですね。今、石堂議員の方は、特殊事情と言われても、ピンと来ないと言われるんですけれども、私は、まだ、その合併をする段階において、合併協議の中におい

でもですね、こういう職員の数が、人数があると。これを、いかにどれくらい下げていくかということについても協議をしたわけですね。で、まだ、4年も経っていない中でですね、合併特殊事情がピンと来ないと言われてしまえばですね、非常に、どうして、この運営をしていったらいいのか、確かに、多いということで、そのために、合併の10年間の特例期間と段階的な5年間というものもあって、そういう中で、新しい町の大きさなり、地域の実情にあった、そういういわゆる類団にも比較してもね、だいたい同じようなそん色ないものにしていくという、そういうことで合併したんじゃないんでしょうか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 特殊事情が、ピンと来ないというのは、感覚的なものの言い方で申し訳ないんですけども、いつまでも、それを理由にして、こうした数字から目をそむけるというのは、いかなもんかなという、私の思いから出た言葉であります。で、今も、その思いは変わりません。

でね、先ほど言った点だけを、こう聞いていただきたいんですよ。同じような地域が、1万人当たり74人で自治体運営やってる。佐用町が169人で、168人でやってる。倍半です。だから、そこは、1つ確認をしていただきたい。

それと、冒頭に申し上げました、やっぱり、この類団の示す数字が、いかに、これまで各自治体が、それを基にして、自治体運営をやってきたかという、その2つ。これを考えていただければ、次期の計画策定というものを、もう少し慎重に、慎重にと言いますか、真剣にやっていただけないかという思いを込めて、次の質問にいきたいと思うんですけども。

前回の計画策定については、行革プランの中で、行革推進委員会の中で、内部的に検討したということですね。で、今現在、21年まで、17年から示されている計画でいけば、非常に、その計画目標数値を上回っていると。確かに、上回っていると思います。で、今後、5年間の計画を、また次、作る時にね、同じ考え方で、同じ物差しで、また3分の1補充の減数でいく。いわゆる合併以前の協議の中で説明があった、10年間で150人だったかな。15年間で100人かな。ああいうふうなペースでいくっていうのは、もう、ちょっと住民感情からすれば、僕は、理解が得られないん違うかなと。ただ、皆さんが内部的に検討された数字が、それになるのは、なるんかも分からんです。

で、何が言いたいかと言うと、内部的に、こういうふうな大事なことを検討するのは、いかなものかと。当然、住民、あるいは、議会を交えて、こうしたことを議論しないと、延々と15年、20年かけて職員数が計画通りになりました。その計画は、類団と比較すれば、概ね、大甘の数字です。今現在でも100人超過している。100人と言えば、大きいですよ。全体の数字から言えば、25パーセントぐらいです。だから、次回の計画策定に当たっては、そのあたりも十分に考慮していただいて、内部で進めるんじゃないし、計画策定の検討の初期の段階から、住民の意見、あるいは議会と協議というようなところをやって、長時間かけてやってください。特に、前回の計画についたら、17年、合併後直ぐに計画策定をしなければいけない状況にありながら、実際に計画ができたのは、19年の3月。19年の3月に出された計画書に17年からの計画というふう書いてある。まあまあ、17年は合併協議の中で、ある程度の職員減数っていうのは示されてましたから、それは、それに従っていったと思うんですけども、やはり、次期計画が22年。来年の4月1日です。ここで言う22年っていうのは、それに向けての計画を、早期に着手をして、計画づくりを早期に着手していただきたい。で、その計画づくりについても、前

回のように、内部だけで進めるんじゃないしに、住民の意識なり、そうしたものが反映されるような計画づくりにしていただきたいと思うんですけれども、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、私も、そのように思っております。当然、これを定数を、そういう言われるような形に、これから、いかに、いつの時点までにね、目標立てていくか。しかし、それをするにしても、時間的なものと同時に、実際にそうすることによって、町民の皆さんにおいても、これは、大きな、いろんな、その行政運営の上です、負担をかける。また、町民の皆さんに我慢をしてもらわなきゃいけない。そういうことが出てくるわけですし、議会におかれましては、当然、そういう学校施設の統廃合でありますとかね、そういう施設の統合。行政サービスの制限。その内容によってはね、支所においても、全く支所をなくすとかいうことも出てくる。そういうことに対して、その時点で、それを反対だと。そのことについては、個々については反対だと言われてしまえば、もうできないわけですから、その皆さんが、やっぱり同じように、その理解をしていただいた上で、やっぱり、その目標値なり計画を作っていく、そのことは、非常に大事だというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 委員会の中に、そうした住民の声を反映すると、反映した中で、計画を絞って、例えば、職員数が、この類団に従ってやりますと。その時には、支所の運営ができませんと。そうなれば、地域の皆さん、我慢してくれるんですねというような問いかけは、それを進めながらやっていくというのが行政だと思うんです。

だから、今、私にふられても、私が、いや、それは困りますとかと言える立場では、今、ないですし、それだけの話題が、住民の中には、出ていません。少なくとも、職員多いん違うかと。合併して、何で、あんなに人数が減らんのやというのんが、住民感情ですね。細かな部分は差し引いてね、住民感情であると思うんです。だから、それに対して説明できるだけの、やっぱり計画づくりをやっていかないと、それには、住民の意見を反映するものが、反映することが大事ですよということです。で、現に示されている計画の中では、平成 27 年、4 月 1 日の目標値として、337 人というのが挙がっています。で、これを先ほどの類団数字と比較していくと、まだ 100 名オーバーなわけですよ。で、100 名オーバーということは、単純値でいけば、例えば、1 人の人件費ですね、この計画書の中では、平均値ですから、42、43 歳の給与ベースで書いてありますけれども、普通で考えたら、辞めていく人間は、上から順番ですから、上でいけば、年収 600 万、700 万ですよ。前にもお話したかも分らんのですけれどね。僕が、辞める時にも、600、よっぽど 700 万近かったと思うんですけど、同年代ぐらいで、時間外多かったら、年収 700 万いったとかっていう人があったからね。それからすれば、職員 1 人、ああ、ごめんなさい、職員って言い方まずいね。単年で 100 人オーバーしているということになれば、そのあたりの 50 歳から上の年代層の方を対象にすれば、1 年間で 7 億ですか。100 人オーバーで、丁度、今、職員の人口構成も、この中に出ていましたけれども、だいたい、僕らぐらいの上の人っていうのは、丁度 100 人ぐらい人数的にはおるんですけれどね、そのあたりの人、皆、辞めという話じゃないですよ。数字を出すのに、言ってるだけなんで、となれば、単年で

7億ですよ。で、来年2年目になれば、今の計画でいけば、10人減って、6億3,000万。で、次の年が5億6,000万、4億9,000万って、ずっと積み上げていったら、平成27年までで、30億になるんですよ。丁度。だから、100人オーバーしている現状、今の計画で進めていきようということは、その類団と比較して、それだけの財政負担、負担という言葉、少し調子悪いですね。それだけの財政支出が行われていくということです。27年までは。だから、そのあたりも含めてね、きっちり見直す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

まあ、住民の声を聞いていくという姿勢を町長も示されましたので、その、今後の計画策定の委員会の進み具合、あるいは、その構成なんかについて、期待をします。

すいません、ちょっと時間が、1つ目で、大きく取ってしまいました。

2つ目、産業廃棄物処理施設問題についてということで、昨年9月の一般質問以降、大きな状況変化とすれば、3月に事業者からのという話がありました。これについても、それ以外は、特に、大きな状況変化はないということでありまして。で、9月の時にもお願いをしましたが、町長が、そういうような形で、事業者に対して、強い姿勢を示しているということも含めて、地元の自治会、自治会長ら役員会でもかまわんです。そういう機会はあるかと思うんで、十分に説明を、報告を、機会があれば、改めて、このことだけという状況じゃないですけどね、各自治会長に、そういう話を入れておけば、住民の方も、そこから、また話を聞き、安心を思うので、そういう機会があれば、是非、住民の方に、あるいは、自治会長の方に、報告の方を、お願いしたいというふうに思います。

で、最後なんですけれど、3番目、景観整備の取り組みについての方に入らせていただきます。

これ各集落の方の、まず呼称看板からお伺いしたいんですけども、先ほどの答弁によりますと、南光・三日月については、旧町名が入っていたので、新設をしたと。それから、上月・佐用については、従来のものというふうに説明を、回答を聞いたわけですけども、南光・三日月については、これは全ての集落、漏れなく、それから、佐用・上月については、旧町時代の集落名の看板が、全て漏れなくあることを確認した上でやってないのか、とりあえず、南光・三日月だけを看板を切り替えたのか、そのあたり、分かりますでしょうか。切り替えの時の基準ですね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。商工観光ですか。どこですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵逄典章君） その合併当初なんで、担当者の方が、それぞれ変わったりして、ちょっと、はっきり、私も、段階で、うる覚えですけども、その南光と、三日月については、そこそこに集落の名前の所に町名も入っていたということで、他、佐用と上月は、集落名だけであったということで、そのままにしたということで、それが、その全部あったかどうか、それは、少なくとも、あった所をそこに切り替えた。そのポールとか、そういうものは、そのまま使ってますね、それだけの事業、やり方でやっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

1番(石堂 基君) 　　いっつもなんですけれども、時間がなくて、早口になって申し訳ないんですが、ちょっと、かいつまんで申し上げます。

　　まず、各集落の方の呼称看板ですね。で、これ、まあ、たまたま質問してから、私、県民局に行く用事があって、あっち方面、ずっと道路の道端一生懸命見ていったんです。呼称看板だけじゃなしに、例えば、観光看板とか、各施設の看板とかというものも含めて、ちょっと時間がなくなったんで、まとめて話しますから、各関係のある方聞いておってください。

　　これ、まず、集落の集落看板です。テクノの道筋じゃない、三日月の谷の奥ですけれども、これ、多分、旧町時代に作られたものだと思うんですね。見えませんか。すいません。普通紙に印刷してきた。ようは、もうはげても、はげても、これ、カメラでこそ撮ったら、こう字が読めるんやけれども、道端走りよったら、白い札です。で、多分ね、これの近くに新しい看板設置してあると思うんですよ。集落の、丁度境ぐらいだったから、だから、元の看板を取りましょう。片付けましょう。別に、これ集落が立てとうやつやないと思うんやね。どう見ても作りからしたら。ああ、近くですか。こんな、2、3カ所、たまたま通ったらあるだけです。他にも多分あると思うんですよ。

　　それから、次、これは上月です。上月町文化会館立てたやつ、町が、ペンキで塗ってあるんやね。いや、十分、意図は分かるんですけどね、もう少し、このあたりも、で、行くところに行ったら、ガムテープが貼ってある看板もあります。町の所に。ああ、ガムテープ、ごめんなさい、白いテープですね。もうちょっとしたら、はげるだろうというような看板があります。ただ、これは、新しく新設された集落の呼称看板です。で、何で、裏から撮っておるかと言ったら、裏側に、こっちかわの集落名、何て言うんかな、集落の境なんやから、裏表つけたら、上りも下りも見えるやんと。

　　でね、傾向として、三日月、南光もそうですけれども、だいたい下り方面、谷の奥から出て来たら、集落の看板って、ほとんど見えへんのですよ。本郷とかね、あっち、奥から出て来たら、この背中しか見えへんのです。これは、ちょっと、裏表付けた方が効率的やし、丁寧やし、その境もよう分かるし。

　　それから、これは、たつのから越して来て、佐用町に入った所です。一番手前に佐用町の看板があって、10メートルぐらい行ったら、ようこそ佐用町へっていうライオンズクラブの看板あって、で、国道の看板があって、その先に、また10メートルぐらい行ったら、三日月っていう新しい新設した呼称看板があるんです。この看板、ここに付けても、普通ここですよ。佐用町の町境のところですやん。わざわざ20メートル奥に別の柱立てて、まあ、元の柱が、ここにあったんかも分からんけども、こんなもん、景観から言うたら、パラパラ、パラパラ、次々、次々出てきて見にくいって思いました。

　　で、次ぎいきます。これ道端走りよってよく見るやつです。町をきれいに。南光町保健衛生推進協議会、もうそろそろなんかこのへん、旧町名とかっていうのが、一人歩きするんは良くないんじゃないかな。これは、テクノの坂道にあるやつ。ごみは持ち帰りましょう。三日月町&佐用警察署。これ2、3枚ありますよね。こういうのがね。これも、ちょっと何とかした方がええん違うかな。

　　で、次いきます。これ三日月の国道から旧道に入る所に、丁度、三叉路のところですね。三日月支所って書いてあるんですよ。どこが？って、元々は、矢印が、多分あったらと思うんですよ。こっちとかって、こっから、この看板から三日月支所まで、よっぽど1キロぐらいありますからね。どこの支所やと。で、その下には、通学路につき、車両通行止め。三日月町。

　　次、いきます。これ味わいの里にある看板2つですよ。どちらも、これ郡の観光協会が

設置されているやつですけれども、片一方は、これコマーシャルが入っているんでね、設置業者自身は、町じゃないと思うんですけれども、観光協会じゃないと思うんですけれども、もう看板が、貼ってあるテープとかが破れて色がとんでいるし、古文書みたいな看板になっています。巻き絵みたいな。それから、その隣にあるんが、こっこの三日月町の看板ですわ。で、三日月町って入っとうし。三日月町観光協会。でね、味わいの里っていうのは、非常に東からのお客さんが集まるポイントですよ。第一玄関ですよ。佐用町の。で、せめて、新町の観光看板を、あそこに上げて欲しい。もう、この2つですよ。大きな観光看板、あそこにあるのね。で、見にくい、汚いと言ったら、語弊あるかも分かんけれども、僕は、そういう感覚で見てしまいました。お客さん、せっかく東から来ているのに、一番最初佐用町で来た時に、で、まして、ああいう所に寄る人やから、関係して、他のルートにも回りやすいんですよ。こういうものを見て、ああ、ここへ行ってみようとかと言って、にある看板がこれで、少し辛かったかなと。

で、3つ、これ、下は何も書いてないんですけれども、若あゆの入り口に南光町スポーツ公園ってありました。で、同じスポーツ公園に、今度、佐用町観光協会って、これ全く新しいやつですは、これほん近くにあるんですけれども、これ観光協会で、これ新しい看板、相当金掛けてやっとなってやと思うんやけども、こういうものが、これ平福にも、何かできたんかな。2つ。で、申し訳ないんやけども、その1つは、三日月へ持って行ってもええん違うかなというふうに思います。あの、まあ、観光協会がされておることなんでね、団体の決定事項だったら仕方がないんですけれども、ちょっとバランスが悪いかなと。

で、時間がない・・・飛ばします。

これ、ひまわりの看板、ええんですけどね、あそこ、今、社協がいますよね。社会福祉協議会ですよ。で、あそこ行って社協やって分からへんのですよね。建物の玄関まで行かん。表に、こんな立派な地域福祉センターってあるんやけども、どっかこの辺に、佐用町社会福祉協議会っていうのがあってもええんじゃないかと言って、ちょっと終わります。これは。

で、もう言っぱなしで終わりますけども、ようは、少し車で走ったら、ほんの少しですよこれ、2時間かかってないですよ。これだけ目に付くこと、気になることがあるんです。で、身近なとこで言うたら、ちょっと見える人と見えん人とあると思うんやけども、あそこの役場の玄関のところにポールが立ってますよね。あれ、県が設置した看板かどうか分からんのやけども、あの国旗の向こう側の看板見てください。佐用町役場っていうて、それから、保健センターかな、その下、佐用郡町村会とかね、佐用郡中央公民館とか言うて、まだ上がっておるんですよ。あれ、ちょっとね、いつまでもいかなもんかなと思います。

で、くどいようすけども、たった2、3時間走って、これ。皆さんが首振った、あの看板見て、それ。多分、そのつもりで見たら、いっぱいそんな看板あると思うんですは。各町とか団体が設置している旧来の看板、で、看板が、朽ちて足だけになっているやつ、上月にもありました。それから、先ほど言うた観光施設なんか、もうちょっと上手にPRするように、そういうものを統一的な、デザイン統一も含めて、是非、検討なり、とにかく実地検分をしてください。これは、ひとつお願いをします。全町見渡したらね、相当の数が出てくるんで、それを全部一緒にしようとか言うたら、とんでもない金額になると思いますけれども、高々、私が2時間見て回って、これですは。職員の人が、それぞれの担当部署ごとに、目をほして回ったら、いっぱい出てくると思います。ぐらい、今、不統一な看板とか、デザインが乱立しています。せめて、町のイメージを良くするのに、そうしたのも大事ではないかなというふうに思います。

で、答弁を受けないまま、最後に行きますけども、その景観整備の一環で、大規模な施

設、中国道、智頭線等ですね、まあ、これらについては、それぞれの施設管理者に対して、要望すること、分かれば、町の方に言ってくれということなんで、また、それは、地元の方からさせていただきます。

ただ、国道・県道・町道等ですね、このあたりは旧来のように、住民に協力をしてという説明でありましたけれども、やっぱり実態的に地域の労力っていうのが、年々減少していってます。で、そうした中で、無理な所は言ってくださいというふうに、昨日、関連の時に、建設課長言われてました。町道の草刈が無理だったら言ってくださいねって言われますが、中々、やっぱりまとめて引き受けておったところは、直ぐに言えるけども、本当に、これまで、地域住民、地先の人、農地管理の人の善意で、こうされていた、歩道周辺の草刈とか、というものが、今、おろそかに、おろそかじゃなしに、できなくなっているんですね。もう田んぼ辞めたからとか、預けたからとか、で、預けた先の方は、田んぼだけは、しっかりするけども、その地先のとこの歩道のところまでは、草刈ようせんと。で、これ幕山から金屋に通じるところです。ちょっと写真の撮り方が、いつもまずいんで、申し訳ないんですけども、これ、歩道です。2.5メートルのね、毎朝、中学校の子どもが自転車で通学する。右と左から草がいっぱい出てきて、間が1メートルほどしかになってないですよ。こんなんが放置されておるんですよ。県の管理下では。あんた持って行って草刈せいで言われるかも分からんけども、ねっ、こうした状況は、職員の人も目に思うんですよ。何か手立てをね、地域に声かけるとか、県に声をかけるとかというような働きかけが必要やと思うんです。

で、町長、ここだけじゃないですよ。佐用の江川から大原に越えるところ、それから町長の出身の金近の奥の方も、町道の横、50センチ、1メートルぐらい、こう草が出ておるところありますからね、是非、そうしたところもね、さっきの看板と一緒に、もうちょっと、皆さん、真剣にね、地域を見て回って、見渡して、ほんまに住民の人困ってへんの違うかなというようにそこを考えながらね、見て、対応していただきたいんです。何か。私の方は、もう言っぱなしで終わりますけれども、よろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁いりますか。

1 番（石堂 基君） いや、いりません。

議長（西岡 正君） いいんですか。はい。

1 番（石堂 基君） 時間なくなってもた。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の発言は、終わりました。  
続いて、6 番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、4 点。

まず 1 点目に、高齢者福祉の充実を求めています。

介護保険の導入時、政府は、その目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅でも安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へなどとしていました。佐用町でも、この度、高齢者福祉計画・第 4 期介護保険事業計画を策定していますが、この計画が、高齢者福祉の充実に資するよう求めて質問いたします。

1、雇用危機の中で、介護分野は雇用創出の場として期待されていますが、これにこたえるためには、深刻な介護現場における危機の打開こそが必要です。3月議会で質問した町内各介護施設の実態調査と、それを受けての対策はどうか。

2、国保連の昨年11月の調査によると、全国で介護が必要と認定を受けたにもかかわらず、サービスを利用していない人が、約2割、91万人にのぼり、利用限度額に対する平均利用率も厚労省の報告によると、昨年9月調査で53パーセントと低調です。本町の利用限度額に対する所得ごとの利用率はどうか。

3、要介護認定の調査基準が4月から改定され、項目も削減されました。これによって、重度の寝たきりで移動を行っていない人は、これまでは、能力に注目して全介助と判断されていましたが、これが介護サービスが提供されていないとして、自立と判定されるなど、軽度で認定される人が増えると考えられます。要介護認定は、実態を反映したものになっているか。問います。

4、ケアマネージャーは現在、実働人数で全国に10万人以上いるといわれています。介護保険のケアプランの作成だけでなく、高齢者の生活のあらゆる場面で、相談相手として活動する人も少なくありません。ケアマネージャーが、中立・専門性の向上が図れるよう支援・育成に取り組むべきではないか。

5、介護施設、特養ホームの入居待ちが全国で38万人を超えることが象徴するように、施設不足で入居まで数年待ちという状況が、常態化しています。今年3月には、群馬県の高齢者施設で、火災によって入居者が10人亡くなったという痛ましい事件も起こっています。町内の介護保険、介護老人保健施設、介護老人福祉施設の入所待ち状況と、町としての対策は。

6、地方自治法第1条の2は、地方公共団体の基本を、住民の福祉の増進を図ると定めています。住民の生活を支え、健康を守るといった仕事は、町本来の仕事です。その中で包括支援センターの役割は重要で、専門職の適正な配置等、町の高齢者生活を総合的に支える役割を果たせる体制は整っているか。

2点目に、学校給食の地元食材について伺います。

1、学校給食センターの建設にあたっては、学校関係者、農業関係者、議会にも十分な説明がないまま、進められています。給食センター建設の基本的な考え方の中で示している安定的に地場の食材を供給するシステムと、生ごみ肥料化供給システムの構築はどう図るのか。

2、給食センター統合によって、食育を進める上で、栄養教諭の役割はどうなるのか。

3、新エネルギーの取り組みについて伺います。

1、地球温暖化の対応策として、昨年3月議会で答弁された、町でできる新エネルギー施策の検討はどうされたか。

2、新エネルギーの中で、太陽光発電の普及促進を図り、一般家庭の太陽光発電の設置負担を軽くするために、政府は1月から補助金を出し、さらに設置家庭での余剰電力の買い取り価格を引き上げる計画です。県下でも、これに上乗せして設置に助成する自治体もあります。本町でも、補助金の検討はしてはどうか。また、町公共施設にも太陽光発電設備の設置をしてはどうか。

4、三日月林道工事、適切か。

1、林道三日月本郷線は、旧三日月町から継続して行われ、20年度をもって全線開通しておりますが、この事業の工区ごとの事業費、その内訳、施工業者はどうなっているか。

2、工事の施工状況は適切か。終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者福祉の充実をということで、町内各介護施設の実態調査と、それを受けての対策はどうかについてであります。前回、ご質問を受けたのは、3月で、年度末、3月でありまして、新年度からの実態を調査をするまでには至っておりません。

今回の介護報酬の改定は、介護従事者の処遇改善による人材確保を図るものとされておりまして、本町においては、平成21年度に一律2.8パーセントの介護報酬の引き上げを見込んでいますが、全ての事業所において一律に加算が適用されるものではありませんので、4月から直ぐに介護従事者の給与等の処遇改善に取り組まれているかどうかについての実態は、今のところ分かりません。この件につきましては、国・県においても今回の改定がどの程度介護従事者の処遇改善に反映されているか、取り組み状況を調査されるものと思っておりますので、それらを合わせて、今後、実態を把握していきたいというふうに思っております。

次に、本町の利用限度額に対する所得ごとの利用率についてのお尋ねでございますが、介護サービスは、要介護度により利用限度額が決まっており、利用者はケアマネージャーがケアプランを作成して、サービスの利用をすることとなります。所得ごとの利用率は、個々の調査が必要であり把握できませんが、ケアマネージャーによる適格なケアプランに基づいた、サービスの利用がされているものと考えております。

次に、要介護認定は実態を反映したものになっているかということについてのお尋ねでございますが、当町においては、旧判定と新判定基準を比較して、特記事項欄の記入など徹底していたため、軽度に判定されたケースは、現在のところ少ない状況であります。ご指摘の全介助については、従前の調査において全介助であった件数が10件あり、新判定では全介助9件、一部介助1件、介助されていないが0件であります。まあ、新判定が従前より低く認定されてしまうのではないかと不安や混乱をなくすために、経過措置による希望調書により最終判定を行っております。

次に、ケアマネージャーの支援・育成に取り組むべきではないかとのことについてのお尋ねでございますが、平成20年度は3回、延べ72名の研修を町独自で実施しております。今後も研修をとおして支援・育成に取り組んでまいります。また、介護サービス事業者連絡会議を年6回開催しておりまして、高齢者福祉計画の概要、介護予防事業の状況など情報提供をするとともに各事業所間の情報交換に努めております。

次に、町内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設の入所待ち状況と町としての対策についてのお尋ねでございますが、入居希望者の中には、2、3の施設を同時に希望申請されている方もありまして、実数の把握は、中々できませんが、当町は、近隣の他市町に比べて、施設数も多くて、比較的利用しやすい状況にあるのではないかとこのように考えます。また、施設によりましては、介護度や介護者の状況、家庭の事情などを基準に順位をつけて、早期の入所を検討していただいているところもあります。

次に、町の高齢者の生活を総合的に支える役割を果たせる体制は整っているか、についてのお尋ねでございますが、地域包括支援センターには保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの3職種の専門職員を配置しております。また、佐用、南光、三日月地域事務所にサブセンターを設置し保健師の配置をいたしております。多方面にわたる業務に、効率的に機能している現状と認識をしておりますが、今後も一層の充実に努める所存でございます。

次に、給食センターの食材供給について安定的に地場の食材を供給するシステムと、生

ごみの肥料化供給システムの構築はどう図るかというご質問でございますが、既に、米に関しては県学校給食センターからＪＡを通して全て佐用産米が供給をされております。また、それぞれのセンターや単独調理場では、地元で採れた旬の野菜を一部地元小売業者等から仕入れている状況です。

そこで、ご質問の食材供給システムにつきましては、給食施設の統合のメリットとして、地元生産グループからの直接仕入れの仕組みが構築でき、生産者も計画的な栽培が可能となる相乗効果を最大限に引き出しながら給食費の抑制にも、つなげていきたいというふうに考えております。そこで、地元生産者・地域住民の協力を得て地産地消の大切さを、食育にも生かしていきたいと思っております。現在、農林振興課、商工観光課等の関係課で、その仕組みづくりについて検討を行っているところでございますが、まず給食センターで使用されている食材の年間使用量等の調査を行いながら、どれだけの食材、野菜が必要で、どこまで地元で生産できるかを模索しているところであります。今後は、これらの調査を踏まえて、ある程度の農作物・特産品を選定しながら年間の献立を基に、地元生産者グループやＪＡ・商工会・野菜直売所等の生産者団体と流通関係者を交えて、安定した供給体制を図るための推進組織を設置して協議を進めていきたいというふうに考えております。また、学校給食センターへの食材供給については、特に安全性と規格・品質等が求められており営農指導の面からも農業改良普及センターの協力を得て検討をしていくと共に、生産者グループの登録制についても検討が必要ではないかというふうに考えております。

次に、生ごみの肥料化の供給システムについてでございますが、いろいろと研究をしております。現在、その中から、検討の結果、生ごみ処理機は、近年オープンした給食施設で採用され、評価の高い処理システムで排出物が液化され水になって排出されるものがございます。この水が液肥として活用できるために、食材を供給される登録生産者へ液肥として提供ができるようになるのではないかとということで、更に、今、検討を加えております。

次に、給食センター統合後の食育を進める上で、栄養教諭の役割はどうかというお尋ねでございますが、1町1給食センターとなりますので、最終的には、栄養教諭など、教職員の配置にかかわる国、県の基準によりますと、1名になる見込みであります。この国、県の基準は、1,500食から6,000食までが2名ということでありまして、現在、佐用町の全体としては、1,500食を現在では超えております。23年からの本格的な給食センターとしての供用開始ということからの状況の中では、1,500食を割る見込みもございまして、現在、県に対しましてですね、非常にまあ、これ統合して、新しい給食センターとしてやっていくために、2名の配置をお願いをしたいということで、今、要望を考えているところでございます。

当然、現在と同様に栄養教諭の役割は、給食の管理として、給食センターの献立作成や食材管理、調理指導、各校での給食指導、食育の要として各校への指導を行うこととなりますが、学校へ出向いても、いろいろと指導にあたることについては、1名になれば、現在より制限されてくることになるかと思っております。そういう意味で、2名の栄養教諭の確保を何とか考えてきたいというふうに思っております。

次に、新エネルギー施策の検討はということでございますが、近年、全国各地で集中豪雨の発生により、尊い命が犠牲になるといった悲惨な災害が発生をしております。こうした気象現象は、地球の温暖化が、当然、起因しているのではないかとこのように言われています。今、私たちができることは、二酸化炭素の発生を抑制することであり、国においても、先般、15パーセントの、2025年までに15パーセントの削減を行うという国としての方針も打ち出されたところであります。新エネルギーは、太陽や風などの自然力の、自然の力を利用したり、廃木材や廃棄物など今まで使われずに捨てられていたものを使って

二酸化炭素を発生させないで電気や熱を作り出す環境にやさしいエネルギーとして、いろいろと今、取り組まれているところであります。佐用町におきましても、庁舎内で、新エネルギー検討委員会も立ち上げて、研究もいたして、当然、研究をいたしております。

委員会では、まず新エネルギーについての基礎的な学習や具体的な事業例などの情報の収集、また、町内で取り組み可能な事業についても協議を行っております。今後は、地域にあった新エネルギー、例えば、木材ペレットの暖房や、ボイラーなどの導入など、できるものから検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、一般家庭への太陽光発電の町補助金を検討してはどうかということでございますが、太陽光発電の導入にかかる国の補助制度は、経済産業省の光発電導入支援対策費補助金交付要綱に基づき、太陽光発電普及拡大センターが募集を行っております。これは、例えば、公称であります、最大出力が 3.5 k w のシステムで 1 k w あたり 7 万円を補助するものでございます。将来、導入を、これを導入の推進をしていく上では、町の独自の支援策も検討していかなければならないというふうにも考えますが、まずは、現段階におきましては、国の制度を活用していただき、この国の制度についての P R 等も、町も行っていきたいというふうに思っております。

次に、公共施設に太陽光発電設備の設置ということでございますが、先般、国の臨時交付金事業、または公共投資の交付金事業等の説明の中でも事業について、ご説明しましたように、佐用中学校、上津中学校、三日月中学校、それぞれにですね、太陽光発電を、まず教育も兼ねた観点から設置を考えていきたいというふうに思っております。そういう中から、また、今後、各施設の太陽光発電の設置については、国の、また今後、補助制度、事業も生まれてくると、次々と打ち出されてくると思いますので、そういうものも、捉えて、町としても対応していきたいと、事業化していきたいというふうに思っております。

次に、林道三日月本郷線の林道についてのご質問でございますが、本路線は、平成 3 年度より、近接する民有林の育成、林産物の搬出コストの削減により林業生産性の効率を上げるために、当初、10 力年計画で認可を受け着手をされておりますが、平成 14 年度に災害による他事業との調整等、林道予定線形の変更をし、全体計画も完成年度を平成 21 年度として重要変更協議を経て、計画より 1 年早く平成 20 年度に完了をいたしております。

本事業の総事業費は、本工事、測量試験費、用地・補償費、工事雑費、事務費からなり、9 億 3,130 万円であります。工区ごとの事業費は、平成 4 年の 1,250 万円から平成 15 年度の 8,000 万円で、年度平均約 5,000 万円弱で事業完了となっており、これまで、工事におきましては、指名競争入札で執行され町内の業者の方で施工がされております。

工事施工状況につきましては、林道設計指針や林道規程、森林土木工事等の仕様書、民有林事業設計方針に基づき、施工、管理を行って工事検査においても町、県治山課、本庁の工事検査室の検査も受けておりますので、適切に施工ができていっているものというふうに捉えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まず、はじめに、高齢者福祉の件ですけれども、一番最初の、この介護保険の 4 次の改定で、最も政府の方としても、目玉としたのは、先ほど言われました、全国的には 3 パーセントの介護報酬の引き上げ、佐用町では、2.8 パーセントでしたけれども、これが、佐用町にある、まだ、4 月からですから、調査が、まだできてないという

ことですけれども、申請の段階で、その、今回の、介護報酬の改定は、全体として、底上げるものじゃないです。一定の条件を満たした事業所に対して行われるということですから、今の申請状況、その一定の条件なんかは、その申請が出てると思うんですけれども、その状況はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 加算対象としては、地域密着型の4施設が、まあそういう施設になるんじゃないか思うんですけれど。

申し訳ありません。加算による単価アップということになりますので、4月、5月については、まあ6月にはっきりとするという状況であります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その、この4月にはね、その前からですけれども、この第4期の介護保険事業計画は策定しておるわけですから、国の方針にしても、2.8パーセント、そういうの分かった上で、この計画が立てられておるわけです。その計画段階に乗る段階では、どうだったんでしょうか。今、実際には、その申請なんかも分からないということですが、計画段階で、ある程度見込みとしては、どうだったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 計画の中では、21年度に、一律2.8パーセントの介護報酬引き上げを見込んでおりますけれども、個々については、調査しておりませんので、全体的にはいう意味で、個々には調査しておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） ですから、計画段階、その計画立てる、第4次の介護の計画を立てる上では、まるまるそれは2.8パーセントを見込んだということでしょうかね。各町の、そういうことですか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（新庄 孝君） はい、それを見込んでしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その実際ね、その細かく、その条件なんかも、その計画立てる段階で調べればね、その佐用町内の事業所に対して、これだけの、その額が、その加算されるかどうかというのは、計画段階でも、ある程度、分かったことだと思うんですけども、その政府の方でも、この計画、第4次、その全国的な、この介護保険の改定ですから、その中で、加算がとおる事業所は、6割から7割というふうに見込んでいるんですね。ですから、佐用町でも、政府の方としても、その6かあるいは7割、全部が全部、この3パーセント、2.8パーセントの利用報酬の、引き上げによってね、それが加算されるか言うたら、6、7割しか見込んでいないということですから、この計画自体は、これから3年間、これで、介護計画やられるわけですから、ちょっと、この計画、そしたら、ただ単に当てはめただけで、佐用町の実態を見てない計画だということになると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（新庄 孝君） 佐用町にあります通所なり、ショートステイとかデイサービスの事業所、全てが該当するのではなく、また、加算についても、条件によって加算対象になってますので、今、ここで、どの事業所について、どの加算があって、何パーセント上がるというのが、ちょっと申し訳ありませんけど、調べておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それで、その、考えられるのはね、その加算によって、その介護報酬が上がって、その加算の条件を満たすためには、その主任のケアマネージャーか、それから資格取得の希望者が、その事業所としてはね、そういうふうなのを資格を満たすために、ケアマネージャーなり資格取得者を増やさなあかんということがあって、それに対する支援も、町としても、厚労省の方の方針としても、その研修もしなさいよということですから、実際、事業所が、どういうふうになっているか。それから、事業所の方としても、ケアマネージャーなり、資格取得者の方を増やしてやるんか、そのこともありますから、町としても、それを支援せいという厚労省の方針ですから、その点は、その研修なり受ける、その体制はどうですか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（新庄 孝君） 平成20年度も3回実施しております。平成21年度についても2回研修会を行う予定にしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) ええっとね、福祉人材確保の指針というのが、2007年に出ているので、厚労省の告示です。

その中で、地方公共団体の役割として、地方公共団体は、事業者の指定や指導監督を行い、地域の実情に応じて、住民に対して、必要な福祉介護サービスを確保するための計画を策定する。まあ、今回されていますけれども、その事業にかかる費用の一部を負担する等の役割を担っている。このため、地方公共団体は、福祉介護制度、関連法規の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行う。また、福祉介護サービスに関わる、法人、施設、関係団体等の取り組みを把握しながら、個々の経営者では、対応が難しい人材確保の取り組みや研修の実施など、人材の質的向上を支援していく必要があると、こういうふうに告示にもされているんですね。ですから、各事業所に任せるんでなしに、それを各事業所が確保される、従業員に対しても確保されるよう町としても支援するということから、これが、事業所が求めているケアマネージャーとか専門員の増員に、町としては、体制ができていないかと。予算的な面も含めてですけども、それは、いかがですか。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(新庄 孝君) 研修を予算化しておりますので、一応、体制の方は整っていると考えております。

[金谷君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 体制の方は、今まで、その国の方の方針として、佐用町の実態にあった、ドンドン、ドンドンね、その今、自治体で、4月からで、こっちの実態、まだ把握していないという状況でね、果たして、それが、今、国の方針に則ってやる上で、佐用町の自治体に沿ったものに、それが体制がなっているかどうかという質問なんです。現状も、それ、事業所の方が、どういう状況が分からぬのにね、その体制が取れてますと言われても、どうかなと思うんですけどね。

議長(西岡 正君) はい。

健康課長(新庄 孝君) ご指摘のとおり、各事業所の細部の、そういう加算に対する状況、あるいは、そういう各事業所に対して、そういう、ちょっとまだ把握しておりませんので、今後、しっかり把握して、そういう加算の対象になるように、また、調査なり指導をしていきたいというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 先ほど、その介護認定の利用率に対しての、所得に対しては、まだ、その、複雑で分からないということなんですけれども、そしたら、介護度ごと、佐用町の被保険者が3月末で、6,384人、認定者が、同じく3月末で1,144人、この内、1,144人、

その介護度別の利用率については、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（新庄 孝君） 若干まあ、人数については、ちょっと誤差があると思うんですけども、佐用町全体では、48.5 パーセントでございます。

要支援 1 については、44.6 パーセント。要支援 2 については、41.5 パーセント。要介護 1 については、39.3 パーセント。要介護 2 については、49 パーセント。要介護 3 については、52.1 パーセント。要介護 4 については、56.4 パーセント。要介護 5 については、56.1 パーセントでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その厚労省の発表している昨年 9 月の調査が 53 パーセントですから、それに比べての本町の利用率というのが、ちょっと低いと思うんですけども、そのへんの分析、まあ全国的にもね、その介護保険ができた当初は、準備していた段階でね、2000 年と 2005 年と続くんですけど、2005 年で、その利用率が 60 パーセント。2010 年には、80 パーセントまで上昇するだろうと、厚労省では、そういうふうな準備段階では見ておったんですね。それが、この今回は、その 9 月、昨年 9 月で 53 パーセント、今、お聞きしたら、佐用町では、平均しても 48.5 パーセントですから、だいたい利用率は低いと思うんですけども、そのへんの分析としてね、全国的にも低いというのがあるんです。

本来は、介護認定受けているわけですから、100 パーセント、その受けれるというのは、当たり前になりますけれども、今回の、第 4 次の介護保険事業計画の中でも、それを踏まえた、利用率なんかも踏まえた上で、この計画を立てられていると思うんですけども、町としてはね、やっぱり、せめて、その全国平均的な 53 パーセントぐらいには、いくべきやと思うんですけども、その利用率は上げていくというかね、その方策については、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 平均より低いというご指摘なんですけれども、まああの、これいう、地域性によりまして、佐用町では、結構、各地域の方が、結構まあ、そういう高齢者に対して、対応言うんですかね、援助とか、そういうことをされます。それで、まあ、それで、結構そういう援助によりまして、介護の方をできるだけ受けられないというような状況があると思います。

それで、若干、その限度額についても、低いのではないかなというふうに考えます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その介護認定制度そのものをね、今回、国の方としても、見直しとまではいきませんが、その声が上がっています。

要介護認定制度生みの親とされているんですけども、静岡県立大学の小山秀夫さんという教授がおられるんですけども、その認定基準、その限度額もあるし、その利用あるし、利用率もあるんですか、その、ほとんど、利用されて当たり前のものが、それまで、介護認定してまで、率が半分ぐらいですから、そもそも意味がないんじゃないかということで、その認定制度自体を止めても、というのは、普通の医療保険言いますと、医療保険の場合は、医療段階がして、あんたここまでですよ。その医療は、ここまで受けれますよとか、そういう段階があるんですね。介護保険についても、医療保険の同じように、認定しない。その限度額を設けない。その本人が希望する段階で、これでいいですかと計画を立てた上で、改めて、その認定もしないし、限度額も設けない。介護保険制度、認定制度の生みの親言われている、その教授の方でさえ、ここへ来てね、そういうこともあるんですから、そういうことも踏まえて、町長にお伺いしたいんですけども、介護保険としてね、そもそもが、やっぱり、必要な人が、必要だけ受けれたらいいんであって、上限なり、その利用を制限するいうかね、その認定の段階を決めるということ、その制度自体については、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、やはりですね、今言われるように、必要な方が、必要な介護を受けれたらいい。だから、重度の方でも、家庭なり、家族でできるのであればね、それが望まれるのであれば、そういう選択もされればいいと思うんですよ。

ただ、保険制度であって、これも、かなり大きな、それぞれが個人の負担もありますけれども公費の負担もございます。そういう中で、介護の必要性という中で、やはり公平性とか、ある程度介護保険料の全体の保険料の抑制ということも考えていかないとですね、負担をドンドン増やしていくことは難しい。増えていくということは、これも、また、それぞれのまた負担になっていくわけですから、ですから、やはり介護度というものはね、ある程度、こういう審査をして、それに基づいて、ケアマネージャーが、きちっと、そのケアプランを立てて、介護サービスを受けているわけですから、私の、例えば、私の母親も、今、デイサービスを利用しております。それも、介護認定、要介護、要支援を受けてですね、それによっていただいております。

だから、それが、ほなら毎日ね、そのデイサービスに行く、それは、そうすれば、それだけのたくさんのお金も要ります。それは、私ところは、週2回までという制限があります。それを1回しか使われてない方もありますし、2回を使っている、私とこの母親は2回使ってますけれども、そういう中で、本人の希望に沿った形と同時に、ケアマネージャーが話をして、ケアプランを作っているわけですから、私は、今の制度で、それぞれかなりうまく運用ができていないかというふうに思っております。それは、介護サービスが使われてないというのは、それは、それぞれの選択の中で、皆さんが、それを望まれてと言いますか、選択されてした結果であろうというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 選択されるんですけども、選択するにしてもね、限度額、皆さん

が、いっぱい使われておるんだったら、ある程度、抑制するという意味でもあるんですけども、全然、半分ぐらいしか利用されていないんですから、もう意味ないということも、先ほど言いましたように、制度を作った人すらも、そういうふうにな、言うてる状況なんです。

それから、介護認定の基準の変更についてお伺いしたいんですけども、1つ、コンピューター1次判定、それから2次判定とする中で、一番問題になったのは、例えば、認定調査員のテキストがあるんですけども、それに変更を、ちょっと言いますとね、移動、移乗についてはね、寝たきりの人が、今まででしたら、寝たきりですから、全介助ですはね。それが、新テキストでは、寝たきり、まあ介護のしてないから、寝とう、そのままですからね、それで、自立と判定されるんですよ。何か、おかしな話でしょ。

それから、頭の頭髮についても、整髪については、その頭の髪の毛がない人については、髪の毛がないから、それは、自立とかね、そういうふうな判定される。

それから、食事とるんにしても、静脈用って、その、点滴受けて、口から食べてない人ね、については、点滴受けている人には、今まででしたら、全介助だったんですね。それが、介助の介助なしとして、新しい、そのテキストでは、自立と判定されると、こういうふうになって、この第1次の、そのコンピューター、それは、厚労省が決めた、そのテキストに則ってやるわけですから、一律に、それを、パッと数に当てはめていくわけですから、それは、それで、町としては、そういうふうな基準ですから、それは、せなしゃあないんですけども、これが果たして、それが、1次で、介護の状態を正確に、それが表しておるかどうか、そのへんの見解はいかがですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） そういう、新判定になったわけなんですけれども、一応まあ、3月に訪問調査員の研修会を行いまして、そして、特記事項に、そういうことを記入してくださいということを徹底しました。

また、4月の審査会には、その特記事項を十分目を通していただいて、そして、判定していただくようにしましたので、先ほど、町長の方から報告ありましたように、全介助につきましても、10件中、9件までは、同じような全介助というような、その内、9件まではね、全介助というような、研修会を、しっかりして、それで、新判定に対応するように、できたのではないかとこのように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 新しく、その新、前の、その介護認定受けれて、今回、またいう方は、それ新しくね、全く新しく介護認定受ける人については、前の部分がないんですね。そやから、新しく、認定された人については、1次判定の前回がないわけですから、その全体の前の判定がないわけですから、それについては、その希望を言うという以前の問題で、果たして、それが、今言われたように、特記事項の中で、正確にお医者さんの特記事項もあるし、その調査員の特記事項もある、その中で、正確に反映できるか言うたら、全国的に言われているのはね、それ、ほんまに事務量が大変なんです。一々、その1次判

定で、コンピューターで、パッと出たやつを、また、それから、ほんまにおうておるかどうか、実態に把握なっているかどうかというのを、2次判定の特記事項の中で、そういうふうな、その助けるいうかね、その2段階によって、それが、正確に把握できると、厚労省も言うているんですけど、果たして、佐用でも、それが、今、課長の答弁では、そういう特記事項で、ちゃんと見たから、できたということなんですけれども、今後も、それから、1次判定だったら、もう簡単なんです。もう特記事項、ずっと誰でも調査していったら、コンピューターにパッと打ち込むだけです。それから改めて、町としても、特記事項、慎重に審査していくということですから、その体制、今後も、それができるかどうかね、先ほど、言いましたように、そのケアマネージャーの研修なんかも、それによって、また出てくるんですよ。その町の体制としてもそうですし、その事業者としての、その職員の体制としてもね、先ほど、お聞きしたのは、そういうこともあって、その介護職員、町の職員についてもね、それができておるかなと、今後もね。いう危惧があるんですけども、やりますということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（新庄 孝君） まあ、先ほど、答弁させていただきましたように、これがね、全介助であったものがね、介助されていないという、全てね、介助されていないということでしたら、大きな問題と思うんですけども、今のところ10件中9件が全介助、一部介助が1件ということで、また、今、新判定、従来の経過措置としてね、希望調書を取って、そして、それに応じて検証をしていくというふうになっておりますので、希望調書とか、そこらへんを、また分析しまして、そして、その状況、また算定の関係も、そこらへんの調査しながら、また、検討していきたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今年の6月8日に神戸新聞が報道しているんですけども、県内としての深刻な福祉人材不足として、県で08年度、高齢者、障害者、児童の福祉にかかわる職員は、19万4,000人と推計。サービス量の伸びなど、考慮して、11年度までに必要な職員数を試算したところ、現時点より約2万3,000人多い、約21万7,000人に上る。このため、県は、09年度、11年度の3年間で、多様な人材の参加促進、人材の定着を図るキャリアアップ支援などを柱とした対策推進プログラムの策定と。県としては、こういうふうな人材育成に対してやるんですけども、県もやるし、町としては、これもあるんですけども、これに人材の確保については、町としては、どういうふうに取り組んでいけるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（新庄 孝君） 実際、介護報酬のアップ等もね、当然まあ調査して、その状況によってね、また、処遇改善なり、それから、人材の確保、そういうことで、検討していきたいというふうには考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうな、県もやるし、国の方としてもやるしということで、町としても、これに取り組んでいただきたいと思いますけれども、特養ホームについてもね、佐用町としては、施設が多いということですね、あるんですけれども、最初の質問に言いましたように、群馬県の施設でやったのを、群馬県に入所している人は、東京都の人が多かったんですね。他の全国的な、これ問題ですから、2、3、その、一人一人の人が、2、3の施設に掛け持ちというか、それで申し込んでおるから、実態としては、もう91万人言いましたけれども、少ないんでしょうけども、それにしても、佐用町としては、最初の答弁では、入所待ちは少ない、その、優先順位を決めてするんだということなんですけれどもね、町としても、その施設建てるというのはね、中々、難しいと思うんですけれども、この点で、佐用町内の人に対しても、全然ゼロというわけではないですからね、入所待ちの方が。まあ、優先順位をしてあるということもあるんですけれども、これ町としては、やっぱり入所待ちに対しては、どういうふうな対処をされていくんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 都市部ですね、非常に何年も入所待ちがあるような状況では、当然、佐用町ではないと思っています。

ただ、じゃあ、やっぱり体のことですから、急に悪くなったり、また家族の方がですね、旧に、その介護ができなくなったり、いろいろと、やっぱり、その緊急な事態が出てくる場合があります。そういう時には、当然、相談をいただいてですね、できるだけ、早く、その対応ができるように、それについては、各介護施設、特養をはじめ、また、老健施設や、いろんな介護施設との、常に連絡協議会なんか持ってますから、そこに依頼をしてですね、そこには、ある程度、余裕じゃないんですけれども、緊急に対応できるショートステイとかですね、そういう枠があります。で、そういう枠を利用して、まず一端は、そこで緊急に介護をするように処置をして、その後、また、次の段階として、正式な入所なりですね、また、その施設、それぞれ、地域内の連絡をとってですね、入所ができるようにしていく。まあ、そういう、その連絡なり、また協議をしていく体制は、福祉課、また保健師、それぞれ体制として、できるだけ町民の皆さんの、そういう状況に対しての、丁寧に親切にできるようにしておりますので、今まで、私の方へ、それ程大きな、待ってて、全然駄目だと、入れないんだと、困っているんだというふうなことでのご相談は、あまり聞いておりません。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 包括支援センターの体制について、お伺いしたいんですけれども、この新しい、高齢者福祉計画についても、基本方針で、一番最初に、住みなれた地域で、

安心して暮らせる地域ケア体制の整備とあって、高齢者が住みなれた家庭や地域において、安心して暮らせるように、高齢者を地域で支える仕組みの構築に向けて、介護サービスの充実、高齢者に優しいまちづくり、地域での見守り体制づくり、介護福祉、保険、医療各分野の連携を深める体制の整備に取り組んでいきますと、こういうふうに、方針の中で謳っておられるわけですね。

その実際、今、地域支援センターで4人と言われましたけど、各支所、保健師の方、おられますけれども、地域支援センターで、職員、まあ正職員として4人ですかね、その体制の、その事務分掌表を見ると、高齢者総合相談とかあるんですけども、実際、地域支援センターの中で、副課長なり社会福祉士がやっている業務、今の業務は、どんな業務を主にやっているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（新庄 孝君） 高齢者の生活とか、介護に関する悩みの相談ということで、例えば、介護保険サービスとかね、福祉サービスについて知りたいとか、あるいは、最近、物忘れが酷くなって、どこへ相談したらええとか、まあ、家族の中で、孤立したり、虐待とか、いじめられるというような高齢者の方の相談の窓口となりまして、また、自宅の方にお伺いしたり、まあ、適切な、そういう機関があったら、申請を助けるというような高齢者のための包括支援という業務を行っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、まあ、今言われたんは、その事務分掌表に載っておるね、そういうことが、やられるとして謳ってあるんですけども、実際それが、その地域包括支援センターの役割としてね、町全体の高齢者福祉を見るという役割が、地域包括支援センターにはありますから、実際、他の、ケアマネージャーとか、ケアマネジメントもするとかいうこともありますけれども、全体として、高齢者福祉を見るという、その体制になっているかどうかね、その4人では、だいたい、4人の方が、この高齢者福祉を、町全体の、それを見るということですから、他の業務に、ちょっと、ケアプランの作成とかね、そういうふうなのが、一般的には、言われているんですけども、佐用町としては、やっぱり、そういうふうにはなってないと。高齢者福祉全体の相談窓口や支援事業が、きちりできていると、そういう体制であるということなんでしょうかね。もし、なかったら、その町長の判断ですけどもね、町全体の中で、できてないとあればね、そういうふうな、高齢者福祉、健康課の職員の配置なんかも考えるべきやと思うんですけども。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、これまでですね、介護サービス事業、これは、それぞれサー

ビスの、かなり経験をもってやってきて、その中で、今、事業としてはですね、いろいろな介護施設、社会福祉協議会、それぞれ、それにかかわっていただいている皆さん達と一緒に協力の中ですね、町としても、その調整をし、また、その事業の円滑な運営、そして、高齢者の皆さんの、それぞれ介護が必要な、また支援が必要な方々への相談支援、そういうことについては、概ね、そんなに大きな、今、問題なくできているのではないかなというふうに思っております。

人間的にも、それは、それぞれ担当が、専門ということになってますけど、全体でね、保健師等については、かかわってやってくれておりますし、また、健康課だけでなくって、福祉課なんかも、やっぱり、そういう相談に乗ってやっておりますし、大きな、今、問題と言いますか、そういう町民の皆さんへのご迷惑をかけている所はないのではないかなというふうに思っておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 学校給食について、お伺いしたいんですけれども。

これも神戸新聞、6月5日で、学校給食進む地産地消と題して、見出しで、県が2007年に実施した学校給食の調査によると、たつの、宍粟、相生市など、4市3町の西播地域は、県内産の食材を40パーセント、県平均28パーセントを使用。特に、宍粟市は、合併前、旧山崎町で給食が始まった1933年から他市町に先駆けて、米のほか、学校給食センターによる食材の71パーセント、宍粟市はね、そういうふうになっているんです。

今の現状をお伺いしたいんですけれども、佐用町の、その給食センター、各給食センターの地元産の食材の割合は、どれくらいでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） ちょっと、ざっくりしておりますけれども、南光給食センターと三日月の給食センターが、5割から6割の使用となっております。

で、上月の給食センターも利用しておりますけれども、これは直売所で購入しているということで、ちょっと具体的に、ちょっと数字忘れましたが、上月の給食センターも地元産の野菜を購入しております。

〔町長「給食センターじゃないでしょ。各学校」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） ああ、センターじゃなくて、ごめんなさい。自校方式でした。上月の方は。

センターは、6割からぐらいで、南光。

〔金谷君「佐用は」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） 佐用は、実際のところ現段階では、米だけです。

〔金谷君「ああそう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その給食センター、その統合する段階でね、その段階で、その方針の中で、謳われておるわけですね。その地元産を増やすと。それで、今、最初の答弁ではね、農協、普及センター、農家が連携して、これから、計画立てると。その方針立てる前に、やっぱり、そういうふうなことは、ある程度、これ答えは出てくるかなと、その体制についてもね、農家と体制して、その体制をとっておるとかね、普及センターが、どういう作物を作って、佐用町では、こういう、どんな食材を、今、作っておるんか、それを、今、調査するということなんでしょうかね。

実際、ザクツとして、6割から5割と言いましたけれども、細こうにね、こんな食材やったら、佐用町で作られる食材ですからいうことで、宍粟市ですら、71パーセント、その、給食のメニューにもよりますけれども、献立にもよるけれども、100パーセントやる日を設定しているというような状況ですから、現状として、どんだけの食材を地元産でやれるかというのは、それ、統合する計画前に、そういうふうなのが、ある程度できているかとは思いたんですけれども、今までの、その経過としては、どういうふうな話し合いをされたんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 年間、佐用町内の給食センターでは、43トン余りの野菜を利用しております。その中で、7トン、8トンというジャガイモ、玉ねぎは使用します。結局は、佐用給食センターの場合は、かなり利用量が多いということで、実は、直売所にしても、家庭サイズで作った、余ったと言いますか、余分に作った物を出されている。かなり計画的に栽培していただく。それから、かなり形状の揃ったものでしか、中々、調理はしにくいという現状があります。そうした中で、きちっと、その品質管理ができたりとか、計画的な栽培を安定的にこう、供給していかなければいけないという、そういうシステムづくりが、まず大事である。それと合わしまして、できるだけ生産者から、直接、中間を通さないで仕入れて、できるだけ給食費を安く上げたいという、そういうシステムを、今、関係課と協議と、後、農協とか普及所とか直売所、そういったところの生産者ともつながりあいながら、何とか、その方法を模索しているのが現状でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

6番（金谷英志君） ですから、そういう模索している状況というのね、ある程度方針が、統合される方針ができた上で、そういうこと、今から、そういうこと言われるならね、は

じめにもっとね、生産者なり農協なり、改良普及所なりと相談して、こういうふうに、こういうシステムを作っていくんですよということですね、私、もうちょっとできているかなと。その上で、この提案、統合の提案をされたかなと思ったんですけども。

それから、ごみについても、やっぱり給食センターのごみだけ、生ごみ、その生ごみ言うんかね、それだけの処理するということなんでしょうか。今、考えておられるのは、そのシステム言うぐらいですから。どうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 今、大まかに、2種類の残飯の処理の方法がございまして、1つは、砂状に、こうして行って、時間を掛けて、肥料にはなるんですけども、堆肥等活用できるものと、水になって、水が液肥となるという、2つの方法がありまして、現在のところは、その液肥になるものを採用しよう。粉になるのは、どうしても、臭いが、もうすごいということで、あそこにも、今度の予定地にも民家がありますので、それは、事前の中で、臭いが出るようなものは、こらえてもらいたいというようなことも、聞いておりますので、それと、現在、町長の答弁でもありましたように、近年、特に、液化にする残飯処理機が出ているという、そういう状況で、比較評価の中でございしますが、実際に、物を見たりして、はっきり決定したいと思っておりますが、とりあえずは、給食センターから出る残飯処理ということを現段階では考えております。

6番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） はい、時間終わりました。金谷英志君の発言は、終わりました。ここで、暫く休憩したいと思います。3時30分まで休憩いたします。

午後03時13分 休憩

午後03時29分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。21番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21番（鍋島裕文君） 失礼します。21番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、町民無視と言わざるを得ない、学校給食センター統廃合問題について、質問いたします。

合併後、庁舎内で学校給食センター統廃合が検討され、今年度同センター建設工事が行われる予定になっています。ところが、この計画は、庁舎内部の検討状況が中間報告も含めて、一度も議会に報告されずに、突然、先の3月議会での平成20年度一般会計補正予算に建設工事費4億3,000万円として、それも地域活性化生活対策事業費の工事請負費7億4,450万円として一括計上されるというものでありました。この間、議会をはじめ町民には、秘密裏に計画が検討されていたというのが実態であります。そこで、この問題を明らかにする中で、町事業計画の推進は、町民への公開を原則にすることを求めて質問いたします。

第1点目として、学校給食センター統廃合を内部検討した経過を明らかにされたい。

第2点目、この間、議会には中間報告等もなく、秘密裏に進められた事実について、町長の見解を伺う。

第3点目、現在、学校給食センター統廃合計画と同じように、議会にも秘密裏に進められている事業を明らかにし、これらを公開すべきだがどうか。

第4点目、事業計画の町民への公開は、町長の選挙公約ではなかったのか。前回、町長選挙での新生佐用をつくる会、ニュース第3号には、行政の目的は、住民の幸せづくりです。ですから、説明責任、透明性と、公平性が大事ですと書かれています。

次に、臨時交付金等新たな財源の有効活用を求めて質問いたします。

国の08年度第2次補正の4億135万円の交付に続いて、09年度第1次補正で5億7,900万円余りが臨時交付金として国から本町に交付予定であり、第2次補正で創設された緊急雇用創出事業交付金、基金として県にプールされるものですが、これは、第1次補正では、その内容が拡充されています。また、本町09年度当初予算では、地方交付税普通交付税の中に、地域雇用創出推進費として、1億5,300万円が計上されています。勿論、今回の09年度第1次補正予算の総額14兆円自体は大企業には大盤振る舞い、国民には1回限りのばらまきと批判されるもので、見過ごせない問題として、この理念なきばらまきのつけを消費税の増税によって、国民に背負わせるなど、大きな問題のある補正予算であることは間違いないものでありますが、予算や関連法律が、国会で議決された以上、佐用町に交付される臨時交付金等は、限度額いっぱい、町民福祉に有効に活用することは、地方自治体としての当然のことであり、責務でもあります。そこで、これらの財源の当局の活用計画の現状を明らかにし、活用提案を提起し、その有効活用を求めて質問いたします。

ただ、この質問通告は、一昨日の議員協議会での当局の交付金事業計画説明の前に出されており、説明を受けている活用計画の説明は、簡単で良いことや、今回の私の提案と、当局の計画がダブっているものがあることを、申し添えておきます。

第1点目、地域活性化経済危機対策臨時交付金について、伺います。

その1、この活用計画の現状を明らかにされたい。簡単で結構です。

その2、次の活用提案について、町長の見解を求めます。

保育園の耐震化と病後児保育の実施について。地元から要望されている全ての防犯灯、街路灯設置工事の完了。地元要望の出ている全ての崩落危険力所の町道法面保護工事の完了。福祉のまちづくり整備事業推進の財源としての活用など。

第2点目、普通交付税の地域雇用創出推進費について伺います。

その1、普通交付税の活用は、一般財源であり、当然、制約はないわけですが、この推進費活用の基本的な姿勢として、全額雇用推進のために活用する方針か。

その2、活用計画の現状を明らかにされたい。

その3、次の活用提案について、町長の見解を伺う。スクールアシスタントの増員について。臨時保育士など臨時職員の事務化財源として活用など。

第3点目、緊急雇用創出事業の拡充について伺います。

その1、第2次補正の今年度から3年間での本町交付総額1,210万円の活用状況はどうか。

その2、第1次補正で拡充された内容と活用方針を伺います。それも簡単で結構です。

第4点目、第1次補正の地域活性化・公共投資臨時交付金の活用について、活用計画を明らかにされたい。

最後に、町契約の適正化を求めて質問いたします。

昨年1月の汚職事件発覚後、当局に再発防止策を提案し、その具体化を求めて参りました。その後の現状を確認し、再発防止策の強化を求めるため、また、町契約における諸問題を明らかにし、その改善を求めて質問いたします。

第1点目、再発防止策の現状について、伺います。

その1、この間、当局が取り組んだ同防止策と実施状況はどうか。

その2、事件後の随意契約での1社見積もりの実態と、その見解を伺う。

その3、随意契約の公開について、随意契約内容表でなく、開札結果表形式のものを公開するとの、昨年6月議会での町長答弁は、履行されているのか。

その4、全課の随意契約結果表を財政課で集約し、開札結果表を同様に議会へ報告すべきだがどうか。

第2点目、財務規則遵守の立場から天文台の清掃委託業者の辞退と再入札での事務処理について、問題がないかを伺う。

第3点目、にしはりま環境事務組合管理者としての町長の見解を伺います。にしはりま循環型社会拠点施設の土地造成進入道路工事契約では、日研技術コンサルの設計積算ミスが、入札前に発覚していたにもかかわらず、入札を執行し、後で契約変更処理が行われています。

そこで、その1、補強土壁敷設面積計上数量の誤謬発覚後の入札執行は問題ではないか。

その2、このことによる9,800万円余りの契約変更処理は問題ではないか。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今日最後の鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食センターの統廃合を内部検討した経過についてというご質問でございますが、学校給食センターの建設につきましては、合併前にさかのぼりますが、佐用・上月・南光・三日月町合併協議会において、平成16年12月に新町の建設計画・まちづくり計画を策定し、その第2章第4節の主要施策として、老朽化した給食施設の整備が表記されており、具体的な財源計画の中では、合併特例債充当事業として、学校給食センターを統合し、新町すべての小中学校の給食に対応した施設を整備する学校給食センター建設事業が示されております。

この合併特例債事業につきましては、当時、平成16年に、市町村建設計画における主な町事業として一覧表に表示し、旧町のそれぞれの議会で合併協議会の事務局より説明がされて、なされております。合併後は、市町村建設計画を引き継ぎながら、平成19年3月に佐用町総合計画が策定をされ、基本計画の第2章第6節の、よりよい教育環境の整備において、その主要施策の中でも学校給食センターの整備についての説明をさせていただいております。

具体的な事業実施につきましては、本年の3月議会において平成20年度補正予算で議決をいただき、現在、事業に取り組んでいるところでございます。

以上のとおり、ご質問の給食センターの統廃合について内部検討した経過はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、この間、議会には中間報告もなく秘密裏に進められたことや、内部検討中の事業について、これらを公開すべきと思うがという、ご質問でございますが、4月23日に設計入札を終了し、基本設計について設計業者を交え、学校・栄養教諭や調理員を中心に建設推進担当者会、関係課による調整会議を設置し、先進地視察なども行いながら協議を進めているところでございます。

P T Aの皆様につきましては、給食センターの建設に関する施設の概要や今後の協議に関する基本的な考え方について、4月から総会や役員会にあわせて説明をさせていただき各学校に意見集約を依頼しております。ご意見や要望があるところから別途説明会も行ってまいります。

今後は、町一本の学校給食運営委員会を設置し、P T Aや学校・職員を含め協議・検討を進めて行きたいと考えております。また、地域の自治会につきましても、地元関係自治会長への説明会を行い、ご理解をいただきますように努めているところでございます。

議員は、秘密裏に事業を進めているように、こう言われておりますが、ただ今ご説明させていただいたように、全て、事業の内容につき、議会にも提案をさせていただき、現状では基本設計を発注しております。その基本設計が、また、できあがりしだい、議会の皆さんにも説明もさせていただきますが、現段階においては、今のところ資料も、まだできておりませんので、これまで、説明させていただいた中で、早急に早く事業が進めれるように、コンサル、基本設計を発注しているコンサルの方へ早く設計ができるように、督促をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、事業計画の町民公開についてということですが、これまでに、ご説明申し上げましたとおり、新町のまちづくり計画や総合計画も公表しているところでございますが、今後も具体的な協議状況等につきましては、議会をはじめ町広報等で公表していきたいと思っております。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金関係のご質問に対してお答えをいたします。この件につきましては、先般、9日の議会開会日の後の説明会で、事業の予定におきまして、計画案を説明をさせていただいたところでありますが、この経済対策ということで、交付される臨時交付金について、議員お話のように、有効に、また町民のために活用すべく考えて、計画を十分に考えていきたいというふうに思っております。

本町では、5月の連休明けから、対象事業の洗い出し等を行って、検討を進めてきたわけですが、説明にもさせていただきましたように、交付金、5億7,900万に加え、を基にですね、事業費ベースで、今のところ約7億3,000万円、40件余りの事業を、来る6月25日の県への実施計画の提出に向けて、最終的な検討を重ねて参りたいと思っております。

事業の内訳でございますけれども、これまで、9日に説明をさせていただいておりますので、詳しいところは、そちらの方で、ご承知のことと思っております。

特に、今、ご質問にありました、防犯灯の整備等につきましても、1,200万円を事業計画に計上しておりますし、今後、町内全域の再度調査なり、地域の自治会長さんをはじめ、皆さんとの協議の中で、必要とされる箇所に設置をしていきたいというふうに思っております。

また、福祉のまちづくり推進につきましても、高齢者住宅への、高齢者宅への住宅用火災報知器の設置や緊急通報システムの一斉更新。また、保育園の耐震化につきましても、平成20年度の繰り越し事業として、三日月保育園の耐震診断を今年度中に行うことといたしております。

病後児保育につきましては、交付金の有無にかかわらず、本町の子育て支援対策を考えていく上で、検討しなければならない案件だと考えておりますが、県下での実施状況は、ごく一部の市町であると聞いており、町内の需要の程度を見極めながら判断をしたいと思っております。

町道法面保護工事につきましても、合併後、町内8カ所の落石防止及び崩土除去の要望が各自治会より提出されております。その内3カ所については、既に対策工事を実施済みで、今年度は20年度の生活対策事業の繰越事業として2カ所と通常の単独維持事業として1カ所を実施する予定といたしております。残り2カ所につきましては、応急工事を実

施し経過観察を行っております。

また、地元要望に無い危険箇所も幾つか把握して、当然しておりますので、今回の臨時交付金事業での全ての崩落危険箇所の完了とのご指摘でございますが、事業実施期間が限られておまして、これから計画を立て、用地の協力を得たりして、工事完了ということになりますと相当日数が必要でございます。中々、そういう工事、事務工事の関係で、時間的に、全ての工事が、この1年間、後1年ない中で実施することは不可能であります。

次に、普通交付税の地域雇用創出推進費についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、平成20年12月19日に経済対策閣僚会議によって決定された、生活防衛のための緊急対策に基づき、2カ年の期間限定でございますが、既定の加算とは別枠で地方交付税が措置されるものでございます。

地域雇用創出推進費の活用につきましては、町の直接雇用も視野に入れながら、町の事業費支出によって民需の自立的回復を促進し雇用の確保を図るという観点から取り組み、平成21年度当初予算編成に当たっては、次の事業について地域雇用創出推進事業と位置づけております。

新規事業といたしましては、地域活動支援センター特別支援事業補助金、子育て支援センター及び青少年育成センターの開設、救急医療等確保対策補助金、定住促進住宅の購入、佐用保育園の移転改築及び子育て支援センターの建設事業。

従来事業の拡充といたしまして、学童保育、外出支援サービス、間伐等森林の整備、姫新線輸送改善、支障樹木の伐採等、道路管理の各事業を対象として、これら新規・従来事業との事業費合計は、一般財源ベースで2億4,000万円余りとなっております。

ご提案いただきましたスクールアシスタントの増員でございますが、現員については平成21年度当初予算編成において、教育委員会と調整を行った上で決まったものであります。今後とも、学校の状況が変化し増員の必要性が生じた場合には、教育委員会と十分協議をさせていただきます。

もう1点の臨時職員の本務化であります。本町は合併以後、退職者の補充抑制など、職員数の純減に取り組んでいる最中でございます。石堂議員からのご質問にもありましたように、今後、合併特例期間が終了になれば、当然、もう算定替えが終わりまして、交付税の特例措置も終わった中で、約10億円の経費節減が求められているわけでありまして、今後とも、現在の職員数の定数の削減に努めていかなければならない状況でありますので、その、今現在の臨時職員等の状況、また、財政状況勘案の上、検討をしなければならないというふうに、近い将来、そういうことで、検討しなければならないというふうに考えているところであります。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金についてお答えをいたします。

この交付金につきましても、経済危機対策において、本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加えて、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する、地域活性化・公共投資臨時交付金を交付するとされたことを踏まえたものでございます。

経済危機対策臨時交付金に係る制度要綱が5月29日に制定されまして、運用通知が県を通じて届いているのに対し、本交付金についての情報が少ないわけでありまして、経済危機対策臨時交付金と違い、対象事業が投資的な国庫補助事業、いわゆる公共投資事業に限るというふうに理解をしております。

現時点での対象事業といたしましては、携帯電話不感エリアの解消と中学校への太陽光パネルの設置等を検討しているところでございます。

これら2つの事業における、国庫補助金、公共投資臨時交付金、町負担のシミュレーシ

ョンは、次のとおりとなります。

携帯電話不感エリアの解消は、携帯電話等エリア整備事業によって町内3地域に基地を整備するもので、国庫補助が3分の2、県補助が15分の2、残りの5分の1が町負担となるわけですが、この5分の1の部分に公共投資臨時交付金90パーセント充当できますので、町負担は50分の1となり、さらにこの50分の1を電話事業会社が負担してくれるということで、実質的な町負担はゼロになるわけがあります。

太陽光パネル設置につきましても、学校への設置を検討しており、国の安全・安心な学校づくり交付金が2分の1、残りの2分の1に公共投資臨時交付金90パーセントを充当しますと、町負担は20分の1となり、さらにこの20分の1の部分に交付税算入が50パーセント、補正予算債を充当することによって、町負担としては、計算上、40分の1で済むということになる計算になります。

次に、緊急雇用創出事業の拡充についてでございますが、今年度からの交付金1,210万円の活用事業につきましては、ひまわり祭りの会場内清掃事業や公共施設敷地内の除草作業等の事業、学校生活支援員の設置事業などを予定いたしております。平成21年度においては、既に南光自然観察村で失業者の方を施設作業員として2名採用いたしております。

また、ひまわり祭り会場の清掃業務、笹ヶ丘公園内の除草作業においては、佐用町シルバー人材センター業務と委託契約を結び、6月から実施をいたしております。

学校生活支援員設置事業につきましては、支援員の増員分を平成22年度から採用し実施する予定といたしております。

平成21年度の国の第1次補正予算で、拡充された緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、雇用失業情勢の悪化を受けて、更なる雇用の受け皿を確保する必要があり、積み増しが行われました。

今回の補正予算による、佐用町への事業補助金の配分は3,480万円ですが、現在、活用事業といたしましては、不法投棄防止の対策事業、消防水利施設の点検清掃事業、公共施設環境美化事業、スクールバス運行事業、空き家に関する実態調査事業などを考えておりますが、更なる有効な活用事業がないか、今後も検討をしたいというふうに思います。

次に、町契約の適正化についてのご質問でございます。汚職事件後において、各課長をはじめ全職員に二度とこのようなことで町及び職員が町民の皆様から信頼を失うことの無いように注意をしております。特に随意契約により工事を発注する場合は、従来にも増して詳しい理由を決済伺いに記入し、課長等の説明を求めてまいりました。そして、できる限り競争入札に付するよう指示をしてきたところでございます。しかし、修繕工事などでは特に当初建設業者に特命で発注するなど、その内容によっては、現在も随意契約をしているものもあります。それらについては、先ほど申し上げましたように、十分内容を確認し、できる限り2社以上の見積りを取るよう指示しておりますが、20年度の随意契約で1社のみの見積り件数は、修繕工事関係で90件、管理業務等の委託関係で79件あります。

これらの公表につきましては、財政課において随意契約内容表により公表をいたしております。議員ご質問の開札結果表形式での公表につきましてはの答弁と受け取り方に若干の相違があったかもしれませんが、現在のところは、既に、規定に基づいて随意契約内容の公表をいたしておると思っております。

次に、天文台公園の清掃委託業者辞退と再入札についてのご質問でございますが、これまで天文台公園の清掃業務は、広範囲にわたる面積を対象とするだけでなく、特殊な観測機器を配置している側面もございまして、熟練を要する部分があり、3年間の長期継続契約を締結してまいりました。平成21年度より新たに3年間の契約を締結するにあたり、佐用町に登録している業者で、町内業者2社、町外業者3社の5社に対して、平成21年3月4日付けで、西はりま天文台公園定期清掃仕様書及び西はりま天文台公園建物特別清

掃仕様書に基づき見積りの依頼を行いました。

3月12日の提出期限内に5社から見積書の提出があり、予定価格内最低価格の見積りを提出した業者に決定をし、4月1日に契約を締結をしたところであり、しかしながら、5月1日になって、契約相手の業者より、管理監督の責任者である代表者とその妻である現場の作業担当責任者の両名が体調を崩し、業務を適正円滑に遂行することができなくなったとの理由で契約解除願いが提出をされました。再三慰留に努めましたが、契約解除の意思は固く、佐用町財務規則第96条第1項第5号に規定する契約条項に違反し、そのための契約の目的を達成することができないときを適用して、解除願いを受理をいたしております。

その後、5月18日に契約解除業者以外の4業者に対して、平成21年6月1日から平成22年3月31日までの間の清掃管理委託業務の見積入札を行い、予定価格内最低価格の見積書を提出されました業者に決定をし、5月28日に、新たな契約を締結したところでございます。天文台公園に初めて参入した業者との契約でありましたが、詳細にわたる仕様書を添付し、仕事内容を明確にしていたつもりではありますが、広い清掃範囲と複雑な業務内容を熟知せずに受託した公算も大きく、契約解除という事態に至ったことは極めて遺憾でございます。今後は、業務内容をより明確にするとともに、契約にあたって十分な吟味、検討を行っていかねばならないと考えております。

次に、にしはりま環境事務組合管理者としての、循環型社会拠点施設整備事業についてのご質問でございますが、まず、補強土壁敷設面積計上数量の誤謬発覚後の入札執行についてということでございますが、今回の土地造成及び進入道路の工事の事業費は、当初設計を作成した時点で既決予算を超えていたために、一部工事種目において設計数量を控除して入札公告を行っております。このため誤謬についても、金抜き設計書の内訳書の数字で入札に付し、契約後、変更対応する旨、入札の前に、入札参加業者に通知をして入札を行っております。以上のことから、入札については既決予算内執行、入札参加業者の統一した設計仕様書による入札が行われ、特に問題はないというふうに考えております。

なお、落札金額は低入札価格調書に該当する金額であったため、臨時議会で補正の増額をお願いすることもなくて、既決予算内で変更契約を行っております。

9,800万円の契約変更処理についてでございますが、補強土壁敷設工事にかかる工事変更額は、施工面積が3万7,653平米の増と多いため、約7,460万円を占めておりますが、進入道路の盛り土路体の基礎部分にあたり、一体的な施工しなければならない工事であり、

次に、法面工については、当初設計金額を積算した時点で、総額が既決予算を超えたために、5,890平米を控除して入札に付したもので、現場の切土法面は段数が多く、頂上部から切土として法面施工し、また切土という一連の作業工程によるものと、切土面の濁水防止の観点から、今回1,940万円を追加工事としたものでございます。

次に、1月末現在における工事施工の現場精査及び土質試験結果による、地盤改良材の使用資材の変更及び使用数量の変更で、約400万円の追加となっております。今回の土地造成及び進入道路工事の変更契約に関しましては、工事範囲が広く、また工事量からみても工事変更契約はやむを得ないと判断をしております。なお、5月末現在の進捗率は60パーセントという状況であり、今後も工事の進捗により、現場精査による変更は発生することは予想されますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

長くなりましたけれど、私からのこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 答弁、どうも長いことありがとうございました。

じゃあ、学校給食センター統廃合問題で、再質問をさせていただきます。

まず、町民的にね、4月にPTA総会で初めて、このことを知ったという方含めて、私達議会もね、この21年度に、そういう建設工事やるというようなことは、統合して、12月議会の最終日に、例の幕山小学校の給食の佐用給食センターへの委託、あの問題の時に、来年度やるということで聞いたという経過であります。

で、年明けの1月に再度聞いて、それから3月にはもう、補正予算計上と、工事費のというのが、この間の経過であります。ですから、この経過から見ればね、わずか2カ月余りで、もう工事費の補正予算が計上されているというのが、この間の事実だったというふうに思います。

それで、ちょっと確認しなきゃいけないのは、もう、それは合併の時から決まっていることだからということで、例の合併特例債、確かに入ってますよ。合併特例債の115億のね、用地案件の中に。ただ、ご存知のように、合併協定書、正式な協定書というのはね、学校給食センターについては、現行を移行し、新町において調整するというのが、正式な学校給食の調停であります。

私も、合併後の12月議会、平成17年12月議会で、この自校式問題で質問しました。いろんな考え方あるでしょうけれども、やっぱり、いろいろ検討していく必要があるんだというふうな旨のね、答弁を町長がされておるんです。それは、平成17年の12月議会、議事録見てください。あの時に、例の佐用給食センターが、調理員の方が暑くてかなわんという問題も含めてね、質問していたわけですから。

ですから、今までの経過からすればね、何も、これ決まったことでなくて、当然、議会にも、相談し、この基本的な考え方見ても、これ内部検討なんかしていないってもんじゃないですよ。単独調理方式がいいのか、センター方式がいいのか。双方の長所、短所を十分に検討したと。ねっ、それから、最終的に単独調理場方式に統一することは、現実的に無理だと判断したとか、それから、後、財政的コストを考えたらね、やっぱり給食を安くするためにも、センター方式がいいとか、結構、多岐にわたってね、実際、まだ検討をされておるから、先ほどの、例の液肥にする問題ね、あんなんなんか、思いつきなんかできませんよ。やっぱり、十分検討したなというふうに、私は、聞いておりました。

そういうことからすれば、町長に確認したいんだが、いろいろは言うけれどもね、実際のところは、議会が12月に聞いて、もう3月に補正予算計上という、この流れの中からすればね、当然、21年度にやるんだったら、20年度に、この考えを議会に提起し、PTAに提起してね、やっぱり十分、設置場所の問題も含めて議論すべきじゃないか。これは是非については、いろんな意見がありますよ。しかし、当然、町の考えを議会に提起してね、例えば、確かに、コストの面から考えたら、センター方式がいいというけども、そんな試算すら、議会は、もろてないんだからね。当然、その試算は出すべきだし、それを見て、議会というのは、やっぱり最終的な判断をすべきだと。経過についてね、いうふうに思うわけで、そういうことからすれば、町民が、事後处理的なやり方というふうに思うのは、理解されませんか。そのことを確認いたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 確かに、その12月ですね。

〔鍋島君「そうです」と呼ぶ〕

町長(庵逄典章君)            まだ、学校給食センター、20年度の当初においては、まだ、後年度、23年でしたか、の計画ということで思っておりました。ただ、学校給食センターをね、建設しなきゃいけないと。だから、センターをつくるということについての決定は、確かに、この臨時交付金、こういう政府からの経済対策、こういうものが、やはり交付されると。それを、できるだけ有効に活用して、町の財政負担を少なくですね、当面、これからやっていかなければならない課題でありますものを、前倒してしてやっていくと、そういうことでの話をさせていただいたと。だから、それによって、その内容につきましてはね、だから、その間、それから、そういう教育委員会、その担当者の方ですね、その指示に基づいて、今、動いているということです。ですから、決して、秘密裏に何も進めているわけでもありませんし、はっきりと、こういう事業を行っていきたいということも、議会にお話をさせていただきまし、それによっての予算を提案もさせていただいたところがあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君)            はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君)            ちょっと、そのあたり、違うんだけどね、結局、この集中改革プランは、この建設が、平成21年度になっておるんですね。だから、そのあたりからピタリ、計画通りになっておるんですよ。それで、あの、いや、これ集中改革プランですよ。

それで、結局、他の問題も含めてね、町長は、この間の答弁の中では、例えば、学校の統廃合、保育園の統廃合問題についても、確かに集中改革プランでは、実施等はですね、計画されておるんです。ただ、これをどうやるかについてはね、他の議員の質問の中でも、やっぱり住民に諮って、住民合意の基で進めていくという立場で、今までいってきているわけですから、もう、これに集中改革プランに出ておるんだから、決まっておるんだからというやり方はね、それは、町長自身もおかしいというふうに思っていたはずですよ。

で、現に、これは非常に皮肉なことなんだけど、この集中改革プランに、いいことが書いてあるんです。それはね、集中改革プランの18ページ、公正の確保と透明性の向上ということでね、行政情報、事務事業の進捗状況等の積極的な公表による説明責任の実行というのが、その集中改革プランに出ておるんですね。そういうことからすれば、12月に計画を出して、もう3月に補正を組むというようなね、やり方は、この集中改革プランから見ても、この趣旨から見ても、おかしいんじゃないか。やっぱり、もっと時間をかけるべきだし、21年度にやりたかったら、20年度には、当初にはね、やっぱり提起すべきじゃなかったかというですね、この問題を確認したいんです。

それから、臨時交付金の問題を言わないでください。あれはね、4億135万円という、生活対策交付金というのは、学校給食センターの事業を挙げなければ、もらえないというもんじゃないんですよ。だって、現のあの時だって、4億135万円に対して、かなりのね、多くの事業要求をしておるわけですから、他の、振り返ったとしても、その分は、他に浮くわけだから、学校給食センターを臨時交付金もらうために挙げなければもらえなかったという問題でない。これは、はっきりしておるわけですから。ねっ、その点は、確認しておきたいと思います。

そういった点で、どうですか。このやり方問題あるんじゃないですか。

町長（庵逄典章君） 臨時交付金をね、学校給食センターしなければもらえないんじゃない、ただ、臨時交付金というものが、12月に出てきて、それを活用するための事業としてね、じゃあ、何を町としては、一番、やっぱり町民の負担としても、これからの事業の中で、財政負担を後年度に軽減できるか、必要な事業として、何が取り組めるかということを検討した結果、給食センターというのは、やっぱり、これは、もうセンターをつくるということは、決めていたわけですよ。だから、その中で、その内容的には、今から説明をし、この今から検討をし、今から設計をしているわけですけども、そういう中で、いろいろと検討もいただいているわけですけども、その12月に、それを使ってセンターをつくるということでの決定。その後、だから議会にも説明させていただきたい。そのことを説明させていただきましたし、予算も挙げさせていただいたということですので、その点は、別に、私は、その公表してないとか、秘密裏に行ったというふうには思っておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、それからは確認ですけど、よく検討はされてますよ。計画というのはね。だから、当然のことながら、この計画内容をね、やっぱり一定時間掛けて、よくやっているなというふうに思うんです。ですから、先ほど、内部検討はしてないという発言はね、それは、ちょっと違うなというふうに思うんで、よく検討されている。検討したんだったら、当然、議会にね、中間報告等含めて、すべきだったというふうに思うんです。

で、それぞれの一連のことを踏まえて、やっぱり議会やPTA、町民に対してね、説明が不十分だし、急を急いだというふうな感が否めないというふうに思うんですね。その点は、是非見ていただきたい。答弁ください。また。

それで確認したいのは、この集中改革プランと同じように、保育園の統廃合、それから小中学校の統廃合、ずっと出てますよね。改革プラン。これらも、今は、何も検討してなくて、検討するとしたら、当然、この学校給食センターと同じようなやり方で出されるのか。それとも、検討した内容はね、やっぱり、議会や町民の意見を聞くという形でされるのか。大事なところなんで、この2点について、確認しておきます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、学校給食センターとですね、学校や保育園の統合とは、全く、その内容が違います。センターとしてですね、これは1つのセンターは、もう大きく何も変わるものではないですけども、学校の統合とか、保育園の統合という問題についてはですね、どこをどうするか。どういう状態、どこに、どの保育園と、どの保育園が、どうしていくのかというようなね、やっぱり、今後の、そういう細かい、まず1から検討していかなきゃいけない。そのことにより、何度も説明しておりますけれども、教育委員会においても、学校の適正規模や今後のあり方についての検討をしていただく委員会を作って、今、そういう、検討をしていただいておりますしね、保育所においても、そういう内部的な検討を、まずして、地域の、これから保護者なり、地域の自治会なりね、そういうところにもお話をさせていただかなきゃいけませんし、当然、それは、もう全て公表、皆さん、住民の皆さんの参加や、当然、その中では、その都度、議会との、いろんな説明

なり、またご意見の中で進めていかなければならない、非常に大きな問題だというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非、こういう給食センターみたいなやり方はね、やっぱり止めてもらて、議会、町民にね、きちっと報告し、意見を聞くということでやっていただきたいというように思います。

時間ないんでね、次、移ります。

臨時交付金の関係について、全体については、議員協議会でお聞きしましたので、あれなんですけれども、2、3確認しておきます。

まず、協議会の中でも聞いたんだけど、経済対策危機交付金、これが5億7,915万ということで、この計算の根拠を出せるかって言ったら、出せないということでありました。ただ、まあ、はっきりしているのはね、なぜ、佐用町は5億7,915万あるかということで、確かに、西播磨でも、トップクラスですね。ただ、これよく見て見ますと、生活対策基金というのが、第2次補正ですけれども、6,000億。今回は、経済危機が1兆円ですね。そういうことからすれば、佐用町は、生活対策基金の140パーセント、ところが、他の町というのはね、160とか200パーセントとか、そういう率になっておるから、一概に、特別に多いということには、記述の上ではならないという点があるんです。だから、計算の根拠ではっきりしているのが、1つは、交付税の算定方式で、算定替えの計算方式であること。基準財政需要額。それから、財政力指数が、佐用町の場合は、0.35ほどですから、非常に財政力の弱い町であること。それから、過疎で高齢化率が高いほど、この交付限度額が高くなるという、そういう算式になっています。これは、財政課長、後、確認しますけれども、そういうことからすれば、現在のところは、この計算の単位費用とか、段階補正係数とか、そういったことは、まだ分かってないということでありましてけれども、これらのはっきりしたことからすれば、ちょっと確認したいのは、一部にね、なぜ佐用町が多いかという理由で、県のいわゆる地震共済ね、あの加入率が高いということが、多い理由だというようなことが、一部、ちょっと聞いたんだけど、そんな計算が、どっから出てくるんかね、このあたりのことを、ちょっと財政課長に、確認しておきたいと思います。

それから、2点目に、時間もなくて、保育園の耐震化の問題ではね、三日月保育園、確かに今年度診断します。ただ、問題は、佐用保育園は別ですよ。今やっておるんだから、それ以外の保育園について、どうするのかと。この際やるべきじゃないかという点で、明確な答弁いただきたい。

それから、うん、まあ、この2点、先に聞いておきます。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 先ほどの経済対策臨時交付金の限度額の関係ですけれども、議員もご存知のように、元々の計算基礎は、地方再生対策費、この額が基礎になっております。この額も、佐用町4町合併しておりますので、一本算定した場合と、この合併算定によって、金額が大きく違います。合併特例で、約2億200万ほどの算定が出ております。一本

算定でいきますと、約1億700万ほど。この合併による算定で、まず大きな額が出ていると思います。これは、周辺の合併していない市町と比べると、1つの大きな要素であると思っております。

その他にも、計算上、9日の日にも申し上げたんですけれども、段階補正等の数値が、きちり出ておりませんので、計算として、きちりした計算はできておりませんが、基本的に、地方再生対策を元に計算をするようになっております。後、1人あたりの単価、この単価については、市町への交付というのが、人口当たりで1,367円とか、この辺は、分かっておりますけれども、段階補正の係数、あるいは、先ほど、話がありました、財政力指数等、このへんで、こういった数値が使われているか、今のところ把握できておりませんので、十分な説明はできませんが、過疎でありますので、過疎の場合は1.2倍とか、そういう計算で全体では、5億7,000万ほどの額が出ております。

ただ、先ほど、話が出てました県の地震共済の関係なんですけれども、これは、国の方からの計算ですので、県の地震共済に加入が高い、低い、これでは、算定はされてないと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、時間ないんで、ちょっと出しておる内容のね、1つは、町道法面保護工事、これも非常に防災工事の関係でね、大事なんだけど、よろしいやろ。

〔町長「答弁、答弁が残っている」と呼ぶ〕

21番（鍋島裕文君） ああ、失礼しました。お願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 保育園の耐震調査なんですけど、現在12園の内に、耐震調査未実施の園が4園であります。で、その内、1園は、今、改築を進めております佐用保育園であります。

それから、もう1園は、今回20年度の補正予算で予算計上しております、三日月保育園であります。いよいよ残ってまいりますのが、石井保育園と江川保育園という2園になります。まあ、石井保育園につきましても、江川保育園にしても、いずれも平屋建てということもあって、なお且つ石井保育園につきましても、昭和56年に建設されておりますので、簡易な耐震調査で基準がクリアするのかなという想定をしておるんですけれども、この2園については、順次調査を進めていきたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それについては、地震、耐震の工事だからね、毎日、子どもが来ている、やっぱり早急にすべきだという点で、ちょっと、それを確認しておきたいと思います。

それで、後、要望の関係でね、確認したいのは、先ほどの町道法面保護工事、防災工事の関係では、非常に8カ所、残り2カ所と、今出ているのはね、私が言っている、その中に1カ所あるというふうに思うんだけど、時間がないから、無理じゃないかということだけでも、逆言うたら、この予算執行内の、時間がとれるようであればね、これは、防災工事、残り2カ所もやるべきだというふうに。とにかく、今言っているのは、耐震や防災だという問題だからね、これは、やっぱり早ければ、早いほどいいですよ。

それで、まあ、私の言っている所は、今度の梅雨になれば、大きく崩れるだろうというようなことも地元の方は言っておられるんでね、緊急性があるんで、そういうところは、急ぐべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、スクールアシスタントの増員は、必要があればやりますということでありませうけれども、当初予算の時に、必要性については、議論したと思います。ただ、まあ、今年度は、3カ所ということで、勿論、県の補助を打ち切られて、減額されたということが大きいんですけども、3小学校だということで、他に同じような、必要なところないかということで、あるんですね。これは、教育委員会、あるというふうに思っておられると思いますけれども、いかがでしょうか。この教育委員会、もう他はありませんか。利神・中安・三日月小に匹敵するような必要なところ。その2点お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、法面の。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お答えさせていただきます。

先ほど、鍋島議員おっしゃったように、給食センターが、どうしても臨時交付金でしなければならぬ問題ではないと、一緒です、安心・安全という部分で、当然、要望は、非常に重いものがあると、これは認識してございますけれども、議員が、おっしゃっているカ所の法面保護、これにつきましては、どうしても臨時交付金でなければならぬカ所だというふうに、私、思っておりません。

それで、経過をお話するわけなんですけれども、2月頃に地元から、現場を見てほしいというふうなことで、担当が行きました。それで、その施設がですね、集落の施設が崩落しておるといふ部分で、これを何とかいうお話でございました。最初はね。その、やはり、集落の施設であるので、やっぱり自己対策という部分で、十分お話をさせていただいて、私とも、材料支給という制度がありますので、ガードレール5枚を支給する中で、地元の方が、いわゆる出人夫でされた。これについては、非常に、私も、評価をさせていただいております。その後、私自身も行かせていただいて、議員、ご案内だと思っておりますけれども、その20メートルほど近くにですね、去年の経済対策で補正で対応しました同じような崩落カ所が、これは、もう直ぐ、町道の直ぐでございまして、これは、まあ緊急性があるということで、200万弱でさせていただいております。今回のところは、そういった地元対応もさせていただいておりますので、道路から10メートルもないとは思いますが、7、8メートルはあって、ガードレールを設置することによって、フラット部分、で、私、気になりまして、今朝も見てきました。それで、と言うのは、昨日、雨が

降りましたんで、どうかなというふうな感じがしまして、ずっと西新宿から県道、それから町道降りてきたんですけれども、いつも町長に指示されるんですけれども、それ以外は、結構落石があったわけですね。前に山がたくさんございますので、そこらあたり直ぐに帰ってきて職員にも指示して、もう午前中に整理してくれておると思うんですけれども、該当力所については、何らですね、石も落ちてないということ。それから、私も、上まで上がって確認しました。今のところは、落ち着いておるということでございます。ですから、言いたいのは、地元にもお願いして、お話もさせていただいておるんですけれども、一番、近々では、5月15日の連合自治会でも区長さんとお話しました。経過を見させていただきますと。もしもの時には、直ぐ対応させていただきますので、何卒ご理解をいただきたいということの経過でございます。

〔教育委員会教育推進課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） スクールアシスタントの件ですけれども、現在3校に配置しております。で、他校に、その必要性がないかと言いますと、勿論、他校にも、この3小学校に、いますような、特別な配慮を要する子ども達というのは、多かれ少なかれ、勿論いるわけです。で、今年度は、予算上のこともありまして、この3校に配置しておりますが、今年度から向こう3年間ということでもありますので、できれば、来年度から、この緊急雇用の、これが、使用できる、活用できるようであれば、来年度からは、学校の状況も把握しながら、配置を、また考えていきたいと、増員を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、町長も必要があればという答弁だったんでね、必要があれば、是非すべきだと、やっぱり公平にね、どの学校も、というふうに思います。町の将来のためですから。

それでは、時間ありませんので、契約の適正化の点について、2点だけ。

天文台の状況については、説明がありましたけれども、先ほど、町長、財務規則96条第5項を適用しということで、確かに、そのようになってます。それで、96条第5項を適用するのであればね、これは、町の責任じゃなくて、業者の責任による解除ということになれば、これは、あまり言いたくないけども、やっぱり損害賠償や、違約金ですね、こういった問題が発生する内容になってます。財務規則ではね。そういうことからすれば、できたら、町内業者で、そんなことしたくないなという気持ちは分かりますけれども、財務規則がある以上、公平性の原則からして、当然、この措置も考えざるをえないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたりは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） じゃあ、ちょっと私から、お答えさせていただきますけども、20年来ですね、ちょっと、これ私のミスかも分かりませんが、一部事務組合の頃から、ずっと続いて来た、実は、契約書を、そのまま踏襲していたという経過がございます。これが、チェックミスで、私が、実際課長という処遇になりました2年前に気がつけば良かったんですけども、そのまま踏襲していたものですから、いわゆる、その5項に相当する、いわゆる賠償を求めるという条項が契約書には、全然なかったわけですね。

で、今回、新たに、勿論、気がつきましたので、財務規則に則って、新たな契約を結んだというのが実態でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それから、町長に、にしはりまの関係ですけども、非常に、ややこしいですね。結局、予算がないから設計から外した分で、設計して、しかし、実際、工事入札にかける時には、その分が入っていて、業者の方から質問状で、これはおかしいという指摘があって、間違っていたから、工事終わったら、その分加えますよというような入札をやったと。

これね、4年ぐらいかかっとなや。つまり、平成18年に設計入札やって、平成20年の2月に工事入札やって、これだけでも1年ちょっとありますよ。

それから、変更したのは、今年の2月ですから、1年後ですね。これだけの期間があって、これだけのことをやっているということですね。

それで、確認したいのは、いくら予算がなかったとしても、必要な設計だったら、当然、なされるべきだというふうに思うんです。それなのに、一切、そうしなかったと。で、それが、分かった時点で、本来ならば、入札を中止し、入札適正化法を持ち出すまでもなく、厳格な入札をすべきというね、この法律の趣旨からして、やっぱり後で1億円を出しますからというようなね、そういう入札はないんじゃないかというふうに思うんですけど、そのあたりは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 結局、参加業者に対してですね、皆、公平な設計書に基づいて、まず入札をしていただくということですね。だから、その中においては、今回、当初、組合で予算化したお金、金額、それが、実際には、設計、あれだけの大きな設計でしたから、その中に納まらないと。ですから、当然、それは、予算を増額提案をして、議会をしてですね、それから、また、それにあわせて入札をするのが、私も、それは、言うたら、正しいと思います。

しかし、組合の議会ですから、中々、年に何回ということ、中に臨時議会も難しい中ですね、もうはっきりと内容が分かっているわけですから、全員に対して、この分については、入札、設計書の中には、抜けて、入っておりませんと。その後、入札後、それ、当然、今回は、低入札でありましたから、予算は、その既決予算で済みましたけれども、

〔鍋島君「たま、たま」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） たまたま。

そうじゃなければ、また増額予算をして、それに対して、契約変更をしますという条件をつけて入札をしております。

だから、皆、同じ条件の中でね、それも内容的には、しっかりとはっきりと明確にした上で、入札をしておりますのでね、その点については、私は、この全てそれでいいという、最初からの話であれば、いいということではないと思いますけれども、当時の判断としては、これは、間違った判断ではないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 時間が、まいりましたので、これをもちまして鍋島裕文君の発言は、終わりました。

お諮りいたします。後2名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明12日、午前9時30分より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。どうもご苦労様でした。

---

午後04時29分 散会